

○ 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 総務省告示第 152 号） 解説 一部改正案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン （平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正令和〇年総務省告示第〇号）の 解説</p> <p>平成 29 年 9 月（令和〇年〇月更新） 総務省 目次</p> <p>[1 略]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1 略]</p> <p>2-2 <u>個人情報（法第 2 条第 1 項関係）</u></p> <p>[2-3・2-4 略]</p> <p>2-5 個人情報データベース等（<u>法第 16 条第 1 項関係</u>）</p> <p>2-6 <u>個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）</u></p> <p>2-7 <u>個人データ（法第 16 条第 3 項関係）</u></p> <p>2-8 <u>保有個人データ（法第 16 条第 4 項関係）</u></p> <p><u>2-9 個人関連情報（法第 2 条第 7 項関係）</u></p> <p><u>2-10 個人関連情報取扱事業者（法第 16 条第 7 項関係）</u></p> <p><u>2-11 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項関係）</u></p>	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン （平成 29 年総務省告示第 152 号。最終改正平成 29 年総務省告示第 297 号）の解説</p> <p>平成 29 年 9 月（令和 3 年 2 月更新） 総務省 目次</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 定義</p> <p>[2-1 同左]</p> <p>2-2 <u>個人情報</u></p> <p>[2-3・2-4 同左]</p> <p>2-5 個人情報データベース等（<u>法第 2 条第 4 項関係</u>）</p> <p>2-6 <u>個人情報取扱事業者（法第 2 条第 5 項関係）</u></p> <p>2-7 <u>個人データ（法第 2 条第 6 項関係）</u></p> <p>2-8 <u>保有個人データ（法第 2 条第 7 項関係）</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>2-12</u> 仮名加工情報取扱事業者（法第16条第5項関係）</p> <p><u>2-13</u> 匿名加工情報（法第2条第6項関係）</p> <p><u>2-14</u> 匿名加工情報取扱事業者（法第16条第6項関係）</p> <p><u>2-15</u> 「本人に通知」</p> <p><u>2-16</u> 「公表」</p> <p><u>2-17</u> 「本人の同意」</p> <p><u>2-18</u> 「提供」</p> <p><u>2-19</u> 学術研究機関等（法第16条第8項関係）</p> <p><u>2-20</u> 「学術研究目的」</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1 個人情報利用目的（<u>第4条・第5条、第9条第3項関係</u>）</p> <p>[3-1-1 略]</p> <p>3-1-2 利用目的の変更（第4条第2項、第3項、<u>第9条第3項関係</u>）</p> <p>[3-1-3～3-1-7 略]</p> <p><u>3-2</u> 不公正利用の禁止（第6条関係）</p> <p><u>3-3</u> 個人情報の取得（<u>第7条～第9条関係</u>）</p> <p><u>3-3-1</u> 取得の制限（第7条関係）</p> <p><u>3-3-2</u> 適正取得（第8条第1項関係）</p> <p><u>3-3-3</u> 要配慮個人情報の取得（<u>第8条第2項関係</u>）</p> <p><u>3-3-4</u> 通信の秘密に係る個人情報の取得（<u>第8条第3項関係</u>）</p> <p><u>3-3-5</u> 利用目的の通知又は公表（第9条第1項関係）</p> <p><u>3-3-6</u> 直接書面等による取得（第9条第2項関係）</p>	<p>[新設]</p> <p><u>2-9</u> 匿名加工情報（<u>法第2条第9項関係</u>）</p> <p><u>2-10</u> 匿名加工情報取扱事業者（<u>法第2条第10項関係</u>）</p> <p><u>2-11</u> 「本人に通知」</p> <p><u>2-12</u> 「公表」</p> <p><u>2-13</u> 「本人の同意」</p> <p><u>2-14</u> 「提供」</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1 個人情報利用目的（<u>第4条～第5条、第8条第3項関係</u>）</p> <p>[3-1-1 同左]</p> <p>3-1-2 利用目的の変更（第4条第2項、第3項、<u>第8条第3項関係</u>）</p> <p>[3-1-3～3-1-7 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3-2</u> 個人情報の取得（<u>第6条～第8条関係</u>）</p> <p><u>3-2-1</u> 取得の制限（第6条関係）</p> <p><u>3-2-2</u> 適正取得（<u>第7条第1項関係</u>）</p> <p><u>3-2-3</u> 要配慮個人情報の取得（<u>第7条第2項関係</u>）</p> <p><u>3-2-4</u> 通信の秘密に係る個人情報の取得（<u>第7条第3項関係</u>）</p> <p><u>3-2-5</u> 利用目的の通知又は公表（第8条第1項関係）</p> <p><u>3-2-6</u> 直接書面等による取得（第8条第2項関係）</p>
--	--

<p><u>3-3-7</u> 利用目的の通知等をしなくてよい場合（<u>第9条第4項</u>関係）</p> <p><u>3-4</u> 個人データ等の管理（<u>第10条～第14条</u>関係）</p> <p><u>3-4-1</u> データ内容の正確性の確保等（<u>第10条</u>関係）</p> <p><u>3-4-2</u> 保存期間等（<u>第11条第1項</u>関係）</p> <p><u>3-4-3</u> 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（<u>第11条第2項</u>関係）</p> <p><u>3-4-4</u> 安全管理措置（<u>第12条</u>関係）</p> <p><u>3-4-5</u> 従業者の監督（<u>第13条第1項、第2項</u>関係）</p> <p><u>3-4-6</u> 委託先の監督（<u>第13条第3項</u>関係）</p> <p><u>3-4-7</u> 個人情報保護管理者（<u>第14条</u>関係）</p> <p><u>3-5</u> プライバシーポリシー（<u>第15条</u>関係）</p> <p><u>3-5-1</u> プライバシーポリシーの策定・公表（<u>第15条第1項、第2項</u>関係）</p> <p><u>3-5-2</u> アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（<u>第15条第3項、第4項</u>関係）</p> <p><u>3-6</u> 個人データの漏えい等の報告等（<u>第16条</u>関係）</p> <p><u>3-6-1</u> 「漏えい等」の考え方</p> <p><u>3-6-2</u> 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置</p> <p><u>3-6-3</u> 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告（<u>第16条第1項</u>関係）</p> <p><u>3-6-4</u> 本人への通知（<u>第16条第6項</u>関係）</p> <p><u>3-7</u> 個人データの第三者への提供（<u>第17条～第20条</u>関係）</p> <p><u>3-7-1</u> 第三者提供の制限の原則（<u>第17条第1項</u>関係）</p>	<p><u>3-2-7</u> 利用目的の通知等をしなくてよい場合（<u>第8条第4項</u>関係）</p> <p><u>3-3</u> 個人データ等の管理（<u>第9条～第13条</u>関係）</p> <p><u>3-3-1</u> データ内容の正確性の確保等（<u>第9条</u>関係）</p> <p><u>3-3-2</u> 保存期間等（<u>第10条第1項</u>関係）</p> <p><u>3-3-3</u> 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（<u>第10条第2項</u>関係）</p> <p><u>3-3-4</u> 安全管理措置（<u>第11条</u>関係）</p> <p><u>3-3-5</u> 従業者の監督（<u>第12条第1項、第2項</u>関係）</p> <p><u>3-3-6</u> 委託先の監督（<u>第12条第3項</u>関係）</p> <p><u>3-3-7</u> 個人情報保護管理者（<u>第13条</u>関係）</p> <p><u>3-4</u> プライバシーポリシー（<u>第14条</u>関係）</p> <p><u>3-4-1</u> プライバシーポリシーの公表（<u>第14条第1項</u>関係）</p> <p><u>3-4-2</u> アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（<u>第14条第2項、第3項</u>関係）</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3-5</u> 個人データの第三者への提供（<u>第15条～第18条</u>関係）</p> <p><u>3-5-1</u> 第三者提供の制限の原則（<u>第15条第1項</u>関係）</p>
--	---

<p><u>3-7-2</u> オプトアウトによる第三者提供（<u>第 17 条第 2 項～第 7 項、第 9 項</u>関係）</p>	<p><u>3-5-2</u> オプトアウトによる第三者提供（<u>法第 15 条第 2 項～第 7 項、第 9 項</u>関係）</p>
<p><u>3-7-3</u> 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外（<u>第 17 条第 8 項</u>関係）</p>	<p><u>3-5-3</u> 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外（<u>第 15 条第 8 項</u>関係）</p>
<p><u>3-7-4</u> 第三者に該当しない場合（<u>第 17 条第 10 項</u>関係）</p>	<p><u>3-5-4</u> 第三者に該当しない場合（<u>第 15 条第 10 項</u>関係）</p>
<p><u>3-7-5</u> 外国にある第三者への提供の制限（<u>第 18 条</u>関係）</p>	<p><u>3-5-5</u> 外国にある第三者への提供の制限（<u>第 16 条</u>関係）</p>
<p><u>3-7-6</u> 第三者提供に係る記録の作成等（<u>第 19 条</u>関係）</p>	<p><u>3-5-6</u> 第三者提供に係る記録の作成等（<u>第 17 条</u>関係）</p>
<p><u>3-7-7</u> 第三者提供を受ける際の確認等（<u>第 20 条</u>関係）</p>	<p><u>3-5-7</u> 第三者提供を受ける際の確認等（<u>第 18 条</u>関係）</p>
<p><u>3-8</u> <u>個人関連情報の第三者提供の制限等</u>（<u>第 21 条</u>関係）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-8-1</u> <u>第 21 条の適用の有無について</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-8-2</u> <u>本人の同意の取得方法</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-8-3</u> <u>本人の同意等の確認の方法</u>（<u>第 21 条第 1 項、第 2 項</u>関係）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-8-4</u> <u>提供元における記録義務</u>（<u>第 21 条第 5 項</u>関係）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-9</u> <u>保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等</u>（<u>第 22 条～第 29 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6</u> <u>保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等</u>（<u>第 19 条～第 26 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-1</u> <u>保有個人データに関する事項の公表等</u>（<u>第 22 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-1</u> <u>保有個人データに関する事項の公表等</u>（<u>第 19 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-2</u> <u>保有個人データの開示</u>（<u>第 23 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-2</u> <u>保有個人データの開示</u>（<u>第 20 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-3</u> <u>第三者提供記録の開示</u>（<u>第 23 条第 5 項、第 1 項～第 3 項</u>関係）</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-9-4</u> <u>保有個人データの訂正等</u>（<u>第 24 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-3</u> <u>保有個人データの訂正等</u>（<u>第 21 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-5</u> <u>保有個人データの利用停止等</u>（<u>第 25 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-4</u> <u>保有個人データの利用停止等</u>（<u>第 22 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-6</u> <u>理由の説明</u>（<u>第 26 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-5</u> <u>理由の説明</u>（<u>第 23 条</u>関係）</p>
<p><u>3-9-7</u> <u>開示等の請求等に応じる手続</u>（<u>第 27 条</u>関係）</p>	<p><u>3-6-6</u> <u>開示等の請求等に応じる手続</u>（<u>第 24 条</u>関係）</p>

<p><u>3-9-8</u> 手数料 (第 28 条関係)</p> <p><u>3-9-9</u> 裁判上の訴えの事前請求 (第 29 条関係)</p> <p><u>3-10</u> 個人情報の取扱いに関する苦情処理 (第 30 条関係)</p> <p><u>3-11</u> 仮名加工情報取扱事業者等の義務 (第 31 条・第 32 条関係)</p> <p><u>3-12</u> 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (第 33 条～第 36 条関係)</p> <p>[削る]</p> <p><u>4</u> 学術研究機関等の責務 (第 37 条関係)</p> <p><u>4-1</u> 学術研究機関等の責務 (第 37 条関係)</p> <p><u>4-2</u> 学術研究機関等による自主規範の策定・公表</p> <p>5 各種情報の取扱い (第 3 章関係)</p> <p>5-1 通信履歴の記録 (第 38 条関係)</p> <p>5-1-1 通信履歴の記録 (第 38 条第 1 項関係)</p> <p>5-1-2 通信履歴の提供 (第 38 条第 2 項関係)</p> <p>5-2 利用明細 (第 39 条関係)</p> <p>5-2-1 利用明細の記載 (第 39 条第 1 項関係)</p> <p>5-2-2 利用明細の閲覧等 (第 39 条第 2 項関係)</p> <p>5-3 発信者情報 (第 40 条関係)</p> <p>5-3-1 発信者情報の通知 (第 40 条第 1 項関係)</p> <p>5-3-2 発信者情報の提供 (第 40 条第 2 項関係)</p> <p>5-3-3 発信者情報の提供の制限 (第 40 条第 3 項関係)</p> <p>5-4 位置情報 (第 41 条関係)</p> <p>5-4-1 位置情報の取得 (第 41 条第 1 項関係)</p> <p>5-4-2 位置情報の利用 (第 41 条第 2 項関係)</p>	<p><u>3-6-7</u> 手数料 (第 25 条関係)</p> <p><u>3-6-8</u> 裁判上の訴えの事前請求 (第 26 条関係)</p> <p><u>3-7</u> 個人情報の取扱いに関する苦情処理 (第 27 条関係)</p> <p>[新設]</p> <p><u>3-8</u> 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (第 28 条～第 31 条関係)</p> <p><u>4</u> 漏えい等の事案が発生した場合等の対応</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>5 各種情報の取扱い (第 3 章関係)</p> <p>5-1 通信履歴の記録 (第 32 条関係)</p> <p>5-1-1 通信履歴の記録 (第 32 条第 1 項関係)</p> <p>5-1-2 通信履歴の提供 (第 32 条第 2 項関係)</p> <p>5-2 利用明細 (第 33 条関係)</p> <p>5-2-1 利用明細の記載 (第 33 条第 1 項関係)</p> <p>5-2-2 利用明細の閲覧等 (第 33 条第 2 項関係)</p> <p>5-3 発信者情報 (第 34 条関係)</p> <p>5-3-1 発信者情報の通知 (第 34 条第 1 項関係)</p> <p>5-3-2 発信者情報の提供 (第 34 条第 2 項関係)</p> <p>5-3-3 発信者情報の提供の制限 (第 34 条第 3 項関係)</p> <p>5-4 位置情報 (第 35 条関係)</p> <p>5-4-1 位置情報の取得 (第 35 条第 1 項関係)</p> <p>5-4-2 位置情報の利用 (第 35 条第 2 項関係)</p>
---	--

<p>5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（<u>第 41 条第 3 項</u>関係）</p> <p>5-4-4 捜査機関の要請による位置情報の取得（<u>第 41 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-4-5 救助を行う機関の要請による位置情報の取得（<u>第 41 条第 5 項</u>関係）</p> <p>5-5 不払い者等情報の交換（<u>第 42 条</u>関係）</p> <p>5-5-1 不払い者等情報の交換（<u>第 42 条第 1 項～第 3 項</u>関係）</p> <p>5-5-2 不払い者等情報の利用目的の制限（<u>第 42 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-5-3 不払い者等情報の適正な管理（<u>第 42 条第 5 項</u>関係）</p> <p>5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報（<u>第 43 条</u>関係）</p> <p>5-6-1 迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換（<u>第 43 条第 1 項～第 3 項</u>関係）</p> <p>5-6-2 迷惑メール等送信に係る加入者情報の利用目的の制限等（<u>第 43 条第 4 項～第 5 項</u>関係）</p> <p>5-7 電話番号情報（<u>第 44 条</u>関係）</p> <p>5-7-1 電話番号情報の電話帳への掲載等（<u>第 44 条第 1 項</u>）</p> <p>5-7-2 電話番号情報の提供の制限（<u>第 44 条第 2 項</u>関係）</p> <p>5-7-3 電話番号情報の提供形態（<u>第 44 条第 3 項</u>関係）</p> <p>5-7-4 電話番号情報の外部提供（<u>第 44 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-7-5 電話番号情報の電話帳発行又は電話番号案内業務を行う者への提供（<u>第 44 条第 5 項</u>関係）</p> <p>6 ガイドラインの<u>見直し及びモニタリングの実施</u>（<u>第 45 条</u>関係）</p>	<p>5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（<u>第 35 条第 3 項</u>関係）</p> <p>5-4-4 捜査機関の要請による位置情報の取得（<u>第 35 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-4-5 救助を行う機関の要請による位置情報の取得（<u>第 35 条第 5 項</u>）</p> <p>5-5 不払い者等情報の交換（<u>第 36 条</u>関係）</p> <p>5-5-1 不払い者等情報の交換（<u>第 36 条第 1 項～第 3 項</u>関係）</p> <p>5-5-2 不払い者等情報の利用目的の制限（<u>第 36 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-5-3 不払い者等情報の適正な管理（<u>第 36 条第 5 項</u>関係）</p> <p>5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報（<u>第 37 条</u>関係）</p> <p>5-6-1 迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換（<u>第 37 条第 1 項～第 3 項</u>関係）</p> <p>5-6-2 迷惑メール等送信に係る加入者情報の利用目的の制限等（<u>第 37 条第 4 項～第 5 項</u>関係）</p> <p>5-7 電話番号情報（<u>第 38 条</u>関係）</p> <p>5-7-1 電話番号情報の電話帳への掲載等（<u>第 38 条第 1 項</u>）</p> <p>5-7-2 電話番号情報の提供の制限（<u>第 38 条第 2 項</u>関係）</p> <p>5-7-3 電話番号情報の提供形態（<u>第 38 条第 3 項</u>関係）</p> <p>5-7-4 電話番号情報の外部提供（<u>第 38 条第 4 項</u>関係）</p> <p>5-7-5 電話番号情報の電話帳発行又は電話番号案内業務を行う者への提供（<u>第 38 条第 5 項</u>関係）</p> <p>6 ガイドラインの<u>見直し</u>（<u>第 39 条</u>関係）</p>
---	--

<p>7 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容</p> <p>[7-1~7-6 略]</p> <p><u>7-7 外的環境の把握</u></p> <p><u>【付録】</u></p> <p>【凡例】</p> <p>「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</p> <p>「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）</p> <p>「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）</p> <p><u>「令和 2 年改正法」 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）</u></p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和〇年〇月〇日時点とする。</p> <p>1 目的及び適用対象</p> <p>1-1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第 1 条</u></p> <p>本ガイドラインは、電気通信事業の公共性及びデジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の向上</p> </div>	<p>7 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容</p> <p>[7-1~7-6 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>【凡例】</p> <p>「法」 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</p> <p>「政令」 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）</p> <p>「規則」 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は令和 3 年 1 月 1 日時点とする。</p> <p>1 目的及び適用対象</p> <p>1-1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第 1 条</u></p> <p>本ガイドラインは、電気通信事業の公共性及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信役務の利便性の</p> </div>
---	--

を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とする。

電気通信事業は、通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー保護を必要とする情報を取り扱うことも想定されることから、そこで取り扱われる個人情報保護の必要性は大きい。また、電気通信役務の高度化・多様化は、大量かつ高度に処理された情報の迅速かつ広範囲な流通・利用を可能とするデジタル社会を実現し、その結果、国民生活に大きな利便性をもたらしているが、その反面、これらの電気通信役務の提供に伴い取得される個人情報が不適正な取扱いをされたり、これらの電気通信役務を利用して個人情報が不適正な取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。

こうしたことを踏まえ、本ガイドラインは、法及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成30年6月一部変更。）、通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定並びにプライバシー保護の観点を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、法第6条及び第9条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるものである。

向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的とする。

電気通信事業は、通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー保護を必要とする情報を取り扱うことも想定されることから、そこで取り扱われる個人情報保護の必要性は大きい。また、電気通信役務の高度化・多様化は、大量かつ高度に処理された情報の迅速かつ広範囲な流通・利用を可能とする高度情報通信社会を実現し、その結果、国民生活に大きな利便性をもたらしているが、その反面、これらの電気通信役務の提供に伴い取得される個人情報が不適正な取扱いをされたり、これらの電気通信役務を利用して個人情報が不適正な取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。

こうしたことを踏まえ、本ガイドラインは、法及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月閣議決定。平成30年6月一部変更。）、通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定並びにプライバシー保護の観点を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲内での自由な流通を確保して電気通信役務の利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、法第6条及び第8条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法又は電気通信事業法違反と判断される可能性がある。

一方、「適切である」、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法又は電気通信事業法違反と判断されることはないが、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第3条）及び電気通信事業法の目的（同法第1条）を踏まえ、電気通信事業者の特性や規模に応じ可能な限り遵守に努めるものとする。もっとも、法の目的（法第1条）及び電気通信事業法の目的（同法第1条）の趣旨に照らして、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、電気通信事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

なお、認定個人情報保護団体（※）が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法又は電気通信事業法違反と判断される可能性がある。

一方、「適切である」、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法又は電気通信事業法違反と判断されることはないが、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第3条）及び電気通信事業法の目的（同法第1条）を踏まえ、電気通信事業者の特性や規模に応じ可能な限り遵守に努めるものとする。もっとも、法の目的（法第1条）及び電気通信事業法の目的（同法第1条）の趣旨に照らして、公益上必要な活動や正当な事業活動等までも制限するものではない。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、電気通信事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

なお、認定個人情報保護団体（※）が個人情報保護指針を作成又は変更し、また、事業者団体等が事業の実態及び特性を踏まえ、当該事業者団体等の会員企業等を対象とした自主的ルール（事業者団体ガイドライン等）

を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされていることを踏まえることも重要である（法第54条第4項参照）。

(※) 認定個人情報保護団体制度については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年個人情報保護委員会告示第7号）を参照のこと。

(参考)

法第1条

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することによ

を作成又は変更することもあり得るが、その場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者や事業者団体等の会員企業等は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該指針又はルールに沿った対応を行う必要がある。特に、認定個人情報保護団体においては、法改正により、認定個人情報保護団体が対象事業者に対し個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとらなければならないこととされたことを踏まえることも重要である（法第53条第4項参照）。

(※) 認定個人情報保護団体制度は、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者の個人情報又は匿名加工情報の適正な取扱いを目的として、対象事業者の苦情処理や対象事業者に対する情報提供を行う民間団体に対し、個人情報保護委員会が認定する制度であり、当該業務の信頼性を確保し、民間団体による個人情報の保護の推進を図ろうとするものである。

(参考)

法第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力あ

り、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

法第3条

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

法第6条

[略]

法第9条

[略]

法第47条

1 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の

る経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

法第3条

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

法第6条

[同左]

法第8条

[同左]

法第47条

1 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

定めのあるものを含む。次条第3号口において同じ。)は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下この節において「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第53条の規定による苦情の処理

[(2) 略]

(3) 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。

3 第1項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

4 個人情報保護委員会は、第1項の認定をしたときは、その旨(第2項の規定により業務の範囲を限定する認定にあっては、その認定に係る業務の範囲を含む。)を公示しなければならない。

法第54条(第4項)

[略]

1-2 適用対象(第2条第1項関係)

[略]

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等(以下「対象事業者」という。)の個人情報等の取扱いに関する第52条の規定による苦情の処理

[(2) 同左]

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

[新設]

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第1項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

法第53条(第4項)

[同左]

1-2 適用対象(第2条第1項関係)

[同左]

本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用

対象である個人情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

外国にある個人情報取扱事業者等（※1）が、日本の居住者等国内にある者（※2）に対する物品又は役務の提供（※3）に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用される（※4）。なお、域外適用の対象となる場合には、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。

【域外適用の対象となる事例】

事例1) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売・配送に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合

事例2) 外国のメールサービス提供事業者が、日本の消費者に対するメールサービスの提供に関連して、日本の消費者の個人情報を取り扱う場合

事例3) 外国のホテル事業者が、日本の消費者に対する現地の観光地やイベント等に関する情報の配信等のサービスの提供に関連して、日本にある旅行会社等から提供を受けた日本の消費者の個人情報を取り扱う

対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。

場合

事例 4) 外国の広告関連事業者が、日本のインターネット通信販売事業者に対し、当該インターネット通信販売事業者による日本の消費者に対するキャンペーン情報の配信等のサービスの提供に関連して、当該インターネット通信販売事業者が保有する日本の消費者の個人データと結び付けることが想定される個人関連情報を提供する場合

事例 5) 外国のアプリ提供事業者が、日本の消費者に対するサービスの提供に関連して、新サービスの開発のために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された仮名加工情報を取り扱う場合

事例 6) 外国のインターネット通信販売事業者が、日本の消費者に対する商品の販売又はサービスの提供に関連して、傾向分析等を行うために、日本の消費者の個人情報を用いて作成された匿名加工情報を取り扱う場合

事例 7) 外国のプラットフォーム事業者が、日本の利用者と日本のサービス提供者間又は日本の利用者と外国のサービス提供者間のサービス提供を相互のメッセージのやりとりを通じて仲介することに関連して、日本の利用者の個人情報を取り扱う場合

【域外適用の対象とならない事例】

事例) 外国にある親会社が、グループ会社の従業員情報の管理のため、日本にある子会社の従業員の個人情報を取り扱う場合 (※5)

(※1) 外国にのみ活動拠点を有する個人情報取扱事業者等 (日本から海外

に活動拠点を移転した個人情報取扱事業者等を含む。）に限られず、例えば、日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者等の外国にある本店、日本に本店を有する個人情報取扱事業者等の外国にある支店や営業所等も含まれる。

(※2) 「物品又は役務の提供」の対象となる「国内にある者」と「個人情報」の本人である「国内にある者」については、必ずしも同一である必要はない。例えば、外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者Aを本人とする個人情報が記載された名簿を国内にある者Bに販売することに関連して、当該個人情報を取り扱う場合、域外適用の対象となる。

(※3) 「物品又は役務の提供」に対して、本人から対価が支払われるか否かは問わない。

(※4) 法第166条により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。

(※5) 日本にある子会社が外国にある親会社に対して従業員の個人データを提供するためには、法第28条に従い、本人の同意を取得するなど外国にある第三者に個人データを提供するための措置を講ずる必要がある。詳細については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）を参照のこと。

なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に

なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に

規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。また、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。

1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）

第2条（第2項、第3項）

2 電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

[3 略]

本ガイドラインは、電気通信事業者に対する法の適用の基準を明らかにするとともに、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を踏まえ、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を求められる電気通信事業者が、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである。また、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで及び令和3年個人情報保護委員会告示第7号）の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要とな

規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。また、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。

1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）

第2条（第2項、第3項）

2 電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

[3 同左]

本ガイドラインは、電気通信事業者に対する法の適用の基準を明らかにするとともに、通信の秘密に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を踏まえ、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を求められる電気通信事業者が、個人情報の取扱いに当たり遵守すべき基本的事項を明らかにするものである。また、本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成28年11月30日個人情報保護委員会）の規定に準拠しつつ、通信の秘密その他の電気通信事業に特有の事情等に鑑み必要となる規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を一元的

る規定も併せて、電気通信事業者に適用される規律を示したものとなっている。

本ガイドラインにおいて特に定めのない部分については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号から第 9 号まで及び令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）が適用される。

なお、EU 及び英国域内から充分性認定（EU にあっては GDPR（※）第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成 30 年個人情報保護委員会告示第 4 号）を参照のこと。

一方、通信の秘密に係る電気通信事業法第 4 条その他の関連規定については、通信の秘密に属する事項が、個人の情報であるか、法人その他の団体の情報であるかの区別なく保護されるものであることから、法人その他の団体に関するものも保護の対象となる（下図参照）など、その対象及び規律の内容について、本ガイドラインの範囲を超える場合がある。

また、第 3 章（第 38 条から第 44 条まで）の規定は、第 2 章（第 4 条から第 37 条まで）の規定の特則的な規定であり、第 3 章（第 38 条から第 44 条まで）に規定する各種情報に特に規定されていない事項については、第 2 章（第 4 条から第 37 条まで）の規定によることとする。

に示したものとなっている。よって、電気通信事業者は、本ガイドラインの規定を遵守すれば電気通信事業に関しては法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの規定を遵守したこととなる。

なお、EU 及び英国域内から充分性認定（EU にあっては GDPR（※）第 45 条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成 30 年個人情報保護委員会告示第 4 号）を参照のこと。

一方、通信の秘密に係る電気通信事業法第 4 条その他の関連規定については、通信の秘密に属する事項が、個人の情報であるか、法人その他の団体の情報であるかの区別なく保護されるものであることから、法人その他の団体に関するものも保護の対象となる（下図参照）など、その対象及び規律の内容について、本ガイドラインの範囲を超える場合がある。

また、第 3 章（第 32 条から第 38 条まで）の規定は、第 2 章（第 4 条から第 31 条まで）の規定の特則的な規定であり、第 3 章（第 32 条から第 38 条まで）に規定する各種情報に特に規定されていない事項については、第 2 章（第 4 条から第 31 条まで）の規定によることとする。

[略]

2 定義

2-1 電気通信事業者等（第3条関係）

第3条

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条及び法第16条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔(1)～(5) 略〕

本ガイドラインで使用する用語は、電気通信事業を行う者が取り扱う個人情報幅広く対象とするため、電気通信事業法の用語の例とは必ずしも一致しない。

「電気通信事業者」とは、電気通信事業法上は、電気通信事業を営むことについて、登録、届出という行政上の手続を経た者をいうが、同じサービスを提供しながら本来行わなければならない手続を経ていないという理由でガイドラインの対象外となるのは不合理であることから、本ガイドラインでは、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とする。なお、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者についても、同法第4条（秘密の保護）の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから、本ガイドラインの対象とする。また、営利を目的とせずに電気通

[同左]

2 定義

2-1 電気通信事業者等（第3条関係）

第3条

本ガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔(1)～(5) 同左〕

本ガイドラインで使用する用語は、電気通信事業を行う者が取り扱う個人情報幅広く対象とするため、電気通信事業法の用語の例とは必ずしも一致しない。

「電気通信事業者」とは、電気通信事業法上は、電気通信事業を営むことについて、登録、届出という行政上の手続を経た者をいうが、同じサービスを提供しながら本来行わなければならない手続を経ていないという理由でガイドラインの対象外となるのは不合理であることから、本ガイドラインでは、こうした手続の有無にかかわらず、電気通信事業法上の電気通信事業を行う者を対象とする。なお、電気通信事業法の適用除外とされている同法第164条第1項各号に定める事業を営む者についても、同法第4条（秘密の保護）の規定の適用があり個人情報保護の必要性に差はないことから、本ガイドラインの対象とする。また、営利を目的とせずに電気通

信事業を行う者についても、個人情報 を適正に取り扱うことは求められることから、本ガイドラインの対象とする。なお、電気通信事業法の規律は事業規模にかかわらず及ぶことから、本ガイドラインで電気通信事業者に求められる措置は、事業規模にかかわらず同じとなる。

「電気通信役務」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することと定義されている（電気通信事業法第2条第3項）。

「電気通信サービス」とは、電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務以外にも、これに付随するサービスも含む。電気通信役務に付随するサービスとしては、電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス（ネットワークでのフィルタリング、ルータ等接続機器の貸与、システムの開発・保守等）や電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス（端末の位置検索、セキュリティ、決済代行、端末の販売・保証、アプリケーションソフトウェア・動画・音楽配信、電子マネーポイント還元サービス、電話帳発行業務等）が該当する。

また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行う場合においては、電気通信サービスに該当する。

「利用者」とは、電気通信事業法上は、電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいうが、加入電話にみられるように契約者でなくとも電気通信役務の利用は可能であることから、これらの者の個人情報も保護するため、単なる電気通信役務の利用者を「利用

信事業を行う者についても、個人情報 を適正に取り扱うことは求められることから、本ガイドラインの対象とする。なお、電気通信事業法の規律は事業規模にかかわらず及ぶことから、本ガイドラインで電気通信事業者に求められる措置は、事業規模にかかわらず同じとなる。

「電気通信役務」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することと定義されている（電気通信事業法第2条第3項）。

「電気通信サービス」とは、電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務以外にも、これに付随するサービスも含む。電気通信役務に付随するサービスとしては、電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス（ネットワークでのフィルタリング、ルータ等接続機器の貸与、システムの開発・保守等）や電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス（端末の位置検索、セキュリティ、決済代行、端末の販売・保証、アプリケーションソフトウェア・動画・音楽配信、電子マネーポイント還元サービス、電話帳発行業務等）が該当する。

また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る個人情報と同じID等で紐付けを行う場合においては、電気通信サービスに該当する。

「利用者」とは、電気通信事業法上は、電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいうが、加入電話にみられるように契約者でなくとも電気通信役務の利用は可能であることから、これらの者の個人情報も保護するため、単なる電気通信役務の利用者を「利用

者」としてガイドラインの対象とする。

「加入者」とは、電気通信事業法上の「利用者」に該当する者をいう。

電気通信役務を提供する事業の事例等については、「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」（平成17年8月18日策定）（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/mvmo02_03.html）を参照のこと。

[（注）・（※） 略]

2-2 個人情報（法第2条第1項関係）

「個人情報」（※1）とは、生存する「個人に関する情報」（※2）（※3）であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ（※4）、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号（※5）が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

本ガイドラインは、死者に関する情報は、死者と生存する者の双方に関する情報を除き、対象としないが、電気通信事業者が取り扱う死者に関する情報についても適正に取り扱う必要があることは生存する者に関する情報と同様であり、死者に関する情報についても、安全管理措置の実施等基本的には生存する者に関する情報と同様に本ガイドラインに定める措置を講じ、適正に取り扱うことが望ましい。

なお、電気通信事業法上、通信の秘密は、通信当事者の死亡後であって

者」としてガイドラインの対象とする。

「加入者」とは、電気通信事業法上の「利用者」に該当する者をいう。

[（注）・（※） 同左]

2-2 個人情報

「個人情報」（※1）とは、生存する「個人に関する情報」（※2）（※3）であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ（※4）、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号（※5）が含まれるもの」（同項第2号）をいう。

本ガイドラインは、死者に関する情報は、死者と生存する者の双方に関する情報を除き、対象としないが、電気通信事業者が取り扱う死者に関する情報についても適正に取り扱う必要があることは生存する者に関する情報と同様であり、死者に関する情報についても、安全管理措置の実施等基本的には生存する者に関する情報と同様に本ガイドラインに定める措置を講じ、適正に取り扱うことが望ましい。

なお、電気通信事業法上、通信の秘密は、通信当事者の死亡後であって

も保護の対象となる。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

[【個人情報に該当する事例】 略]

(※1) 法は、「個人情報」、「要配慮個人情報」（2-4（要配慮個人情報参照）、「個人データ」（2-7（個人データ参照）、「保有個人データ」（2-8（保有個人データ参照））、「個人関連情報」（2-9（個人関連情報参照）、「仮名加工情報」（2-11（仮名加工情報参照）、「匿名加工情報」（2-13（匿名加工情報参照）等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

[（※2）～（※5） 略]

(参考)

法第2条（第1項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図

も保護の対象となる。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

[【個人情報に該当する事例】 同左]

(※1) 法は、「個人情報」、「個人データ」（2-7（個人データ参照）、「保有個人データ」（2-8（保有個人データ参照）、「要配慮個人情報」（2-4（要配慮個人情報参照）、「匿名加工情報」（2-9（匿名加工情報参照）等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

[（※2）～（※5） 同左]

(参考)

法第2条（第1項）

1 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図

画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

〔2〕 略

〔2-3 略〕

2-4 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、第17条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3-3-3（要配慮個人情報の取得）、3-7-1（第三者提供の制限の原則）、3-7-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。また、要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合には、個人情報保護委員会に報告しなければならない（3-6-3（個人情報保護委員

画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

〔2〕 同左

〔2-3 同左〕

2-4 要配慮個人情報（法第2条第3項関係）

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の（1）から（11）までの記述等が含まれる個人情報をいう。

要配慮個人情報の取得や第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、法第23条第2項の規定による第三者提供（オプトアウトによる第三者提供）は認められていないので、注意が必要である（3-2-3（要配慮個人情報の取得）、3-5-1（第三者提供の制限の原則）、3-5-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

会又は委任を受けた総務大臣等への報告）参照）。

なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

[(1) ~ (11) 略]

[(※) 略]

[(参考) 略]

2-5 個人情報データベース等（法第 16 条第 1 項関係）

[略]

(参考)

法第 16 条（第 1 項）

1 この章及び第 8 章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

[(1)・(2) 略]

政令第 4 条

なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

[(1) ~ (11) 同左]

[(※) 同左]

[(参考) 同左]

2-5 個人情報データベース等（法第 2 条第 4 項関係）

[同左]

(参考)

法第 2 条（第 4 項）

4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

[(1)・(2) 同左]

政令第 3 条

1 法第 16 条第 1 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

[(1)～(3) 略]

2 法第 16 条第 1 項第 2 号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-6 個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等（別表第 2 に掲げる法人を除く。）及び法第 2 条第 10 項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

1 法第 2 条第 4 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

[(1)～(3) 同左]

2 法第 2 条第 4 項第 2 号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-6 個人情報取扱事業者（法第 2 条第 5 項関係）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

法第 16 条（第 2 項）

2 この章及び第 6 章から第 8 章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 独立行政法人等

(4) 地方独立行政法人

法第 2 条（第 9 項）

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第 1 に掲げる法人をいう。

法第 2 条（第 10 項）

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

（参考）

法第 2 条（第 5 項）

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

(4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

(平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

法第 2 条 (第 11 項)

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

(1) 行政機関

(2) 独立行政法人等 (別表第 2 に掲げる法人を除く。第 16 条第 2 項第 3 号、第 63 条、第 78 条第 7 号イ及びロ、第 89 条第 3 項から第 5 項まで、第 117 条第 3 項から第 5 項まで並びに第 123 条第 2 項において同じ。)

法別表第 2

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法 (平成 14 年法律第 191 号)
独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法 (平成 17 年法律第 71 号)
放送大学学園	放送大学学園法

2-7 個人データ（法第16条第3項関係）

「個人データ」とは、電気通信事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、法第16条第1項及び政令第4条第1項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない（2-5（個人情報データベース等）参照）。

[【個人データに該当する事例】・【個人データに該当しない事例】略]

(参考)

法第16条（第3項）

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

2-8 保有個人データ（法第16条第4項関係）

「保有個人データ」（※1）とは、電気通信事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」という。）に応じることができる権限を有する（※2）「個人データ」をいう。

ただし、個人データのうち、次に掲げるものは、「保有個人データ」で

2-7 個人データ（法第2条第6項関係）

「個人データ」とは、電気通信事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

なお、法第2条第4項及び政令第3条第1項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない（2-5（個人情報データベース等）参照）。

[【個人データに該当する事例】・【個人データに該当しない事例】 同左]

(参考)

法第2条（第6項）

6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

2-8 保有個人データ（法第2条第7項関係）

「保有個人データ」（※1）とは、電気通信事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」という。）に応じることができる権限を有する（※2）「個人データ」をいう。

ただし、個人データのうち、次に掲げるもの又は6か月以内に消去する

<p>はない。</p> <p>(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>[事例 1) ・事例 2) 略]</p> <p>(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>事例 1) 警察から捜査関係事項照会等がなされることにより初めて取得した個人データ</p> <p>事例 2) 警察から契約者情報等について捜査関係事項照会等を受けた電気通信事業者が、その対応の過程で作成した照会受理簿・回答発信簿、照会対象者リスト等の個人データ（※なお、当該契約者情報自体は「保有個人データ」に該当する。）</p>	<p>(更新することは除く。) こととなるものは、「保有個人データ」ではない。</p> <p>(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。</p> <p>(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。</p> <p>[事例 1) ・事例 2) 同左]</p> <p>(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。</p> <p>(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。</p> <p>事例 1) 警察から捜査関係事項照会等がなされることにより初めて取得した個人データ</p> <p>事例 2) 警察から契約者情報等について捜査関係事項照会等を受けた電気通信事業者が、その対応の過程で作成した照会受理簿・回答発信簿、照会対象者リスト等の個人データ（※なお、当該契約者情報自体は「保有個人データ」に該当する。）</p>
--	---

事例3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第1項に基づく疑わしい取引(以下「疑わしい取引」という。)の届出の有無及び届出に際して新たに作成した個人データ

事例4) 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報に含まれる個人データ

(※1) 法は、「個人情報」(2-2(個人情報)参照)、「要配慮個人情報」(2-4(要配慮個人情報)参照)、「個人データ」(2-7(個人データ)参照)、「保有個人データ」、「個人関連情報」(2-9(個人関連情報)参照)、「仮名加工情報」(2-11(仮名加工情報)参照)、「匿名加工情報」(2-13(匿名加工情報)参照)等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

(※2) 開示等の具体的な対応が必要となる場合等については、3-9-2(保有個人データの開示)以降を参照のこと。なお、個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。

(参考)

法第16条(第4項)

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、

事例3) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第8条第1項に基づく疑わしい取引(以下「疑わしい取引」という。)の届出の有無及び届出に際して新たに作成した個人データ

事例4) 振り込め詐欺に利用された口座に関する情報に含まれる個人データ

(※1) 法は、「個人情報」(2-2(個人情報)参照)、「個人データ」(2-7(個人データ)参照)、「保有個人データ」、「要配慮個人情報」(2-4(要配慮個人情報)参照)及び「匿名加工情報」(2-9(匿名加工情報)参照)等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

(※2) 開示等の具体的な対応が必要となる場合等については、3-6-2(保有個人データの開示)以降を参照のこと。なお、個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。

(参考)

法第2条(第7項)

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者

開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

政令第5条

法第16条第4項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1)～(4) 略]

[削る]

が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

政令第4条

法第2条第7項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

[(1)～(4) 同左]

政令第5条

法第2条第7項の政令で定める期間は、6月とする。

2-9 個人関連情報（法第2条第7項関係）

個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。

また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情

[新設]

報にも該当しない。

【個人情報に該当する事例（※）】

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

—

事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

事例 6) ある個人の契約者固有 ID やある個人の利用する情報端末に係る端末識別子

事例 7) 情報収集モジュール等を通じて収集された、ある個人のアプリケーションの利用履歴や利用者端末情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積されるなどして特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人情報には該当しないことになる。

(参考)

法第 2 条 (第 7 項)

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

2-10 個人関連情報取扱事業者（法第16条第7項関係）

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等（法別表第2に掲げる法人を除く。）及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

「個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の個人関連情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人関連情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の個人関連情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人関連情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人関連情報

[新設]

データベース等を事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者に該当する。

(参考)

法第 16 条 (第 7 項)

7 この章、第 6 章及び第 7 章において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 31 条第 1 項において「個人情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 8 条

法第 16 条第 7 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人情報を中心として整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-11 仮名加工情報（法第 2 条第 5 項関係）

仮名加工情報の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工

[新設]

情報編)」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）を参照のこと。

(参考)

法第 2 条（第 5 項）

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

2-12 仮名加工情報取扱事業者（法第 16 条第 5 項関係）

仮名加工情報取扱事業者の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）を参照のこと。

[新設]

(参考)

法第 16 条 (第 5 項)

5 この章、第 6 章及び第 7 章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 41 条第 1 項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 6 条

法第 16 条第 5 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

2-13 匿名加工情報（法第 2 条第 6 項関係）

匿名加工情報の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）を参照のこと。

(参考)

2-9 匿名加工情報（法第 2 条第 9 項関係）

匿名加工情報の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）を参照のこと。

(参考)

法第 2 条 (第 6 項)

6 [略]

2-14 匿名加工情報取扱事業者 (法第 16 条第 6 項関係)

匿名加工情報取扱事業者の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (仮名加工情報・匿名加工情報編)」(平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号)を参照のこと。

(参考)

法第 16 条 (第 6 項)

6 この章、第 6 章及び第 7 章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第 43 条第 1 項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第 2 項各号に掲げる者を除く。

政令第 7 条

法第 16 条第 6 項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した

法第 2 条 (第 9 項)

9 [同左]

2-10 匿名加工情報取扱事業者 (法第 2 条第 10 項関係)

匿名加工情報取扱事業者の定義については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (匿名加工情報編)」を参照のこと。

(参考)

法第 2 条 (第 10 項)

10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第 36 条第 1 項において「匿名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第 5 項各号に掲げる者を除く。

政令第 6 条

法第 2 条第 10 項の政令で定めるものは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、

<p>ものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p>	<p>目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。</p>
<p><u>2-15</u> 「本人に通知」 [略]</p> <p>(参考)</p>	<p><u>2-11</u> 「本人に通知」 [同左]</p> <p>(参考)</p>
<p><u>法第 21 条</u> (第 1 項) [略]</p> <p>※ (参考) 上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文</p> <p>① 利用目的に関するもの <u>法第 21 条第 3 項及び第 4 項</u> (3-1-2 (利用目的の変更)、<u>3-3-7</u> (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照)</p> <p>② 漏えい等に関するもの <u>法第 26 条第 2 項</u> (3-6-4 (本人への通知) 参照)</p> <p>③ 個人データの第三者提供に関するもの <u>法第 27 条第 2 項及び第 3 項、並びに第 5 項第 3 号及び第 6 項</u> (3-7-2 (オプトアウトによる第三者提供)、<u>3-7-4</u> (第三者に該当しない場合) 参照)</p> <p>④ 外国にある第三者への提供における情報提供に関するもの <u>法第 28 条第 3 項並びに規則第 18 条第 4 項及び第 5 項</u> (3-7-5 (外国にある第三者への提供の制限) 参照)</p>	<p><u>法第 18 条</u> (第 1 項) [同左]</p> <p>※ (参考) 上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文</p> <p>① 利用目的に関するもの <u>法第 18 条第 3 項及び第 4 項</u> (3-1-2 (利用目的の変更)、<u>3-2-7</u> (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照) [新設]</p> <p>② 第三者提供に関するもの <u>法第 23 条第 2 項及び第 3 項、並びに第 5 項第 3 号及び第 6 項</u> (3-5-2 (オプトアウトによる第三者提供)、<u>3-5-4</u> (第三者に該当しない場合) 参照) [新設]</p>

<p>⑤ 開示等の請求等に関するもの</p> <p><u>法第 32 条第 2 項及び第 3 項、法第 33 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 34 条第 3 項並びに法第 35 条第 7 項（3-9-1（保有個人データに関する事項の公表等）、3-9-2（保有個人データの開示）、3-9-3（第三者提供記録の開示）、3-9-4（保有個人データの訂正等）、3-9-5（保有個人データの利用停止等）参照）</u></p>	<p>③ 開示等の請求等に関するもの</p> <p><u>法第 27 条第 2 項及び第 3 項、法第 28 条第 3 項、法第 29 条第 3 項並びに法第 30 条第 5 項（3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）、3-6-2（保有個人データの開示）、3-6-3（保有個人データの訂正等）、3-6-4（保有個人データの利用停止等）参照）</u></p>
<p>2-16 「公表」</p> <p>[略]</p> <p>(参考)</p>	<p>2-12 「公表」</p> <p>[同左]</p> <p>(参考)</p>
<p><u>法第 21 条（第 1 項）</u></p> <p>[略]</p> <p>※（参考）上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文</p> <p>① 利用目的に関するもの</p> <p><u>法第 21 条第 3 項（3-1-2（利用目的の変更）参照）</u></p> <p>② 仮名加工情報に関するもの</p> <p><u>法第 41 条第 4 項、第 6 項及び法第 42 条第 2 項（3-11（仮名加工情報取扱事業者等の義務）参照）</u></p> <p>③ 匿名加工情報に関するもの</p>	<p><u>法第 18 条（第 1 項）</u></p> <p>[同左]</p> <p>※（参考）上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文</p> <p>① 利用目的に関するもの</p> <p><u>法第 18 条第 3 項（3-1-2（利用目的の変更）参照）</u></p> <p>[新設]</p> <p>② 匿名加工情報に関するもの</p>

法第 43 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項、第 44 条、並びに第 46 条

(3-12 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

④ その他

法第 57 条第 3 項

2-17 「本人の同意」

「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該電気通信事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し（※1）、かつ当該規定が私法上有効であるとき（※2）は、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の

法第 36 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項、第 37 条、並びに第 39 条

(3-8 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)

③ その他

法第 76 条第 3 項

2-13 「本人の同意」

「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。

また、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該電気通信事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し（※1）、かつ当該規定が私法上有効であるとき（※2）は、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の

秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意（※3）がなければ、有効な同意を取得したとはいえない。そのため、契約約款等による包括的な同意のみでは原則として有効な同意を取得したも
のとはいえない。もっとも、例外的に、契約約款等による包括的な同意の
みしかない場合であっても、有効な同意を取得したと認められることがある（※4）。

なお、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によること
はできない。個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果
について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる
能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る
必要がある。

【本人の同意を得ている事例】

事例 1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例 2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例 3) 本人からの同意する旨のメールの受信

事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

事例 5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック

事例 6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボ
タンやスイッチ等による入力

[（※1）・（※2） 略]

（※3）「個別具体的」とは、個別のサービスごとに、通信の秘密の取扱い

秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同
意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意に
よることはできない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果につ
いて、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力
を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要
がある。

[新設]

[（※1）・（※2） 同左]

についての同意であることを本人が具体的に認識した上で行うこと、「明確」とは、画面上のクリック、チェックボックスへのチェックや文書による同意など外部的に同意の事実が明らかであることを意味するものと解される。詳細は「同意取得の在り方に関する参照文書」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html)を参照のこと。

(※4) ①契約約款等による同意になじまないとはいえない場合であって、かつ、②利用者が事後的に随時、容易に同意内容を変更できる等、利用者に将来不測の不利益が生じるおそれがない場合においては、例外的に契約約款等による包括的な同意であっても、有効な同意と認められることがある。

事例については、匿名化された位置情報の利用に係る 5-4-2（位置情報の利用）のほか、次の文書を参照のこと。

- ・「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」第 18 回（平成 18 年 1 月 23 日）(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/283520/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/060123_1.html#b) 議事要旨別添
- ・「受信側における送信ドメイン認証技術導入に関する法的な留意点」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail/legal.html) 7 頁以下
- ・「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言（平成 22 年 5 月）(https://www.soumu.go.jp/men_u_news/s-news/02kiban08_02000041.html) 12 頁以下

- ・「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第一次とりまとめ（平成 26 年 4 月）（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000074.html）19 頁以下
- ・「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第二次とりまとめ（平成 27 年 9 月）（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000100.html）12 頁以下
- ・「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第三次とりまとめ（平成 30 年 9 月）（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000049.html）12 頁以下、16 頁以下、19 頁以下、21 頁以下

[削る]

(参考)

【本人の同意を得ている事例】

- 事例 1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示
- 事例 2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領
- 事例 3) 本人からの同意する旨のメールの受信
- 事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック
- 事例 5) 本人による同意する旨のホームページ上のボタンのクリック
- 事例 6) 本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力

(参考)

法第 18 条（第 1 項）

[略]

※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 18 条第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 4 号まで（3-1-5（事業の承継）、3-1-6（利用目的による制限の例外）参照）

② 要配慮個人情報の取得に関するもの

法第 20 条第 2 項（3-3-3（要配慮個人情報の取得）参照）

③ 個人データの第三者提供に関するもの

法第 27 条第 1 項及び第 28 条（3-7-1（第三者提供の制限の原則）、3-7-5（外国にある第三者への提供の制限）参照）

④ 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第 31 条第 1 項（3-8（個人関連情報の第三者提供の制限等）参照）

2-18 「提供」

「提供」とは、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ、保有個人データ、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報を利用できる状態にあれば（利用する権限が

法第 16 条（第 1 項）

[同左]

※（参考）上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第 16 条第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 4 号まで（3-1-5（事業の承継）、3-1-6（利用目的による制限の例外）

② 要配慮個人情報の取得に関するもの

法第 17 条第 2 項（3-2-3（要配慮個人情報の取得）参照）

③ 第三者提供に関するもの

法第 23 条第 1 項及び第 24 条（3-5-1（第三者提供の制限の原則）、3-5-5（外国にある第三者への提供の制限）参照）

[新設]

2-14 「提供」

「提供」とは、個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報を利用できる状態にあれば（利用する権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

与えられていれば)、「提供」に当たる。

(参考)

法第 16 条 (第 4 項)

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

法第 27 条 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(7) 略

※ (参考) 上記のほか、「提供」に関する主な条文

① 個人データの第三者提供に関するもの

法第 27 条第 2 項、第 5 項、第 28 条、第 29 条、及び第 30 条 (3-7-2 (オプトアウトによる第三者提供)、3-7-4 (第三者に該当しない場合)、3-7-5 (外国にある第三者への提供の制限)、3-7-6 (第三者提供に係る記録の作成等)、3-7-7 (第三者提供を受けの際の確認等) 参照)

(参考)

法第 2 条 (第 7 項)

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は 1 年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

法第 23 条 (第 1 項)

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(4) 略

※ (参考) 上記のほか、「提供」に関する主な条文

① 第三者提供に関するもの

法第 23 条第 2 項、第 5 項、第 24 条、第 25 条、及び第 26 条 (3-5-2 (オプトアウトによる第三者提供)、3-5-4 (第三者に該当しない場合)、3-5-5 (外国にある第三者への提供の制限)、3-5-6 (第三者提供に係る記録の作成等)、3-5-7 (第三者提供を受けの際の確認等) 参照)

<p>② <u>個人関連情報の第三者提供に関するもの</u> <u>法第 31 条第 1 項 (3-8 (個人関連情報の第三者提供の制限等) 参照)</u></p> <p>③ <u>保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの</u> <u>法第 35 条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項 (3-9-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)</u></p> <p>④ <u>仮名加工情報に関するもの</u> <u>法第 41 条第 6 項並びに第 42 条第 1 項及び第 2 項 (3-11 (仮名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)</u></p> <p>⑤ <u>匿名加工情報に関するもの</u> <u>法第 43 条第 4 項及び第 44 条 (3-12 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)</u></p>	<p>[新設]</p> <p>② <u>保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの</u> <u>法 30 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (3-6-4 (保有個人データの利用停止等) 参照)</u></p> <p>[新設]</p> <p>③ <u>匿名加工情報に関するもの</u> <u>法第 36 条第 4 項及び第 37 条 (3-8 (匿名加工情報取扱事業者等の義務) 参照)</u></p>
<p>2-19 <u>学術研究機関等 (法第 16 条第 8 項関係)</u> <u>「学術研究機関等 (※1)」とは、大学その他の学術研究 (※2) を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。</u> <u>「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。</u> <u>なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。</u></p>	<p>[新設]</p>

一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

(※1) 国立の大学等、法別表第2に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

(※2) 「学術研究」については、2-20（学術研究目的）を参照のこと。

(参考)

法第16条（第8項）

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

2-20 「学術研究目的」

「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらに応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。

なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

[新設]

(※) 「学術研究機関等」については、2-19 (学術研究機関等) を参照のこと。

(参考)

法第 18 条 (第 3 項第 5 号)

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的 (以下この章において「学術研究目的」という。) で取り扱う必要があるとき (当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

※ (参考) 上記のほか、「学術研究目的」に関する主な条文

① 利用目的変更の制限の例外に関するもの

法第 18 条第 3 項第 6 号 (3-1-6 (利用目的による制限の例外) 参照)

② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの

法第 20 条第 2 項第 5 号及び第 6 号 (3-3-3 (要配慮個人情報の取得) 参照)

③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの

法第 27 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 (3-7-1 (第三者提供の制限の原則) 参照)

④ 学術研究機関等の責務に関するもの

法第 59 条 (4 (学術研究機関等の責務) 参照)

- 3 電気通信事業者の義務 (第 2 章関係)
- 3-1 個人情報の利用目的 (第 4 条・第 5 条、第 9 条第 3 項関係)
- 3-1-1 利用目的の特定 (第 4 条第 1 項関係)

[略]

電気通信事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が電気通信事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい(※1) (※2)。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない (3-7-1 (第三者提供の制限の原則) 参照)。

[【具体的に利用目的を特定している事例】・【具体的に利用目的を特定していない事例】 略]

(※1) 「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることによ

- 3 電気通信事業者の義務 (第 2 章関係)
- 3-1 個人情報の利用目的 (第 4 条~第 5 条、第 8 条第 3 項関係)
- 3-1-1 利用目的の特定 (第 4 条第 1 項関係)

[同左]

電気通信事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が電気通信事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい(※)。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当たっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない (3-5-1 (第三者提供の制限の原則) 参照)。

[【具体的に利用目的を特定している事例】・【具体的に利用目的を特定していない事例】 同左]

[新設]

り、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析するいわゆるプロファイリングが行われる場合、電気通信事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。

特に、この分析により、2-4「要配慮個人情報」（法第2条第3項関係）の項目に相当する情報が生成される場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが望ましい。これら情報について、本人の同意を取得することなく不必要に広告のセグメント情報として広告配信その他の行為に用いないようにすることが望ましい。

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例1) 「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

(※2) [略]

[新設]

(※) [同左]

<p>(参考)</p> <p><u>法第 17 条</u> (第 1 項) [略]</p> <p>3-1-2 利用目的の変更 (第 4 条第 2 項、第 3 項、<u>第 9 条第 3 項</u>関係)</p> <p><u>第 4 条</u> (第 2 項) 略]</p> <p><u>第 9 条</u> (第 3 項) [略]</p> <p>[略]</p> <p>[(※1) 略]</p> <p>(※2) 「本人に通知」については、<u>2-15</u> (本人に通知) を参照のこと。 (※3) 「公表」については、<u>2-16</u> (公表) を参照のこと</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第 17 条</u> (第 2 項) [略]</p> <p><u>法第 21 条</u> (第 3 項) [略]</p>	<p>(参考)</p> <p><u>法第 15 条</u> (第 1 項) [同左]</p> <p>3-1-2 利用目的の変更 (第 4 条第 2 項、第 3 項、<u>第 8 条第 3 項</u>関係)</p> <p><u>第 4 条</u> (第 2 項) 同左]</p> <p><u>第 8 条</u> (第 3 項) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[(※1) 同左]</p> <p>(※2) 「本人に通知」については、<u>2-11</u> (本人に通知) を参照のこと。 (※3) 「公表」については、<u>2-12</u> (公表) を参照のこと。</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第 15 条</u> (第 2 項) [同左]</p> <p><u>法第 18 条</u> (第 3 項) [同左]</p>
--	--

3-1-3 利用目的の範囲（第4条第3項関係）

[略]

第7条の個人情報の取得が電気通信サービスを提供するため必要な場合に限るとされていることを踏まえ、第1項の規定により特定する利用目的も電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えないものとすることを確認的に規定するものである。

ただし、「電気通信サービスを提供するために必要な範囲」には、現在提供している電気通信サービスのために直接必要な範囲に限られず、それと関連性を有するもの（例えば、新サービス提供のためのアンケート調査等）も含まれる。なお、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えた利用目的を定める場合は、当該利用目的のために利用することについて本人の同意を得ることが適切である。

3-1-4 利用目的による制限（第5条第1項関係）

[略]

(※) 「本人の同意」については、2-17（本人の同意）を参照のこと。

(参考)

法第18条（第1項）

[略]

3-1-3 利用目的の範囲（第4条第3項関係）

[同左]

第6条の個人情報の取得が電気通信サービスを提供するため必要な場合に限るとされていることを踏まえ、第1項の規定により特定する利用目的も電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えないものとすることを確認的に規定するものである。

ただし、「電気通信サービスを提供するために必要な範囲」には、現在提供している電気通信サービスのために直接必要な範囲に限られず、それと関連性を有するもの（例えば、新サービス提供のためのアンケート調査等）も含まれる。なお、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えた利用目的を定める場合は、当該利用目的のために利用することについて本人の同意を得ることが適切である。

3-1-4 利用目的による制限（第5条第1項関係）

[同左]

(※) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

(参考)

法第16条（第1項）

[同左]

3-1-5 事業の承継（第5条第2項関係）

[略]

(※) 「本人の同意」については、2-17（本人の同意）を参照のこと。

(参考)

法第18条（第2項）

[略]

3-1-6 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）

第5条（第3項）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を

3-1-5 事業の承継（第5条第2項関係）

[同左]

(※) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

(参考)

法第16条（第2項）

[同左]

3-1-6 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）

第5条（第3項）

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[新設]

<p>除く。)。。</p> <p>[略]</p> <p>(※) 「本人の同意」については、<u>2-17</u> (本人の同意) を参照のこと。</p> <p>[(1) ~ (4) 略]</p> <p><u>(5) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報</u> <u>情報を学術研究の用に供する目的 (以下この章において「学術研究目的</u> <u>的」という。)</u> で取り扱う必要があるとき (当該個人情報を取り扱う <u>目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当</u> <u>に侵害するおそれがある場合を除く。)</u> (第5条第3項第5号関係)</p> <p><u>学術研究機関等 (※1) が個人情報を学術研究目的 (※2) で取り扱う必要</u> <u>がある場合 (当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である</u> <u>場合を含む。)</u> であって、<u>個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない</u> <u>場合は、当該学術研究機関等は、第5条第1項又は第2項 (利用目的によ</u> <u>る制限) の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定さ</u> <u>れた利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができ</u> <u>る (※3) 。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>(※) 「本人の同意」については、<u>2-13</u> (本人の同意) を参照のこと。</p> <p>[(1) ~ (4) 同左]</p> <p>[新設]</p>
---	--

(※1) 「学術研究機関等」については、2-19 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-20 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人情報
の目的外利用をすることはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないよう
な措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人情
報を取り扱う必要があ
って、目的外利用をする場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき
(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
(第5条第3項第6号関係)

電気通信事業者が、学術研究機関等(※1)に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的(※2)で取り扱う必要がある場合(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を

[新設]

除く(※3)。)は、第5条第1項又は第2項(利用目的による制限)の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(※1)「学術研究機関等」については、2-19(学術研究機関等)を参照のこと。

(※2)「学術研究目的」については、2-20(学術研究目的)を参照のこと。

(※3)「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、学術研究機関等に個人情報を提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人情報を取り扱う必要があつて、学術研究機関等に個人データを提供する場合であっても、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(参考)

法第18条(第3項)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個

(参考)

法第16条(第3項)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)～(4) 同左]

[新設]

<p>人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</p> <p>(6) <u>学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>3-1-7 利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第5条第4項関係)</p> <p><u>第5条(第4項)</u></p> <p>4 <u>前三項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を利用してはならない。</u></p>	<p>3-1-7 利用目的による制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第5条第4項関係)</p> <p><u>第5条(第4項)</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を利用してはならない。</u></p>
<p>通信の秘密に該当する事項については、<u>通信当事者の同意がある場合(※1)、裁判官の発付した令状に従う場合、正当業務行為に該当する場合(※2)又は正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合(※3)等、違法性阻却事由がある場合を除き、取得、保存、利用及び第三者提供が許されていない(電気通信事業法第4条関係)。</u></p> <p>したがって、第5条第1項から第3項までの規定に該当する場合であっても、個人情報通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、当該情報の利用は許されない。な</p>	<p>通信の秘密に該当する事項については、<u>通信当事者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除き、取得、保存、利用及び第三者提供が許されていない(電気通信事業法第4条関係)。</u></p> <p>したがって、第5条第1項から第3項までの規定に該当する場合であっても、個人情報通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、当該情報の利用は許されない。な</p>

お、これは、利用目的の範囲内で利用する場合であっても同様である。

(※1) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-17
(本人の同意) を参照のこと。

(※2) 正当業務行為として違法性が阻却されるためには、電気通信役務の円滑な提供の確保の観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為である必要がある。正当業務行為として違法性が阻却される事例については、5-1-1 (通信履歴の記録)、5-1-2 (通信履歴の提供)、5-4-1 (位置情報の取得) のほか、次の文書も参照のこと。

- ・ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第一次とりまとめ (平成 26 年 4 月) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000074.html)
24 頁以下、28 頁以下
- ・ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第二次とりまとめ (平成 27 年 9 月) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000100.html)
14 頁以下、16 頁以下、22 頁以下
- ・ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第三次とりまとめ (平成 30 年 9 月) (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000049.html) 13 頁以下、23 頁以下

お、これは、利用目的の範囲内で利用する場合であっても同様である。

(※) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-13
(本人の同意) を参照のこと。

- ・ 「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第四次とりまとめ（令和3年11月）（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000134.html）9頁以下
- ・ 「受信側における送信ドメイン認証技術導入に関する法的な留意点」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail/legal.html）2頁以下、12頁以下、16頁以下
- ・ 「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和2年3月）（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000164.html）15頁
- ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、NGN IPoE 協議会「帯域制御の運用基準に関するガイドライン（改定）」（令和元年12月）（<https://www.jaipa.or.jp/other/2019/12/-191211.php>）9頁以下

（※3）正当防衛として違法性が阻却されるためには、①急迫不正の侵害に対し、②自己又は他人の権利を侵害するために、③やむを得ずした行為である必要がある。また、正当防衛においては、行為の相手方は急迫不正の侵害を行っている者でなければならない。

緊急避難として違法性が阻却されるためには、①現在の危難を避けるため、②法益の権衡が図られる限りにおいて、③他に採るべき方策なしに（補充性）行った行為である必要がある。緊急避難として違法

性が阻却される事例については、次の文書を参照のこと。

- ・ マルウェア感染駆除の拡大（テイクダウンされた C&C サーバに蓄積されたマルウェア感染端末との通信履歴をもとに ISP において感染端末の利用者を割り出し、注意喚起を行うこと）
「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」第一次とりまとめ（平成 26 年 4 月） (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000074.html)
22 頁以下
- ・ 自殺を示唆する書き込みに係る発信者情報の警察への提供
一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（平成 17 年 10 月） (<https://www.telesa.or.jp/consortium/suicide>) 13 頁以下
- ・ 児童ポルノサイト等のブロッキング
「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第 6 回（平成 22 年 5 月 18 日） (https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/kenkyu/11454.html) 議事要旨、安心ネットづくり促進協議会「安心ネットづくり促進協議会法的问题検討サブワーキング報告書」（平成 22 年 3 月） (https://www.good-net.jp/investigation/working-group/anti-child-porn_category_112/2010_169-1751_475) 14 頁以下

3-2 不適正利用の禁止（第6条関係）

第6条

電気通信事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

電気通信事業者は、違法又は不当な行為（※1）を助長し、又は誘発するおそれ（※2）がある方法により個人情報を利用してはならない。

【電気通信事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人

[新設]

物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例 4) 個人情報を提供した場合、提供先において第 17 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例 5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例 6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

(※1) 「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反するなど、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

(※2) 「おそれ」の有無は、電気通信事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利

用時点における電気通信事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、電気通信事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該電気通信事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

(参考)

法第 19 条

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

3-3 個人情報の取得（第 7 条～第 9 条関係）

3-3-1 取得の制限（第 7 条関係）

第 7 条

[略]

[略]

3-3-2 適正取得（第 8 条第 1 項関係）

第 8 条（第 1 項）

3-2 個人情報の取得（第 6 条～第 8 条関係）

3-2-1 取得の制限（第 6 条関係）

第 6 条

[同左]

[同左]

3-2-2 適正取得（第 7 条第 1 項関係）

第 7 条（第 1 項）

<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>
<p>[略]</p> <p>【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】</p> <p>[事例 1) 略]</p> <p>事例 2) <u>第 17 条第 1 項</u>に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合</p> <p>[事例 3) ・事例 4) 略]</p> <p>事例 5) <u>第 17 条第 1 項</u>に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合</p> <p>[事例 6) 略]</p> <p>[(※1) 略]</p> <p>(※2) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>法第 174 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>(参考)</p>	<p>[同左]</p> <p>【電気通信事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】</p> <p>[事例 1) 同左]</p> <p>事例 2) <u>第 15 条第 1 項</u>に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合</p> <p>[事例 3) ・事例 4) 同左]</p> <p>事例 5) <u>第 15 条第 1 項</u>に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合</p> <p>[事例 6) 同左]</p> <p>[(※1) 同左]</p> <p>(※2) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>法第 83 条</u>により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</p> <p>(参考)</p>

<p>法第 20 条（第 1 項） [略]</p>	<p>法第 17 条（第 1 項） [同左]</p>
<p>3-3-3 要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項関係）</p> <p>第 8 条（第 2 項）</p> <p>2 電気通信事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p> <p><u>(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該電気通信事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</u></p> <p><u>(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当す</u></p>	<p>3-2-3 要配慮個人情報の取得（第 7 条第 2 項関係）</p> <p>第 7 条（第 2 項）</p> <p>2 電気通信事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第 7 6 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関又は外国において法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合</u></p>

る者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合

[(8) 略]

(9) 第 17 条第 10 項各号（第 31 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び第 32 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から (9) までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

なお、電気通信事業者は、要配慮個人情報を取得した場合においても、電気通信役務の提供契約の締結又は当該役務の提供に当たって、当該情報に基づき、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを行ってはならない（電気通信事業法第 6 条）。

(※1) 「要配慮個人情報」については 2-4（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（3-7-1（第三者提供の制限の原則）、3-7-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。

(※2) 「本人の同意」については、2-17（本人の同意）を参照のこと。なお、電気通信事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人

[(6) 同左]

(7) 第 15 条第 10 項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

要配慮個人情報（※1）を取得する場合には、あらかじめ本人の同意（※2）を得なければならない。ただし、次の（1）から (7) までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

なお、電気通信事業者は、要配慮個人情報を取得した場合においても、電気通信役務の提供契約の締結又は当該役務の提供に当たって、当該情報に基づき、特定の利用者に対し不当な差別的取扱いを行ってはならない（電気通信事業法第 6 条）。

[新設]

[新設]

から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該電気通信事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、電気通信事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が第8条第2項及び第17条第1項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該電気通信事業者が、改めて本人から第8条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

(1) 法令に基づく場合（第8条第2項第1号関係）

[略]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第8条第2項第2号関係）

[略]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第8条第2項第3号関係）

(1) 法令に基づく場合（第7条第2項第1号関係）

[同左]

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第7条第2項第2号関係）。

[同左]

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第7条第2項第3号関係）。

[略]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (第8条第2項第4号関係)

[略]

(5) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第8条第2項第5号関係）

学術研究機関等（※1）が要配慮個人情報を学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる（※3）。

（※1）「学術研究機関等」については、2-19（学術研究機関等）を参照のこと。

[同左]

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき (第7条第2項第4号関係)。

[同左]

[新設]

(※2) 「学術研究目的」については、2-20 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、要配慮個人情報を取得することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、取得する要配慮個人情報の範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき (当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
(当該電気通信事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。) (第8条第2項第6号関係)

電気通信事業者が要配慮個人情報を学術研究目的 (※1) で取得する必要がある、かつ、当該電気通信事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等 (※2) から当該要配慮個人情報を取得する場合 (当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く (※3)) は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

[新設]

(※1) 「学術研究機関等」については、2-19 (学術研究機関等) を参照のこと。

(※2) 「学術研究目的」については、2-20 (学術研究目的) を参照のこと。

(※3) 「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、要配慮個人情報を取得することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で要配慮個人情報を取得する必要があっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、取得する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国 (本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合 (第 8 条第 2 項第 7 号関係)

[略]

[①～③ 略]

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関又は外国において法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合 (第 7 条第 2 項第 5 号関係)

[同左]

[①～③ 同左]

<p><u>④</u>学術研究機関等</p> <p>[<u>⑤</u>・<u>⑥</u> 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[<u>⑦</u>～<u>⑨</u> 略]</p> <p>⑩外国において<u>法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p><u>(8) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（第 8 条第 2 項第 8 号関係）</u></p> <p>[略]</p> <p><u>(9) 第 17 条第 10 項各号（第 31 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び第 32 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき（<u>第 8 条第 2 項第 9 号関係</u>）。</p> <p>要配慮個人情報を、<u>第 17 条第 10 項各号（第 31 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び第 32 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。</p> <p>【第 8 条第 2 項に違反している事例】</p>	<p>[新設]</p> <p>[<u>④</u>・<u>⑤</u> 同左]</p> <p><u>⑥</u>大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者</p> <p>[<u>⑦</u>～<u>⑨</u> 同左]</p> <p>⑩外国において<u>法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p><u>(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合（第 7 条第 2 項第 6 号関係）</u></p> <p>[同左]</p> <p><u>(7) 第 15 条第 10 項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき（第 7 条第 2 項第 7 号関係）。</u></p> <p>要配慮個人情報を、<u>第 15 条第 10 項各号に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。</u></p> <p>【第 7 条第 2 項に違反している事例】</p>
---	--

<p>本人の同意を得ることなく、第8条第2項第7号で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(参考)</p>	<p>本人の同意を得ることなく、第7条第2項第5号で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。</p> <p><u>(※1) 「要配慮個人情報」については2-4（要配慮個人情報）を参照のこと。なお、要配慮個人情報の第三者提供には、原則として本人の同意が必要であり、オプトアウトによる第三者提供は認められていないので、注意が必要である（3-5-1（第三者提供の制限の原則）、3-5-2（オプトアウトによる第三者提供）参照）。</u></p> <p><u>(※2) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。なお、電気通信事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該電気通信事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。</u></p> <p><u>また、電気通信事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が第7条第2項及び第15条第1項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該個人情報取扱事業者が、改めて本人から第7条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。</u></p> <p>(参考)</p>
---	---

法第 20 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

〔(8) 略〕

規則第 6 条

法第 20 条第 2 項第 7 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

法第 17 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

〔(1)～(4) 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第 76 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

〔(6) 同左〕

規則第 6 条

法第 17 条第 2 項第 5 号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

<p>〔(1) 略〕</p> <p><u>(2) 外国において法第 16 条第 8 項に規定する学術研究機関等に相当する者</u></p> <p><u>(3) 外国において法第 57 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p><u>政令第 9 条</u></p> <p><u>法第 20 条第 2 項第 8 号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>〔(1) 略〕</p> <p><u>(2) 法第 27 条第 5 項各号（法第 41 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び法第 42 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</u></p>	<p>〔(1) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(2) 外国において法第 76 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者</u></p> <p><u>政令第 7 条</u></p> <p><u>法第 17 条第 2 項第 6 号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p><u>(2) 法第 23 条第 5 項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</u></p>
<p><u>3-3-4 通信の秘密に係る個人情報の取得（第 8 条第 3 項関係）</u></p> <p><u>第 8 条（第 3 項）</u></p> <p>〔略〕</p> <p>第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、個人情報が通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、当該情報の取得は許されない。</p> <p>（※）通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については <u>2-17</u></p>	<p><u>3-2-4 通信の秘密に係る個人情報の取得（第 7 条第 3 項関係）</u></p> <p><u>第 7 条（第 3 項）</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、個人情報が通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、当該情報の取得は許されない。</p> <p>（※）通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については <u>2-13</u></p>

<p>(本人の同意) を参照のこと。</p> <p><u>3-3-5</u> 利用目的の通知又は公表 (第9条第1項関係)</p> <p><u>第9条</u> (第1項) [略]</p> <p>[略]</p> <p>【本人への通知又は公表が必要な事例】 [事例1) ~事例3) 略]</p> <p>(※1) 「公表」については、<u>2-16</u> (公表) を参照のこと。 (※2) 「本人に通知」については、<u>2-15</u> (本人に通知) を参照のこと。</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第21条</u> (第1項) [略]</p>	<p>(本人の同意) を参照のこと。</p> <p><u>3-2-5</u> 利用目的の通知又は公表 (第8条第1項関係)</p> <p><u>第8条</u> (第1項) [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>【本人への通知又は公表が必要な事例】 [事例1) ~事例3) 同左]</p> <p>(※1) 「公表」については、<u>2-12</u> (公表) を参照のこと。 (※2) 「本人に通知」については、<u>2-11</u> (本人に通知) を参照のこと。</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第18条</u> (第1項) [同左]</p>
<p><u>3-3-6</u> 直接書面等による取得 (第9条第2項関係)</p> <p><u>第9条</u> (第2項) 2 電気通信事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面 (電磁的記録を含む。以下この項において同じ。) に記載された当該本人の個人情報を取得する</p>	<p><u>3-2-6</u> 直接書面等による取得 (第8条第2項関係)</p> <p><u>第8条</u> (第2項) 2 電気通信事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面 (電磁的記録を含む。以下同じ。) に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人</p>

場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

電気通信事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示（※）しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、電気通信事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は第9条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は第9条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（3-3-5（利用目的の通知又は公表）参照）。

から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

電気通信事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示（※）しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、電気通信事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合とは異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は第8条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、3-2-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は第8条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（3-2-5（利用目的の通知又は公表）参照）。

[【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】・【利用目的の明示に該当する事例】 略]
[(※) 略]

(参考)

法第 21 条 (第 2 項)

[略]

3-3-7 利用目的の通知等をしなくてよい場合 (第 9 条第 4 項関係)

第 9 条 (第 4 項)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)~(4) 略]

次に掲げる場合については、第 9 条第 1 項から第 3 項までにおいて利用目的の本人への通知(※1)、公表(※2)又は明示(※3) (以下この項において「利用目的の通知等」という。)が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (第 9 条第 4 項第 1 号関係)

[【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない事例】・【利用目的の明示に該当する事例】 同左]
[(※) 同左]

(参考)

法第 18 条 (第 2 項)

[同左]

3-2-7 利用目的の通知等をしなくてよい場合 (第 8 条第 4 項関係)

第 8 条 (第 4 項)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

[(1)~(4) 同左]

次に掲げる場合については、第 8 条第 1 項から第 3 項までにおいて利用目的の本人への通知(※1)、公表(※2)又は明示(※3) (以下この項において「利用目的の通知等」という。)が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (第 8 条第 4 項第 1 号関係)

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、第9条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該電気通信事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（第9条第4項第2号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより電気通信事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合は、第9条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

[事例) 略]

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（第9条第4項第3号関係）。

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人に対する利用目的の通知等により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、第9条第1項から第3

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、第8条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該電気通信事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（第8条第4項第2号関係）

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより電気通信事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合は、第8条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

[事例) 同左]

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（第8条第4項第3号関係）。

国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人に対する利用目的の通知等により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、第8条第1項から第3

<p>項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。</p> <p>[事例) 略]</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (第9条第4項第4号関係)</p> <p>取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、<u>第9条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。</u></p> <p>[事例 1) 略]</p> <p>事例 2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを<u>送付する</u>という利用目的であるような場合</p> <p>(※1) 本人への「通知」については、<u>2-15</u> (本人に通知) を参照のこと。 (※2) 「公表」については、<u>2-16</u> (公表) を参照のこと。 (※3) 「明示」については、<u>3-3-6</u> (直接書面等による取得) を参照のこと。</p> <p>(参考)</p>	<p>項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。</p> <p>[事例) 同左]</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (第8条第4項第4号関係)</p> <p>取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、<u>第8条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。</u></p> <p>[事例 1) 同左]</p> <p>事例 2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを<u>送付するため</u>という利用目的であるような場合</p> <p>(※1) 本人への「通知」については、<u>2-11</u> (本人に通知) を参照のこと。 (※2) 「公表」については、<u>2-12</u> (公表) を参照のこと。 (※3) 「明示」については、<u>3-2-6</u> (直接書面等による取得) を参照のこと。</p> <p>(参考)</p>
--	--

<p><u>法第 21 条</u>（第 4 項）</p> <p>4 <u>前三項</u>の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 〔(1)～(4) 略〕</p>	<p><u>法第 18 条</u>（第 4 項）</p> <p>4 <u>前 3 項</u>の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 〔(1)～(4) 同左〕</p>
<p><u>3-4</u> 個人データ等の管理（<u>第 10 条～第 14 条</u>関係）</p> <p><u>3-4-1</u> データ内容の正確性の確保等（<u>第 10 条</u>関係）</p>	<p><u>3-3</u> 個人データ等の管理（<u>第 9 条～第 13 条</u>関係）</p> <p><u>3-3-1</u> データ内容の正確性の確保等（<u>第 9 条</u>関係）</p>
<p><u>第 10 条</u></p> <p>〔略〕</p>	<p><u>第 9 条</u></p> <p>〔同左〕</p>
<p>〔略〕</p> <p>（参考）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>（参考）</p>
<p><u>法第 22 条</u></p> <p>〔略〕</p>	<p><u>法第 19 条</u></p> <p>〔同左〕</p>
<p><u>3-4-2</u> 保存期間等（<u>第 11 条第 1 項</u>関係）</p>	<p><u>3-3-2</u> 保存期間等（<u>第 10 条第 1 項</u>関係）</p>
<p><u>第 11 条</u>（第 1 項）</p> <p>1 電気通信事業者は、個人データ（通信の秘密に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 〔(1)～(3) 略〕</p>	<p><u>第 10 条</u>（第 1 項）</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(3) 同左〕</p>

(4) 前三号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき。

保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去することが適切であり（※）、その趣旨を徹底する観点から、電気通信事業者は、利用目的に応じ保存期間を定めるよう努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。

他方、個人データによっては、一律に保存期間を定めることが難しい場合もあることから、全ての個人データについて保存期間を定めることまでは要求しない。しかし、この場合であっても、利用目的を達成すれば遅滞なく消去するよう努めなければならない。

ただし、第 11 条第 1 項各号に掲げる場合又は通信の秘密に係る個人データは本規定の適用を受けない。

【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】

[事例) 略]

[(※) 略]

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき。

保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去することが適切であり（※）、その趣旨を徹底する観点から、電気通信事業者は、利用目的に応じ保存期間を定めるよう努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。

他方、個人データによっては、一律に保存期間を定めることが難しい場合もあることから、全ての個人データについて保存期間を定めることまでは要求しない。しかし、この場合であっても、利用目的を達成すれば遅滞なく消去するよう努めなければならない。

ただし、第 10 条第 1 項各号に掲げる場合又は通信の秘密に係る個人データは本規定の適用を受けない。

【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】

[事例) 同左]

[(※) 同左]

<p>他方、次に掲げる場合については、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該個人データを消去しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき（<u>第 11 条第 1 項第 1 号関係</u>）</p> <p>[略]</p> <p>(2) 本人の同意があるとき（<u>第 11 条第 1 項第 2 号関係</u>）</p> <p>[略]</p> <p>(※) 「本人の同意」については、<u>2-17</u>（本人の同意）を参照のこと。</p> <p>(3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であって、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき（<u>第 11 条第 1 項第 3 号関係</u>）</p> <p>[略]</p> <p>(4) <u>前三号</u>に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき（<u>第 11 条第 1 項第 4 号関係</u>）</p> <p>[略]</p>	<p>他方、次に掲げる場合については、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該個人データを消去しないことができる。</p> <p>(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき（<u>第 10 条第 1 項第 1 号関係</u>）</p> <p>[同左]</p> <p>(2) 本人の同意があるとき（<u>第 10 条第 1 項第 2 号関係</u>）</p> <p>[同左]</p> <p>(※) 「本人の同意」については、<u>2-13</u>（本人の同意）を参照のこと。</p> <p>(3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であって、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき（<u>第 10 条第 1 項第 3 号関係</u>）</p> <p>[同左]</p> <p>(4) <u>前 3 号</u>に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき（<u>第 10 条第 1 項第 4 号関係</u>）</p> <p>[同左]</p>
---	---

(参考)

法第 22 条

[略]

3-4-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（第 11 条第 2 項関係）

第 11 条（第 2 項）

[略]

[略]

(※) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-17
（本人の同意）を参照のこと。通信履歴の保存については 5-1（通信履歴の記録）を参照のこと。

3-4-4 安全管理措置（第 12 条関係）

第 12 条

[略]

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データ等の安全管理のため、

(参考)

法第 19 条

[同左]

3-3-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（第 10 条第 2 項関係）

第 10 条（第 2 項）

[同左]

[同左]

(※) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-13
（本人の同意）を参照のこと。通信履歴の保存については 5-1（通信履歴の記録）を参照のこと。

3-3-4 安全管理措置（第 11 条関係）

第 11 条

[同左]

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データ等の安全管理のため、

必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

なお、個人データ等に該当しない個人情報（いわゆる散在情報）についても、通信の秘密に関わる情報ということができることから、安全管理措置を講ずることが望ましい。

また、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）等の基準を活用するものとする。なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に定める技術基準の適合維持義務が課されている（電気通信事業法第 41 条）ことにも留意する必要がある。

（参考）

法第 23 条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は

必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

なお、個人データ等に該当しない個人情報（いわゆる散在情報）についても、通信の秘密に関わる情報ということができることから、安全管理措置を講ずることが望ましい。

また、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）等の基準を活用するものとする。なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に定める技術基準の適合維持義務が課されている（電気通信事業法第 41 条）ことにも留意する必要がある。

（参考）

法第 20 条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は

毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3-4-5 従業員の監督（第13条第1項、第2項関係）

第13条（第1項、第2項）

[略]

電気通信事業者は、その従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たって、第12条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データ等を取り扱う従業者に対する教育研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内にあつて直接間接に電気通信事業者の指揮監督を受けて電気通信事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

[【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 略]

き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3-3-5 従業員の監督（第12条第1項、第2項関係）

第12条（第1項、第2項）

[同左]

電気通信事業者は、その従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たって、第11条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データ等を取り扱う従業者に対する教育研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内にあつて直接間接に電気通信事業者の指揮監督を受けて電気通信事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

[【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 同左]

(参考)

法第 24 条

[略]

3-4-6 委託先の監督 (第 13 条第 3 項関係)

第 13 条 (第 3 項)

[略]

電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託 (※1) する場合は、委託を受けた者 (以下「委託先」という。) において当該個人データ等について安全管理措置が適切に講ぜられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、電気通信事業者は、第 12 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう、監督を行うものとする (※2)。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データ等を提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データ等の内容を踏まえ、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況 (取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。) 等に起因するリスクに応じて、次の (1) から (3) までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない (※3)。

なお、通信の秘密に係る個人情報については、通信当事者の同意又は違

(参考)

法第 21 条

[同左]

3-3-6 委託先の監督 (第 12 条第 3 項関係)

第 12 条 (第 3 項)

[同左]

電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託 (※1) する場合は、委託を受けた者 (以下「委託先」という。) において当該個人データ等について安全管理措置が適切に講ぜられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、電気通信事業者は、第 11 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう、監督を行うものとする (※2)。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データ等を提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データ等の内容を踏まえ、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況 (取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。) 等に起因するリスクに応じて、次の (1) から (3) までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない (※3)。

法性阻却事由がなければ提供してはならないことに留意する必要がある（3-7-4（第三者に該当しない場合）参照）。

(1) 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第23条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の体制や規程等の確認に加え、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う等により、あらかじめ確認しなければならない。

また、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要がある。

[(2) 略]

(3) 委託先における個人データ等取扱状況の把握

委託先における委託された個人データ等の取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程

(1) 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び本ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の体制や規程等の確認に加え、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う等により、あらかじめ確認しなければならない。

[(2) 同左]

(3) 委託先における個人データ等取扱状況の把握

委託先における委託された個人データ等の取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程

度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データ等の取扱方法等について、委託先から事前報告を受け、又は承認を行うこと、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が第12条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい(※4)。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

[【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 略]

[(※1) 略]

(※2) 委託元が第12条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、委託先は、第12条が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

[(※3) ・ (※4) 略]

(参考)

法第25条

[略]

度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データ等の取扱方法等について、委託先から事前報告を受け、又は承認を行うこと、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が第11条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい(※4)。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

[【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】 同左]

[(※1) 同左]

(※2) 委託元が第11条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、委託先は、第11条が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

[(※3) ・ (※4) 同左]

(参考)

法第22条

[同左]

3-4-7 個人情報保護管理者（第14条関係）

第14条

[略]

個人データ等保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第12条の安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人データ等の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。

なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データ等の漏えい等を防止するため、また責任の所在を明確化する上でも重要であり、個人情報保護管理者の設置を通じて、あらかじめ個人データ等の漏えい等を防止するための体制を整備し、また、漏えい等事案の発生時に、被害拡大防止措置の実施及び監督官庁等への報告等の対応を行うための体制を整備することが望ましい。

また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に規定された措置を盛り込むことが望ましい。この際、監査体制の整備の一環として、委託先の監査を含む監査体制を整備し監査結果を踏まえた個人データ等の取扱方法に関する見直し・改善を行うことが望ましい。

3-3-7 個人情報保護管理者（第13条関係）

第13条

[同左]

個人データ等保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人データ等の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。

なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データ等の漏えい等を防止するため、責任の所在を明確化する上でも、重要である。また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に規定された措置を盛り込むことが望ましい。

なお、電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があると認められる場合における総務大臣による電気通信事業法第29条第1項第1号の規定に基づく業務の改善命令の発動に係る指針として「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000111.html)が定められている。

3-5 プライバシーポリシー（第15条関係）

個人データ等を取得する電気通信事業者は、自らが取得する個人データ等について十分把握することが望ましい。その上で、取得する個人データ等の種類や利用目的、第三者に提供する個人データ等の種類などに応じて、利用者が電気通信事業者による個人データ等の取扱いを理解できるよう、分かりやすい通知・公表や、必要に応じた同意取得を行うことが重要である。

3-5-1 プライバシーポリシーの策定・公表（第15条第1項、第2項関係）

第15条（第1項、第2項）

- 1 電気通信事業者は、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者が個人データ等の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針をいう。）を定め、公表することが適切である。
- 2 前項に定めるプライバシーポリシーにおいて、次に掲げる事項について定め、利用者にとって分かりやすく示すことが適切である。

3-4 プライバシーポリシー（第14条関係）

3-4-1 プライバシーポリシーの公表（第14条第1項関係）

第14条（第1項）

- 1 電気通信事業者は、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者が個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいう。）を公表することが適切である。

[新設]

<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>電気通信事業者の氏名又は名称</u> (2) <u>取得される情報の項目</u> (3) <u>取得方法</u> (4) <u>利用目的の特定・明示</u> (5) <u>通知・公表又は同意取得の方法及び利用者関与の方法</u> (6) <u>第三者提供の有無</u> (7) <u>問合せ窓口・苦情の申出先</u> (8) <u>プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き</u> (9) <u>利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項</u> (10) <u>委託に係る事項</u> 	
<p>電気通信事業者の<u>個人データ等の適切な取扱い</u>についての社会的信頼を確保するため、電気通信事業者は自らの<u>個人データ等の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針</u>についての宣言をプライバシーポリシーとして定め、公表することが適切である。</p> <p>【プライバシーポリシーに示すことが適切である項目】</p> <p>プライバシーポリシーは、それぞれの電気通信事業者が、<u>当該電気通信事業者の利用者において、当該電気通信事業者による個人データ等の取扱いを理解できるように、分かりやすい表現で記載すべきものであるが、プライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次のようなものが考えられる。</u></p> <p>〔①・② 略〕</p> <p>③ 第15条に定める事項</p>	<p>電気通信事業者の<u>個人情報保護</u>についての社会的信頼を確保するため、電気通信事業者は自らの<u>個人情報保護を推進する上での考え方や方針</u>についての宣言をプライバシーポリシーとして公表することが適切である。</p> <p>[新設]</p> <p>プライバシーポリシーは、それぞれの電気通信事業者が、<u>分かりやすい表現で記載すべきものであるが、プライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次のようなものが考えられる。</u></p> <p>〔①・② 同左〕</p> <p>③ 第19条第1項各号に定める公表すべき事項</p>

<p>[(i) 略]</p> <p><u>(ii) 取得される情報の項目</u></p> <p><u>(iii) 取得方法</u></p> <p><u>(iv) 利用目的の特定・明示</u></p> <p><u>(v) 通知・公表又は同意取得の方法及び利用者関与の方法</u> 利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの請求に応じる手続</p> <p><u>(vi) 第三者提供の有無</u></p> <p><u>(vii) 問合せ窓口・苦情の申出先</u> 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先を含む。</p> <p><u>(viii) プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き</u></p> <p><u>(ix) 利用者の選択の機会の内容 (※)、データポータビリティに係る事項</u></p> <p><u>(x) 委託に関する事項</u> 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにするなど、委託処理の透明化を進めること。</p> <p>④ 第 12 条の安全管理措置に関する方針</p> <p>⑤ <u>その他利用者の権利利益の保護に関する事項</u></p> <p>[(i) 略]</p> <p>[削る]</p> <p>[(ii) 略]</p> <p>(iii) 個人情報の取得方法 (取得元の種類等) を、可能な限り具体的</p>	<p>[(i) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(ii) 保有個人データの利用目的</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(iii) 利用目的の通知又は開示若しくは訂正等の本人からの請求に応じる手続</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>(iv) 苦情の申出先</u></p> <p><u>(v) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>④ 第 11 条の安全管理措置に関する方針</p> <p>⑤ <u>利用者の権利利益の保護に関する事項</u></p> <p>[(i) 同左]</p> <p><u>(ii) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること</u></p> <p>[(iii) 同左]</p> <p>(iii) 個人情報の取得元又はその取得方法 (取得元の種類等) を、可</p>
---	--

に明記すること

(※) (ア)電気通信事業者が(任意の取組として)利用者の求めに応じ、自主的に個人データ等の取得・利用を停止しているか(利用者はこれを求めることができるか)、(イ)利用者において個人データ等の取得・利用の停止を求めることができる場合には、利用者がこれを求める方法、及び、利用者がこれを求めた場合にも電気通信サービスが利用可能か等

なお、取得に際しての利用目的(第9条第1項、第3項)、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合の個人データの項目等(第17条第2項、第3項、第9項)、共同利用における共同利用される個人データの項目等(第17条第10項第3号、第11項)、匿名加工情報に含まれる情報の項目等(第33条第3項、第4項、第5項、第7項、第34条)、保有個人データに関する公表すべき事項(第19条第1項)、匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の安全管理措置等(第36条)については、通知し、又はプライバシーポリシー等において公表し若しくは本人が容易に知り得る状態に置かなければならないことに留意する必要がある。

【利用者に分かりやすい示し方】

電気通信事業者は、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用者の性質・状況、当該電気通信事業者の業種・事業規模等の諸般の事情を踏まえた上で、第15条第1項に基づき、個人データ等の取扱いに関するプ

能な限り具体的に明記すること

[新設]

なお、上記のほか、取得に際しての利用目的(第8条第1項、第3項)、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合の個人データの項目等(第15条第2項、第3項、第9項)、共同利用における共同利用される個人データの項目等(第15条第10項第3号、第11項)、匿名加工情報に含まれる情報の項目等(第28条第3項、第4項、第5項、第7項、第29条)、匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の安全管理措置等(第31条)について、プライバシーポリシー等において、通知、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くことが求められていることに留意する必要がある。

[新設]

プライバシーポリシーを策定・公表することが望ましく、また、利用者が電気通信事業者における個人データ等の取扱いを理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるよう、プライバシーポリシーを分かりやすく示す（※1）（※2）ことが望ましい。

（※1）当該電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用者の性質・状況や、当該電気通信事業者の業種・事業規模・事業内容などに応じ、分かりやすい表示のための工夫等を検討することが望ましい。例えば、階層構造（要点を複数の短い項目にまとめ、各項目を選択すると詳細な内容を見ることができるといった構造）を用いること、アイコン・イラスト・動画等の視覚的ツールを用いること、利用者が認識しやすいようにジャストインタイムの通知を行うこと、要点を分かりやすく解説した簡略版やユーザーガイドを併せて作成することなどが表示に関する具体的な工夫として考えられる。

また、利用者が認識しやすいようにポップアップによる同意取得を行うこと、ダッシュボードや、個人データ等の取得・利用の停止の機会の提供、Consent RecordやCMP等により利用者が何に同意したかを後から一覧性をもって把握できる仕組みの提供などについても、利用者が自ら内容を理解し選択する上で有用な工夫と考えられる。

なお、分かりやすい通知・公表及び同意取得の方法を検討する際には、当該電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用者の性質・状況を踏まえることが望ましいと考えられるため、必要に応じ

て、ユーザーテストを実施しその結果を分析・参照したり、第三者的な立場の外部の有識者からなるプライバシー保護に関するアドバイザリーボードや諮問委員会等を設置しステークホルダーの意見等を踏まえつつ継続的に取り組んでいくこと等が考えられる。

(※2) なお、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.1」(2021年7月総務省・経済産業省)(<http://www.iota.c.jp/wg/data/governance/>)においても、プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化の必要性について言及されている。

[(参考) 略]

3-5-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー (第15条第3項、第4項関係)

第15条 (第3項、第4項)

[3・4 略]

アプリケーションソフトウェア (以下「アプリケーション」という。)とは、通話やコミュニケーションなどのコミュニケーションツールや写真・ゲームなどの様々な機能を実行するためのソフトウェアをいう。スマートフォンなどのスマートデバイスでは、アプリケーションをインストールすることで、機能を拡張・カスタマイズすることが可能となる。

アプリケーションの中には、様々な情報を取得し、外部に送信するものがあることから、透明性や利用者が関与する機会等を確保することで利用

[(参考) 同左]

3-4-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー (第14条第2項、第3項関係)

第14条 (第2項・第3項)

[2・3 同左]

アプリケーションソフトウェア (以下「アプリケーション」という。)とは、通話やコミュニケーションなどのコミュニケーションツールや写真・ゲームなどの様々な機能を実行するためのソフトウェアをいう。スマートフォンなどのスマートデバイスでは、アプリケーションをインストールすることで、機能を拡張・カスタマイズすることが可能となる。

アプリケーションの中には、様々な情報を取得し、外部に送信するものがあることから、透明性や利用者が関与する機会等を確保することで利用

者のプライバシーを保護する観点から、電気通信事業者がアプリケーションを提供する場合には、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である（第15条第3項関係）。

また、電気通信事業者がアプリケーションを提供するサイトを運営する場合には、当該サイトを利用してアプリケーションを提供する者（自己を除く。）に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である（第15条第4項関係）。

アプリケーションのプライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次の事項が考えられる。

- ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称
- ②取得される情報の項目
- ③取得方法
- ④利用目的の特定・明示
- ⑤通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦問合せ窓口・苦情の申出先
- ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
- ⑨利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項
- ⑩委託に関する事項

また、電気通信事業者は、当該プライバシーポリシーの内容が当該アプリケーションの情報取得等について適切に記載したものであることを確保

者のプライバシーを保護する観点から、電気通信事業者がアプリケーションを提供する場合には、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である（第14条第2項関係）。

また、電気通信事業者がアプリケーションを提供するサイトを運営する場合には、当該サイトを利用してアプリケーションを提供する者（自己を除く。）に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である（第14条第3項関係）。

アプリケーションのプライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次の事項が考えられる。

- ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称
- ②取得される情報の項目
- ③取得方法
- ④利用目的の特定・明示
- ⑤通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦問合せ窓口
- ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
[新設]
- [新設]

また、電気通信事業者は、当該プライバシーポリシーの内容が当該アプリケーションの情報取得等について適切に記載したものであることを確保

するため、第三者による検証等を利用しその適切性を検証することが望ましい。

その他、アプリケーションのプライバシーポリシーに関する詳細は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ（平成 24 年 8 月 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会）等によるものとする。

なお、本ガイドラインは、電気通信事業者を対象とするものであるため、電気通信事業者の取組について記載しているが、アプリケーションによる情報収集等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表する等の取組は、アプリケーション提供事業者、情報収集モジュール提供者、アプリケーション提供サイト運営事業者、OS 提供事業者等の各関係者においても求められるものである。電気通信事業者における本条で示す取組が、各関係者の取組の促進に資することが期待される。

3-6 個人データの漏えい等の報告等（第 16 条関係）

3-6-1 「漏えい等」の考え方

3-6-1-1 「漏えい」の考え方

個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例 1) 個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例 2) 個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

するため、第三者による検証等を利用しその適切性を検証することが望ましい。

その他、アプリケーションのプライバシーポリシーに関する詳細は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ（平成 24 年 8 月 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会）等によるものとする。

なお、本ガイドラインは、電気通信事業者を対象とするものであるため、電気通信事業者の取組について記載しているが、アプリケーションによる情報収集等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表する等の取組は、アプリケーション提供事業者、情報収集モジュール提供者、アプリケーション提供サイト運営事業者、OS 提供事業者等の各関係者においても求められるものである。電気通信事業者における本条で示す取組が、各関係者の取組の促進に資することが期待される。

[新設]

[新設]

[新設]

事例3) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合

事例4) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例5) 不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合

事例6) システムの設定ミス等により、回線解約対象者の個人データを含む登録情報が、同じ回線を引き継いだ利用者閲覧可能な状態になっていた場合

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、電気通信事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合(※)は、漏えいに該当しない。

(※) 電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要がある。

3-6-1-2 「滅失」の考え方

個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

【個人データの滅失に該当する事例】

事例1) 個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合(※1)

事例2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した

[新設]

場合（※2）

なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、電気通信事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しない。

（※1）当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する場合がある。

（※2）社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当する。

3-6-1-3 「毀損」の考え方

個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例1) 個人データの内容が改ざんされた場合

事例2) 暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例3) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合（※）

なお、上記事例2) 及び事例3) の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

[新設]

(※) 同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当する。

3-6-2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

電気通信事業者は、漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の（１）から（５）までに掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

（１）事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

（２）事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

（３）影響範囲の特定

上記（２）で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

[新設]

(4) 再発防止策の検討及び実施

上記(2)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告及び本人への通知

3-6-3(個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告)、3-6-4(本人への通知)を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

なお、電気通信事業法第28条において同法第2条第5号に定める電気通信事業者に対し通信の秘密の漏えいが生じた場合の総務大臣への報告義務を定めていることから、通信の秘密に係る個人情報について漏えいの事案が発生した場合は総務大臣へ報告しなければならない。

3-6-3 個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への報告(第16条第1項関係)

第16条(第1項)

1 電気通信事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するもの

[新設]

が生じたときは、次項から第 4 項までの規定で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該電気通信事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第 5 項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この項及び次項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

3-6-3-1 報告対象となる事態

電気通信事業者は、次の（1）から（4）までに掲げる事態（以下「報告対象事態」という。）を知ったときは、個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合に

[新設]

あつては総務大臣等）に報告しなければならない（※1）（※2）。

（1）要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第1号関係）

【報告を要する事例】

事例）従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

（2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第2号関係）

財産的被害が生じるおそれについては、対象となった個人データの性質・内容等を踏まえ、財産的被害が発生する蓋然性を考慮して判断する。

【報告を要する事例】

事例1）ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

事例2）送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

（3）不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（第16条第1項第3号関係）

「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。

【報告を要する事例】

事例 1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合 (※3)

事例 2) ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

事例 3) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例 4) 従業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合 (※4)

(4) 個人データに係る本人の数が 1,000 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (第 16 条第 1 項第 4 号関係)

「個人データに係る本人の数」は、当該電気通信事業者が取り扱う個人データのうち、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数をいう。「個人データに係る本人の数」について、事態が発覚した当初 1,000 人以下であっても、その後 1,000 人を超えた場合には、1,000 人を超えた時点で第 16 条第 1 項第 4 号に該当することになる。
本人の数が確定できない漏えい等において、漏えい等が発生したおそれがある個人データに係る本人の数が最大 1,000 人を超える場合には、第 16 条第 1 項第 4 号に該当する。

【報告を要する事例】

事例) システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

(※1) 報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、電気通信事業者は個人情報保護委員会に任意の報告をすることができる。

(※2) 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

(※3) サイバー攻撃の事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、次の(ア)から(エ)までが考えられる。

(ア) 個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において外部からの不正アクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合

(イ) 個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合

(ウ) マルウェアに感染したコンピュータに不正な指令を送り、制

御するサーバ（C&C サーバ）が使用しているものとして知られている IP アドレス・FQDN（Fully Qualified Domain Name の略。サブドメイン名及びドメイン名からなる文字列であり、ネットワーク上のコンピュータ（サーバ等）を特定するもの。）への通信が確認された場合

（エ）不正検知を行う公的機関、セキュリティ・サービス・プロバイダ、専門家等の第三者から、漏えいのおそれについて、一定の根拠に基づく連絡を受けた場合

（※4）従業員による個人データの持ち出しの事案について、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例としては、例えば、個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、通常の業務で必要としないアクセスによりデータが窃取された痕跡が認められた場合が考えられる。

なお、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データについて、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合等、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」が講じられている場合については、報告を要しない。

（参考）

法第 26 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利

利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生

し、又は発生したおそれがある事態

法第 147 条（第 1 項）

1 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第 145 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第 26 条第 1 項、第 143 条第 1 項、第 159 条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条、第 101 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第 108 条及び第 109 条、第 160 条並びに第 161 条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

3-6-3-2 報告義務の主体

漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う電気通信事業者である。

個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される（3-6-3-5（委託元への通知による例外）参照）。

[新設]

また、委託元から委託先にある個人データ（個人データA）の取扱いを委託している場合であって、別の個人データ（個人データB）の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

3-6-3-3 速報（第16条第2項関係）

第16条（第2項）

2 電気通信事業者は、前項本文の規定による報告をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第5項において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

[新設]

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会（法第 147 条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等）に報告しなければならない。総務大臣等に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、電気通信事業者が当該事態を知った時点からおおむね 3～5 日以内である。

個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等への漏えい等報告については、次の（1）から（9）までに掲げる事項を、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等に対して行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

（1）「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、第 16 条第 1 項各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

（2）「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目について、媒体や種類（顧客情報、従業員情報の別等）とともに報告する。

(3) 「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数について報告する。

(4) 「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体（報告者又は委託先）とともに報告する。

(5) 「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

(6) 「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置（通知を含む。）の実施状況について報告する。

(7) 「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況について報告する。

(8) 「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

(9) 「その他参考となる事項」

上記の(1)から(8)までの事項を補完するため、個人情報保護委員会又は委任を受けた総務大臣等が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

(参考)

規則第8条(第1項)

個人情報取扱事業者は、法第26条第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。

(1) 概要

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

3-6-3-4 確報（第16条第3項関係）

第16条（第3項）

3 前項の場合において、電気通信事業者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が第1項第3号に定めるものである場合にあつては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え（※1）、30日以内（第16条第1項第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同項第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。）に個人情報保護委員会（法第147条の規定により総務大臣等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては総務大臣等）に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である

[新設]

場合には、より早期に報告することが望ましい。

報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、電気通信事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定（※2）に当たっては、その時点を1日目とする。

確報においては、3-6-3-3（1）から（9）までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点（報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内）において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

（※1）速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

（※2）確報の報告期限（30日以内又は60日以内）の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その翌日を報告期限とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条）。

（参考）

規則第8条（第2項）

前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあつ

ては、60 日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告
しなければならない。

3-6-3-5 委託元への通知による例外 (第 16 条第 5 項関係)

第 16 条 (第 5 項)

5 電気通信事業者は、第 1 項ただし書の規定による通知をする場合に
は、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、第 2 項各号に定める
事項を通知しなければならない。

委託先は、個人情報保護委員会 (法第 147 条の規定により総務大臣等が
報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては総務大臣等) への
報告義務を負っている委託元に対し、3-6-3-3 (1) から (9) までに掲げる
事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を
免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報
告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日
数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生
を知った時点からおおむね 3~5 日以内である。

この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委
託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を
知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。

なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把
握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが
求められる。

[新設]

(参考)

規則第9条

個人情報取扱事業者は、法第26条第1項ただし書の規定による通知をする場合には、第7条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第1項各号に定める事項を通知しなければならない。

3-6-4 本人への通知（第16条第6項関係）

第16条（第6項）

6 第1項に規定する場合には、電気通信事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、同項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項とともに、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(参考)

法第26条（第2項）

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければ

[新設]

ならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

規則第10条

個人情報取扱事業者は、法第26条第2項本文の規定による通知をする場合には、第7条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第8条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

3-6-4-1 通知対象となる事態及び通知義務の主体

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。

通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う電気通信事業者である。

個人データの取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に3-6-3-3(1)から(9)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。

3-6-4-2 通知の時間的制限

電気通信事業者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応

[新設]

[新設]

じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。

「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

【その時点で通知を行う必要があるとはいえないと考えられる事例

(※)】

事例 1) インターネット上の掲示板等に漏えいした複数の個人データがアップロードされており、個人情報取扱事業者において当該掲示板等の管理者に削除を求めるなど、必要な初期対応が完了しておらず、本人に通知することで、かえって被害が拡大するおそれがある場合

事例 2) 漏えい等のおそれが生じたものの、事案がほとんど判明しておらず、その時点で本人に通知したとしても、本人がその権利利益を保護するための措置を講じられる見込みがなく、かえって混乱が生じるおそれがある場合

(※) 「当該事態の状況に応じて速やかに」本人への通知を行うべきことに変わりはない。

3-6-4-3 通知の内容

本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のう

[新設]

ち、「概要」（第16条第2項第1号）、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」（同項第2号）、「原因」（同項第4号）、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」（同項第5号）及び「その他参考となる事項」（同項第9号）（※）に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある（3-6-4-2（通知の時間的制限）参照）。

本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。

また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

【本人の権利利益を保護するために必要な範囲において通知を行う事例】

事例1) 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合において、その原因を本人に通知するに当たり、個人情報保護委員会に報告した詳細な内容ではなく、必要な内容を選択して本人に通知すること。

事例2) 漏えい等が発生した個人データの項目が本人ごとに異なる場合において、当該本人に関係する内容のみを本人に通知すること。

（※）第16条第2項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項については、3-6-3-3（速報）を参照のこと。なお、同項第9号

に定める事項については、本人への通知を補完するため、本人にとって参考となる事項をいい、例えば、本人が自らの権利利益を保護するために取り得る措置が考えられる。

3-6-4-4 通知の方法

「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない（2-15（本人に通知）参照）。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

【本人への通知の方法の事例】

事例1) 文書を郵便等で送付することにより知らせること。

事例2) 電子メールを送信することにより知らせること。

3-6-4-5 通知の例外

本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置（※1）を講ずることによる対応が認められる。

【本人への通知が困難な場合に該当する事例】

事例1) 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない場合

[新設]

[新設]

<p><u>事例 2) 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡できない場合</u></p> <p><u>【代替措置に該当する事例】</u></p> <p><u>事例 1) 事案の公表 (※2)</u></p> <p><u>事例 2) 問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの個人データが対象となっているか否かを確認できるようにすること</u></p> <p><u>(※1) 代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(※2) 公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。</u></p> <p><u>3-7 個人データの第三者への提供 (第 17 条～第 20 条関係)</u></p> <p><u>3-7-1 第三者提供の制限の原則 (第 17 条第 1 項関係)</u></p>	<p><u>3-5 個人データの第三者への提供 (第 15 条～第 18 条関係)</u></p> <p><u>3-5-1 第三者提供の制限の原則 (第 15 条第 1 項関係)</u></p>
<p><u>第 17 条 (第 1 項)</u></p> <p>1 電気通信事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</p> <p>[(1)～(4) 略]</p> <p><u>(5) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき (個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u>。</p>	<p><u>第 15 条 (第 1 項)</u></p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1)～(4) 同左]</p> <p>[新設]</p>

<p><u>(6) 当該電気通信事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該電気通信事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</u></p> <p><u>(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>[略]</p> <p><u>(※1) 「本人の同意」については、2-17（本人の同意）を参照のこと。</u></p> <p><u>(※2) ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。</u></p> <p><u>(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その</u></p>	<p>[同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 174 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。

【第三者提供とされる事例】（ただし、第 17 条第 10 項各号の場合を除く。）

[事例 1) ～事例 3) 略]

[【第三者提供とされない事例】 略]

ただし、次の (1) から (7) までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、(1) から (4) までの具体的な事例は、3-1-6（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第 17 条第 1 項第 1 号関係）

[略]

(※4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に定める発信

【第三者提供とされる事例】（ただし、第 15 条第 10 項各号の場合を除く。）

[事例 1) ～事例 3) 同左]

[【第三者提供とされない事例】 同左]

ただし、次の (1) から (4) までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-6（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第 15 条第 1 項第 1 号関係）

[同左]

[新設]

者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者（特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。

この場合には、当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするためのものではないため、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される。

- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第17条第1項第2号関係）
- (3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第17条第1項第3号関係）

- (2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第2号関係）
- (3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第3号関係）

(4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第17条第1項第4号関係）

(5) 学術研究機関等（※1）である電気通信事業者が個人データを提供する場合であり、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※2）。）（第17条第1項第5号関係）

事例1）顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2）実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

（※1）「学術研究機関等」については、2-19（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人

(4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第15条第1項第4号関係）

[新設]

データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ず、個人データを提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(6) 学術研究機関等（※1）である電気通信事業者が個人データを提供する場合であり、かつ、当該電気通信事業者と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない。）に当該個人データを学術研究目的（※2）で提供する場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第6号関係）

（※1）「学術研究機関等」については、2-19（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-20（学術研究目的）を参照のこと。

（※3）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、個人の権利利益を不当に侵害しないような措置を講ずるなど適切に処理す

[新設]

る必要がある。この点、学術研究目的で個人データを提供する必要があつて、学術研究機関等と共同して学術研究を行う場合であつても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。

(7) 電気通信事業者が個人データを学術研究機関等（※1）に提供する場合であつて、当該学術研究機関等（※1）が当該個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該電気通信事業者が当該個人データを学術研究目的（※2）で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く（※3）。）（第17条第1項第7号関係）

（※1）「学術研究機関等」については、2-19（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-20（学術研究目的）を参照のこと。

（※3）「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」には、個人データを第三者に提供することはできない。この場合、当該個人データを不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。この点、学術研究目的で個人データの提供を受ける必要がある場合であつても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点か

<p><u>ら、提供する個人データの範囲を限定するなど、学術研究の目的に照らして可能な措置を講ずることが望ましい。</u></p>	
<p>[削る]</p>	<p><u>(※1) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(※2) ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第 83 条により刑事罰（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が科され得る。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(※4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者（特定電気通信による情報の流通により自己の</u></p>

権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。

この場合には、当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするためのものではないため、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される。

(参考)

法第 27 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

[(1)～(4) 略]

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当

(参考)

法第 23 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[新設]

<p><u>該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u> (当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)</p> <p>(7) <u>当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)</u>。</p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-7-2</u> オプトアウトによる第三者提供 (第 17 条第 2 項～第 7 項、第 9 項関係)</p> <p><u>3-7-2-1</u> オプトアウトに関する原則 (第 17 条第 2 項、第 4 項～第 7 項、第 9 項関係)</p>	<p><u>3-5-2</u> オプトアウトによる第三者提供 (法第 15 条第 2 項～第 7 項、第 9 項関係)</p> <p><u>3-5-2-1</u> オプトアウトに関する原則 (第 15 条第 2 項、第 4 項～第 7 項、第 9 項関係)</p>
<p><u>第 17 条</u> (第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項)</p> <p>2 電気通信事業者は、第三者に提供される<u>個人データ</u>について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>個人情報保護委員会に届け出たときは</u>、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 8 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの</p>	<p><u>第 15 条</u> (第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 9 項)</p> <p>2 電気通信事業者は、第三者に提供される<u>個人データ</u> (要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。)<u>について</u>、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>法第 23 条第 2 項の規定により個人情報保護委員会に届け出たときは</u>、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>

項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 第三者への提供を行う電気通信事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第 19 条第 1 項第 1 号、第 20 条第 1 項第 1 号、第 21 条第 5 項第 3 号及び第 22 条第 1 項第 1 号において同じ。）の氏名

[(2)・(3) 略]

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

[(5)～(7) 略]

(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法

(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

4 前二項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

[(1)・(2) 略]

5 第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

(2) 規則別記様式第 2（第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、規則別記様式第 3）による届出書

[新設]

[(1)・(2) 同左]

[新設]

[(3)～(5) 同左]

[新設]

[新設]

4 前 2 項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

[(1)・(2) 同左]

5 第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

(2) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 による届

<p>及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出する方法</p> <p>6 電気通信事業者が、代理人によって第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、<u>規則別記様式第 4 によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。次条第 3 項及び第 7 項並びに第 23 条第 1 項を除き、以下同じ。）</u>を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>7 <u>外国</u>にある電気通信事業者は、第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該電気通信事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該届出と同時に当該電気通信事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該電気通信事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>9 電気通信事業者は、<u>法第 27 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第 2 項の規定による届出を行った場合</u> 同項各号に掲げる事項</p> <p>(2) <u>第 3 項の規定による変更の届出を行った場合</u> 変更後の第 2 項</p>	<p>出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>以下「光ディスク等」という。</u>）を提出する方法</p> <p>6 電気通信事業者が、代理人によって第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、<u>規則別記様式第 2 によるその権限を証する書面</u>を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>7 <u>外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）</u>にある電気通信事業者は、第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該電気通信事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該届出と同時に当該電気通信事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該電気通信事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。</p> <p>9 電気通信事業者は、<u>法第 23 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第 2 項に掲げる事項（同項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）</u>を公表するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

各号に掲げる事項

(3) 第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、法第 27 条第 2 項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)(オプトアウトによる第三者提供)。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを第三者提供する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うこととすることが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、電話帳に掲載する場合など本人の意思をできるだけ尊重すべきものについては、本人の申出により提供を停止するという扱いにすることが望ましい。

また、電気通信事業者は、第 17 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表(※6)するものとする。

なお、要配慮個人情報を、オプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第 17 条第 1 項各号又は同条第 5 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意

[新設]

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、法第 23 条第 2 項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)(オプトアウトによる第三者提供)。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを第三者提供する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うこととすることが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、電話帳に掲載する場合など本人の意思をできるだけ尊重すべきものについては、本人の申出により提供を停止するという扱いにすることが望ましい。

電気通信事業者は、第 15 条第 2 項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表(※6)するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第 15 条第 1 項各号又は同条第 5 項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない（※7）。

(1) 電気通信事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名

[新設]

[(2)・(3) 略]

[(1)・(2) 同左]

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

[新設]

オプトアウトにより第三者に提供される個人データについて、取得元（取得源）と取得の方法を示す必要がある。

事例 1) 新聞・雑誌・書籍・ウェブサイトの閲覧による取得

事例 2) 官公庁による公開情報からの取得

[(5)～(7) 略]

[(3)～(5) 同左]

(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法

[新設]

第三者に提供される個人データをどのように更新しているかを記入する。

(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

[新設]

新規の届出の場合には、オプトアウトによる第三者提供を開始する予定日を記入する。変更届の場合には、変更届に基づいて第三者提供を開始す

る予定日を記入する。

(※1) オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の(1)から(9)までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない(第17条第4項第1号)ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」については、2-15(本人に通知)を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、

(※1) オプトアウトによる第三者提供を行う際は、上記の(1)から(5)までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間が確保されるよう本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない(第15条第4項第1号)ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。

また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」については、2-11(本人に通知)を参照のこと。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、

本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（第 17 条第 4 項第 2 号）。

[【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】 略]

(※3) 届出の方法は、電子情報処理組織を使用する方法等によって行わなければならない（第 17 条第 5 項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を証する書面を提出しなければならない（第 17 条第 6 項）。また、外国にある電気通信事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に当該届出に関する一切の行為につき当該電気通信事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない（第 17 条第 7 項）。

(※4) 「本人の同意」については、2-17（本人の同意）を参照のこと。

[（※5） 略]

(※6) 基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、電気通信事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」については2-16（公表）を参照のこと。

(※7) オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる

本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない（第 15 条第 4 項第 2 号）。

[【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】 同左]

(※3) 届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない（第 15 条第 5 項）。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない（第 15 条第 6 項）。また、外国にある電気通信事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に当該届出に関する一切の行為につき当該電気通信事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない（第 15 条第 7 項）。

(※4) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

[（※5） 同左]

(※6) 基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、電気通信事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」については2-12（公表）を参照のこと。

[新設]

再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。

[(※8) 略]

(参考)

法第 27 条 (第 2 項)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 20 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第 30 条第 1 項第 1 号及び第 32 条第 1 項第 1 号において同じ。）の氏名

[(※7) 同左]

(参考)

法第 23 条 (第 2 項)

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

[新設]

〔(2)・(3) 略〕

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

〔(5)～(7) 略〕

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

規則第 11 条

1 法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

〔(1) 略〕

(2) 本人が法第 27 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

(2) 別記様式第 2（法第 27 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第 3）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

〔(1)・(2) 同左〕

〔新設〕

〔(3)～(5) 同左〕

〔新設〕

規則第 7 条

1 法第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

〔(1) 同左〕

(2) 本人が法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 法第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

(2) 別記様式第 1 による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、別記様式第 4 によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 30 条、第 47 条第 1 項、第 48 条第 2 項、第 54 条第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 60 条並びに第 66 条第 2 項を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 法第 27 条第 2 項第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (2) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

規則第 12 条

外国にある個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 14 条

個人情報取扱事業者は、法第 27 条第 4 項の規定による公表がされた

3 個人情報取扱事業者が、代理人によって法第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、別記様式第 2 によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

[新設]

規則第 8 条

外国にある個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則第 10 条

個人情報取扱事業者は、法第 23 条第 4 項の規定による公表がされた

後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 法第 27 条第 2 項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 法第 27 条第 3 項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第 2 項各号に掲げる事項
- (3) 法第 27 条第 3 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨

3-7-2-2 オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合（第 17 条第 3 項関係）

第 17 条（第 3 項）

3 電気通信事業者は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号若しくは第 9 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

電気通信事業者は、第 17 条第 2 項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、次の（1）から（3）までのい

後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第 2 項に掲げる事項（同項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表するものとする。

[新設]

[新設]

[新設]

3-5-2-2 オプトアウトに関する事項の変更（第 15 条第 3 項関係）

第 15 条（第 3 項）

3 電気通信事業者は、前項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

電気通信事業者は、第 15 条第 2 項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、提供される個人データの項

<p>ずれかに該当する場合は、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※1）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない（※2）。</p> <p>なお、電気通信事業者は、第17条第9項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表（※3）するものとする。</p> <p><u>(1) 届出事項（第三者に提供される個人データの項目等）の変更があった場合</u></p> <p><u>第三者に提供される個人データの項目、第三者に提供される個人データの取得の方法、第三者への提供の方法、第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法、個人データの更新の方法又は第三者への提供を開始する予定日を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ（※4）、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(2) 届出事項（氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名）の変更があった場合</u></p> <p><u>第三者への提供を行う電気通信事業者の氏名又は名称、住所、法人等の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人</u></p>	<p><u>目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更に当たってあらかじめ（※1）、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※2）に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない（※3）。</u></p> <p>なお、電気通信事業者は、第15条第9項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表（※4）するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	---

<p><u>が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(3) 個人データの提供をやめた場合</u></p> <p><u>第 17 条第 3 項に基づく個人データの第三者提供をやめたときは、遅滞なく、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>[削る]</p> <p><u>(※1)</u> 「本人に通知」については、<u>2-15</u> (本人に通知) を参照のこと。 「本人が容易に知り得る状態」については、<u>3-7-2-1</u> (オプトアウトに関する原則) を参照のこと。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。 ・ 変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。 ・ 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること</p> <p><u>(※2)</u> 届出の方法等については、<u>3-7-2-1</u> (オプトアウトに関する原則) を参照のこと。</p> <p><u>(※3)</u> 「公表」については、<u>2-16</u> (公表) を参照のこと。</p>	<p>[新設]</p> <p><u>(※1)</u> 「あらかじめ」の具体的な期間については、<u>3-5-2-1</u> (オプトアウトに関する原則) を参照のこと。</p> <p><u>(※2)</u> 「本人に通知」については、<u>2-11</u> (本人に通知) を参照のこと。 「本人が容易に知り得る状態」については、<u>3-5-2-1</u> (オプトアウトに関する原則) を参照のこと。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。 ・ 変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示した書面により本人に通知すること。 ・ 本人が閲覧することが合理的に予測される個人情報取扱事業者のホームページにおいて、本人が分かりやすい場所に変更する内容を、例えば新旧対照表等により、分かりやすく明示すること</p> <p><u>(※3)</u> 届出の方法等については、<u>3-5-2-1</u> (オプトアウトに関する原則) を参照のこと。</p> <p><u>(※4)</u> 「公表」については、<u>2-12</u> (公表) を参照のこと。</p>
--	--

<p>(※4) 「あらかじめ」の具体的な期間については、<u>3-7-2-1 (オプトアウトに関する原則)</u> を参照のこと。</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第 27 条 (第 3 項)</u></p> <p>3 個人情報取扱事業者は、<u>前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>規則第 11 条、第 12 条及び第 14 条</u> (略) (3-7-2-1) (オプトアウトに関する原則) 参照)</p>	<p>[新設]</p> <p>(参考)</p> <p><u>法第 23 条 (第 3 項)</u></p> <p>3 個人情報取扱事業者は、<u>前項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>規則第 7 条、第 8 条及び第 10 条</u> (略) (3-5-2-1) (オプトアウトに関する原則) 参照)</p>
<p><u>3-7-3</u> 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第 17 条第 8 項関係)</p> <p><u>第 17 条 (第 8 項)</u> [略]</p> <p>[略]</p>	<p><u>3-5-3</u> 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第 15 条第 8 項関係)</p> <p><u>第 15 条 (第 8 項)</u> [同左]</p> <p>[同左]</p>

(※) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-17
(本人の同意) を参照のこと。

3-7-4 第三者に該当しない場合 (第 17 条第 10 項関係)

第 17 条 (第 10 項)

10 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第 1 項から第 7 項まで及び前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

次の (1) から (3) までの場合については、個人データの提供先は電気通信事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である電気通信事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、電気通信事業者は、第 17 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又

(※) 通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-13
(本人の同意) を参照のこと。

3-5-4 第三者に該当しない場合 (第 15 条第 10 項関係)

第 15 条 (第 10 項)

10 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

次の (1) から (3) までの場合については、個人データの提供先は電気通信事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係において提供主体である電気通信事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者に該当しないものとする。

このような要件を満たす場合には、電気通信事業者は、第 15 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定にかかわらず、あらかじめの本人の同意又

は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

なお、通信の秘密に係る個人情報については本項の対象外であり、委託、事業の承継、共同利用に伴う場合であっても、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がなければ提供してはならない。ただし、合併・会社分割のような情報の保持主体が実質的に同一である場合についてはこの限りではない。

(1) 委託（第 17 条第 10 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、電気通信事業者には、第 13 条第 3 項により、委託先に対する監督責任が課される（3-4-6（委託先の監督）参照）。

[事例 1) ・事例 2) 略]

(2) 事業の承継（第 17 条第 10 項第 2 号関係）

[略]

(3) 共同利用（第 17 条第 10 項第 3 号関係）

は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

なお、通信の秘密に係る個人情報については本項の対象外であり、委託、事業の承継、共同利用に伴う場合であっても、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がなければ提供してはならない。ただし、合併・会社分割のような情報の保持主体が実質的に同一である場合についてはこの限りではない。

(1) 委託（第 15 条第 10 項第 1 号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、電気通信事業者には、第 12 条第 3 項により、委託先に対する監督責任が課される（3-3-6（委託先の監督）参照）。

[事例 1) ・事例 2) 同左]

(2) 事業の承継（第 15 条第 10 項第 2 号関係）

[同左]

(3) 共同利用（第 15 条第 10 項第 3 号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを共同利用する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うこととすることが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、不払い者等情報の交換の場合のように、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある情報を交換する場合などには、第 17 条第 10 項第 3 号に掲げる情報をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くなどの措置をとり、本人の権利利益を不当に侵害することのないようにすることが適当である。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が第 4 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

[①～④ 略]

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※1）であって、次の①から⑤までの情報（※2）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※3）し、又は本人が容易に知り得る状態（※4）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※5）。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを共同利用する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うこととすることが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、不払い者等情報の交換の場合のように、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある情報を交換する場合などには、第 15 条第 10 項第 3 号に掲げる情報をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くなどの措置をとり、本人の権利利益を不当に侵害することのないようにすることが適当である。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が第 4 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

[①～④ 同左]

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（3-4-1（データ内容の正確性の確保等）参照）。

[【共同利用に該当する事例】 略]

[（※1）・（※2） 略]

（※3）「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。

（※4）「本人が容易に知り得る状態」については、3-7-2（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。

[（※5） 略]

（参考）

法第 27 条（第 5 項）

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（3-3-1（データ内容の正確性の確保等）参照）。

[【共同利用に該当する事例】 同左]

[（※1）・（※2） 同左]

（※3）「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。

（※4）「本人が容易に知り得る状態」については、3-5-2（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。

[（※5） 同左]

（参考）

法第 23 条（第 5 項）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

< 共同利用に係る事項の変更（第17条第11項関係） >

第17条（第11項）

11 電気通信事業者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

電気通信事業者は、個人データを共同利用する場合において、「個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名」に変更があったときは遅滞なく、当該変更

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

< 共同利用に係る事項の変更（第15条第11項関係） >

第15条（第11項）

11 電気通信事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

電気通信事業者は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※1）で変更することができ、「個人デー

<p><u>後の内容について、「共同利用する者の利用目的」又は「当該責任を有する者」を変更しようとするときは変更する前に、変更しようとする内容について、本人に通知（※1）し、又は本人が容易に知り得る状態（※2）に置かなければならない。</u></p> <p><u>なお、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※3）で変更することができる。</u></p> <p><u>「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。</u></p> <p>[事例 1) ～事例 3) 略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(※1) 「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。</u></p> <p><u>(※2) 「本人が容易に知り得る状態」については、3-7-2（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。</u></p> <p><u>(※3) 「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」については、3-1-2（利用目的の変更）を参照のこと。</u></p> <p>[（※4） 略]</p> <p>(参考)</p>	<p><u>タの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知（※2）し、又は本人が容易に知り得る状態（※3）に置かなければならない。</u></p> <p><u>なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。</u></p> <p>[事例 1) ～事例 3) 同左]</p> <p><u>(※1) 「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」については、3-1-2（利用目的の変更）を参照のこと。</u></p> <p><u>(※2) 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。</u></p> <p><u>(※3) 「本人が容易に知り得る状態」については、3-5-2（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[（※4） 同左]</p> <p>(参考)</p>
---	--

法第 27 条（第 6 項）

6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

3-7-5 外国にある第三者への提供の制限（第 18 条関係）

第 18 条

1 電気通信事業者は、外国にある第三者（個人データの取扱いについて法第 4 章第 2 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（次項及び第 6 項から第 8 項までにおいて「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び第 3 項並びに第 21 条第 1 項第 2 号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条（同条第 8 項を除く。）の規定は、適用しない。

2 個人データの取扱いについて相当措置を継続的に講ずるために必要な措置として定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

法第 23 条（第 6 項）

6 個人情報取扱事業者は、前項第 3 号に規定する利用者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

3-5-5 外国にある第三者への提供の制限（第 16 条関係）

第 16 条

1 電気通信事業者は、外国にある第三者（個人データの取扱いについて法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条（同条第 8 項を除く。）の規定は、適用しない。

2 個人データの取扱いについて法第 4 章第 1 節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な措置として定める基準は、次の各号のいずれか

<p>(1) 電気通信事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、<u>法第 4 章第 2 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</u></p> <p>[(2) 略]</p> <p><u>3 電気通信事業者は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該外国の名称</u></p> <p>(2) <u>適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報</u></p> <p>(3) <u>当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第 1 号に定める事項が特定できない旨及びその理由</u></p> <p>(2) <u>前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報</u></p> <p><u>5 第 3 項の規定にかかわらず、電気通信事業者は、第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 3 項第 3 号に定める事</u></p>	<p>に該当することとする。</p> <p>(1) 電気通信事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、<u>法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。</u></p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	---

<p><u>項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。</u></p>	
<p><u>6 電気通信事業者は、第 1 項に規定する体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を確認するとともに、当該制度が存在する場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>7 電気通信事業者は、個人データを外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として次に掲げる措置を講ずるとともに、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。</u></p> <p><u>(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。</u></p>	
<p><u>8 電気通信事業者は、前項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない</u></p>	<p>[新設]</p>

<p><u>い。ただし、情報提供することにより当該電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>当該第三者による第1項に規定する体制の整備の方法</u></p> <p>(2) <u>当該第三者が実施する相当措置の概要</u></p> <p>(3) <u>前項第1号の規定による確認の頻度及び方法</u></p> <p>(4) <u>当該外国の名称</u></p> <p>(5) <u>当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要</u></p> <p>(6) <u>当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要</u></p> <p>(7) <u>前号の支障に関して前項第2号の規定により当該電気通信事業者が講ずる措置の概要</u></p> <p><u>9 電気通信事業者は、第7項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>10 電気通信事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>外国にある第三者への提供の制限については、以下に記載の事項以外は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保</p>	<p>外国にある第三者への提供の制限については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）に準ず</p>

護委員会告示第7号)に準ずることとする。

3-7-5-1 同意取得時の情報提供

第18条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、個人データの提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由(提供先が定まる前に本人同意を得る必要性を含む。)を情報提供するとともに、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報を提供しなければならない。例えば、本人の同意を得ようとする時点において、移転先となる外国の候補が具体的に定まっており、当該候補となる外国の名称等、外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能であるにもかかわらず、これを本人に情報提供しなかった場合は、第18条第4項に基づく適法な情報提供とは認められないことに留意する。その際は、第18条第3項から第5項までの規定により情報提供が求められる事項を本人に改めて提供した上で、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることが必要である。なお、改めて情報提供する際には、前述の情報提供にも留意することが望ましい。

第18条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点で提供先の第三者が所在する外国が特定できず、第18条第4項の規定に基づく情報提供を行った場合において、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合には、本人の求めに応じて第18条第3項第1号及び第2号に定める情報を提供することが適切である。また、このような情報提供の求めが

ることとする。

[新設]

可能である旨を本人に認識させるとともに第 15 条のプライバシーポリシーと一体として、公表することが望ましい。

ただし、本人から情報提供の求めがあった場合であっても、例えば、情報提供することにより当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は、第 18 条第 3 項に定める情報の全部又は一部について情報提供しないことができる。情報提供しない場合であっても、当該事業者は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するとともに、その理由を説明することが望ましい。

【情報提供することにより当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の例】

事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

3-7-5-2 電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置等

第 18 条第 1 項に規定する体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、当該提供の時点で、当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を確認するとともに、当該制度が存在する場合においては、当該第三者による

[新設]

相当措置の継続的な実施の確保の可否を、適切かつ合理的な方法により、確認しなければならない。相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の例としては、次に掲げる例が考えられる。

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の例】

事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

第 18 条第 7 項に基づき、本人の求めに応じて個人データの提供先である外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報を提供する旨を、第 15 条のプライバシーポリシーと一体として、公表することが望ましい。当該事業者は、第 18 条第 7 項の規定による本人の求めを受けた場合には、第 18 条第 8 項に従い、遅滞なく、同項各号に定める事項について本人に情報提供しなければならない。

ただし、本人に情報提供することにより当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。当該事業者は、第 18 条第 7 項の規定による本人の求めに係る情報の全部又は一部について情報提供しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。また、本人に対し、

情報提供をしない理由を説明するよう努めなければならない。情報提供することにより当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の例としては、次に掲げる例が考えられる。

【情報提供することにより当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の例】

事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

第 18 条第 7 項に従って、当該第三者による相当措置の実施状況を確認する際には、個人データを取り扱う場所に赴く方法又は書面により報告を受ける方法により確認を行うことが考えられる。当該方法は、外国にある第三者に提供する個人データの規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとするのが適切である。

第 18 条第 4 項又は第 18 条第 7 項の定めるところにより、外国にある第三者に対して個人データを提供した場合には、提供先の当該第三者が所在する外国（第 18 条第 4 項の場合においては、事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定できた場合の当該外国）の名称を、インターネットのホームページへの掲載等により公表するとともに、定期的に更新することが望ましい。

(参考)

法第 28 条

1 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 31 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第 1 項

(参考)

法第 24 条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

[新設]

[新設]

に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

規則第 15 条

1 法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

[(1)～(4) 略]

(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 28 条第 1 項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

[2～4 略]

規則第 16 条

法第 28 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

[(1)・(2) 略]

規則第 11 条

1 法第 24 条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

[(1)～(4) 同左]

(5) 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第 24 条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

[2～4 同左]

規則第 11 条の 2

法第 24 条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

[(1)・(2) 同左]

規則第 17 条

- 1 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 当該外国の名称
 - (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 3 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。
 - (1) 前項第 1 号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - (2) 前項第 1 号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第 2 項第 3 号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

[新設]

規則第 18 条

1 法第 28 条第 3 項（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

2 法第 28 条第 3 項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

3 個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 3 項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

(1) 当該第三者による法第 28 条第 1 項に規定する体制の整備の方法

(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要

(3) 第 1 項第 1 号の規定による確認の頻度及び方法

(4) 当該外国の名称

[新設]

(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

(7) 前号の支障に関して第 1 項第 2 号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

4 個人情報取扱事業者は、法第 28 条第 3 項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

3-7-6 第三者提供に係る記録の作成等（第 19 条関係）

第 19 条

1 電気通信事業者は、個人データを第三者（法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条（第 21 条第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 21 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項において同じ。）に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 17 条第 1 項各号又は第 10 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 17

3-5-6 第三者提供に係る記録の作成等（第 17 条関係）

第 17 条

1 電気通信事業者は、個人データを第三者（法第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 15 条第 1 項各号又は第 10 項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第 15 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

(1) 第17条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合
次のイからニまでに掲げる事項

[イ 略]

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

[ハ・ニ 略]

(2) 第17条第1項又は前条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 第17条第1項又は前条第1項の本人の同意を得ている旨

[ロ 略]

[2 略]

3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供 (第17条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第17条第1項又は前条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されていると

(1) 第15条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合
次のイからニまでに掲げる事項

[イ 同左]

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項 (不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

[ハ・ニ 同左]

(2) 第15条第1項又は前条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 第15条第1項又は前条の本人の同意を得ている旨

[ロ 同左]

[2 同左]

3 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供 (第15条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

4 前項の規定にかかわらず、第15条第1項又は前条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されているときは、

<p>きは、当該書面をもって第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。</p> <p>[5 略]</p>	<p>当該書面をもって第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。</p> <p>[5 同左]</p>
<p>[略]</p> <p>(参考)</p>	<p>[同左]</p> <p>(参考)</p>
<p><u>法第 29 条</u></p> <p>1 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（<u>第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。</u>）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が<u>第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）</u>に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>規則第 19 条</u></p> <p>1 <u>法第 29 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。</u></p> <p>2 <u>法第 29 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第</u></p>	<p><u>法第 25 条</u></p> <p>1 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（<u>第 2 条第 5 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。</u>）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が<u>第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第 23 条第 1 項各号のいずれか）</u>に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>[2 同左]</p> <p><u>規則第 12 条</u></p> <p>1 <u>法第 25 条第 1 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。</u></p> <p>2 <u>法第 25 条第 1 項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第</u></p>

三者をいう。以下この条、次条、第 22 条から第 24 条まで、第 27 条及び第 28 条において同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第 27 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 29 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 20 条

- 1 法第 29 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 法第 27 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

[イ 略]

□ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては代表者又は管理人の定めのあるも

三者をいう。以下この条、次条及び第 15 条から第 17 条までにおいて同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第 23 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 25 条第 1 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 13 条

- 1 法第 25 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 法第 23 条第 2 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

[イ 同左]

□ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その

のにあつては、その代表者又は管理人。第 28 条第 1 項第 3 号に
おいて同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供した
ときは、その旨）

[ハ・ニ 略]

(2) 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定により個人デー
タを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の本人の同意を得ている
旨

[ロ 略]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成
した法第 29 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるも
のに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて
は、法第 29 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 21 条

法第 29 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 19 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後
に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年
を経過する日までの間

(2) 第 19 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した
場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起
算して 3 年を経過する日までの間

旨)

[ハ・ニ 同左]

(2) 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定により個人データを第
三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の本人の同意を得ている旨

[ロ 同左]

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成
した法第 25 条第 1 項の記録（当該記録を保存している場合におけるも
のに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについて
は、法第 25 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 14 条

法第 25 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 12 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後
に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して 1 年
を経過する日までの間

(2) 第 12 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した
場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起
算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前三号以外の場合 3年

3-7-7 第三者提供を受ける際の確認等（第20条関係）

【第三者提供を受ける際の確認（第20条第1項、第2項関係）】

第20条（第1項、第2項）

1 電気通信事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第10項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第3号に掲げる事項に該当するものを除く。）当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

[(2)・(3) 略]

[2 略]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（第20条第3項～第7項関係）】

第20条（第3項～第7項）

3 電気通信事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、

(3) 前三号以外の場合 3年

3-5-7 第三者提供を受ける際の確認等（第18条関係）

【第三者提供を受ける際の確認（第18条第1項、第2項関係）】

第18条（第1項、第2項）

1 電気通信事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号又は第10項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名（第3号に掲げる事項に該当するものを除く。）当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

[(2)・(3) 同左]

[2 同左]

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（第18条第3項～第7項関係）】

第18条（第3項～第7項）

3 [同左]

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 個人情報取扱事業者から第 17 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

[イ～ニ 略]

ホ 法第 27 条第 4 項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

[ロ 略]

(3) 個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

ハ 第 1 号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

[(4) 略]

[4 略]

(1) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 2 項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

[イ～ニ 同左]

ホ 法第 23 条第 4 項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第 23 条第 1 項各号列記以外の部分又は法第 24 条の本人の同意を得ている旨

[ロ 同左]

[新設]

[(3) 同左]

[4 同左]

<p>5 第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第 17 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実に見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。</p> <p>[6 略]</p> <p>7 電気通信事業者は、第 3 項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 前二号以外の場合 3 年</p>	<p>5 第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第 15 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実に見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。</p> <p>[6 同左]</p> <p>7 電気通信事業者は、第 3 項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 前 2 号以外の場合 3 年</p>
<p>第三者提供を受ける際の確認等については、<u>個人情報保護委員会</u>が定める「<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）</u>」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）に準ずることとする。</p> <p>(参考)</p>	<p>第三者提供を受ける際の確認等については、<u>個人情報保護委員会</u>の定める「<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）</u>」に準ずることとする。</p> <p>(参考)</p>
<p>【第三者提供を受ける際の確認（法第 30 条第 1 項・第 2 項関係）】</p> <p>法第 30 条（第 1 項・第 2 項）</p> <p>1 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる</p>	<p>【第三者提供を受ける際の確認（法第 26 条第 1 項・第 2 項関係）】</p> <p>法第 26 条（第 1 項・第 2 項）</p> <p>1 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる</p>

事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

[(2) 略]

[2 略]

規則第 22 条

- 1 法第 30 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第 30 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 23 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

[(2) 同左]

[2 同左]

規則第 15 条

- 1 法第 26 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 2 法第 26 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前 2 項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 30 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 30 条（第 3 項・第 4 項）

[略]

規則第 23 条

- 1 法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 法第 30 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 27 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 24 条

【第三者提供を受ける際の記録の作成等（法第 26 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 26 条（第 3 項・第 4 項）

[同左]

規則第 16 条

- 1 法第 26 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 2 法第 26 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第 23 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 26 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則第 17 条

- 1 法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) 個人情報取扱事業者から法第 27 条第 2 項の規定による個人情報の提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
- イ 略
- ロ 法第 30 条第 1 項各号に掲げる事項
- ハ・ニ 略
- ホ 法第 27 条第 4 項の規定により公表されている旨
- (2) 個人情報取扱事業者から法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の規定による個人情報の提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
- イ 法第 27 条第 1 項又は法第 28 条第 1 項の本人の同意を得ている旨
- ロ 略
- (3) 個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項
- イ 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨
- ロ 法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項
- ハ 第 1 号ハに掲げる事項

- 1 法第 26 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
- (1) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 2 項の規定による個人情報の提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
- イ 同左
- ロ 法第 26 条第 1 項各号に掲げる事項
- ハ・ニ 同左
- ホ 法第 23 条第 4 項の規定により公表されている旨
- (2) 個人情報取扱事業者から法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の規定による個人情報の提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
- イ 法第 23 条第 1 項又は法第 24 条の本人の同意を得ている旨
- ロ 同左
- [新設]

三 当該個人関連情報の項目

〔(4) 略〕

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 25 条

法第 30 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 23 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 23 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間

〔(3) 略〕

3-8 個人関連情報の第三者提供の制限等（第 21 条関係）

第 21 条

- 1 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 17 条

〔(3) 同左〕

- 2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法 26 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法 26 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

規則第 18 条

法第 26 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 16 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 16 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間

〔(3) 同左〕

〔新設〕

第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ次項の規定で定めるところにより確認することをしないで、当該個人情報情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が個人情報取扱事業者である電気通信事業者から個人情報情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項が当該本人に提供されていること。

イ 当該外国の名称

ロ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ハ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

(1) 前項第 1 号に掲げる事項の確認を行う場合（第 3 号に掲げる場合に該当するものを除く。） 個人情報情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法

(2) 前項第 2 号に掲げる事項の確認を行う場合（次号に掲げる場合に該当するものを除く。） 同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

(3) 第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二号に規定する方法による確認を行っている事項の確認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行う場合 当該事項の内容と当該提供に係る前項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法

3 第18条第7項の規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第7項中「講ずるとともに、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

4 前条第2項の規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が確認する場合について準用する。

5 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

(2) 個人関連情報を提供した年月日（第7項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）

(3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(4) 当該個人関連情報の項目

6 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第 8 項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

7 第 5 項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

8 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第五項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。

9 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 5 項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間

- (2) 第 7 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人情報情報の提供を行った日から起算し
て 3 年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3 年

個人情報情報の定義については、2-9（個人情報情報）を参照のこと。

(参考)

法第 2 条（第 7 項）

7 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

個人情報情報取扱事業者の定義については、2-10（個人情報情報取扱事業者）を参照のこと。

(参考)

法第 16 条（第 7 項）

7 この章、第 6 章及び第 7 章において「個人情報情報取扱事業者」とは、個人情報情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人情報情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第 31 条第 1 項におい

て「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

政令第8条

法第16条第7項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

3-8-1 第21条の適用の有無について

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、提供先の第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならない。

第21条第1項は、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されるものである。そのため、個人関連情報の提供を行う個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取

[新設]

<p><u>扱い等を踏まえた上で、それに基づいて第 21 条第 1 項の適用の有無を判断する。</u></p> <p><u>3-8-1-1 「個人データとして取得する」について</u></p> <p><u>第 21 条第 1 項の「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、個人データに個人関連情報を付加するなど、個人データとして利用しようとする場合をいう。</u></p> <p><u>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID 等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。</u></p> <p><u>提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人データとして取得する」場合には直ちに該当しない。</u></p> <p><u>3-8-1-2 「想定される」について</u></p> <p><u>第 21 条第 1 項の「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」（3-8-1-1（「個人データとして取得する」について）参照）ことを現に想定している場合、又は一般人の認識（※）を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	-------------------------

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、提供先の第三者において個人データとして取得することを現に認識している場合をいう。

【現に想定している場合に該当する例】

事例 1) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID 等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを説明している場合

事例 2) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを告げられている場合

(2) 「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者との取引状況等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定できる場合には、「想定される」に該当する。

【通常想定できる場合】

事例 1) 個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる I

<p><u>D等も併せて提供する場合</u></p> <p><u>事例 2) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、高精度又は連続した位置情報等を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を個人データと紐付けて利用することを念頭に、そのために用いる ID 等も併せて提供する場合</u></p> <p><u>(※) ここでいう「一般人の認識」とは、同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を前提とする認識をいう。</u></p> <p><u>3-8-1-3 契約等による対応について</u></p> <p><u>提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、第 21 条は適用されない。この場合、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されない。もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。</u></p> <p><u>3-8-2 本人の同意の取得方法</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	-------------------------

3-8-2-1 本人の同意

第 21 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。同号の同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。

また、本人の同意は、必ずしも第三者提供の度に取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

3-8-2-2 同意を取得する主体

第 21 条第 1 項第 1 号（法第 31 条第 1 項第 1 号）の「本人の同意」を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者であるが、同等の本人の権利利益の保護が図られることを前提に、同意取得を提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が代行することも認められる。

提供先の第三者による同意取得の場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者による同意取得の代行の場合であっても、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する主体、対象となる個人関連情報の項目、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した後の利用目的等について、本人が認識できるようにする必要がある。

[新設]

[新設]

(1) 提供先の第三者による同意取得の場合

提供先の第三者が、個人情報提供を受けて個人データとして取得する主体として、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。

個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において第9条（法第21条）により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

(2) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者による同意取得の代行の場合

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が同意取得を代行する場合、本人は利用の主体を認識できないことから、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において、個人情報提供を受けて個人データとして取得する提供先の第三者を個別に明示し、また、対象となる個人関連情報を特定できるように示さなければならない。

提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、提供先の第三者において第9条（法第21条）により通知又は公表を行わなければならない。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が同意取

得を代行する場合であっても、提供先の第三者が同意取得の主体であることに変わりはないことから、提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者に適切に同意取得させなければならない。

3-8-2-3 同意を取得の方法

同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。

また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。なお、個人関連情報の第三者提供につき、同意取得の一般的なフローについては、本ガイドライン末尾の【付録】を参照のこと。

3-8-3 本人の同意等の確認の方法（第21条第1項、第2項関係）

3-8-3-1 個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること（第21条第1項第1号、第2項第1号関係）

第21条（第1項・第2項）

1 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条

[新設]

[新設]

[新設]

第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ次項の規定で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) (略)

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

(1) 前項第 1 号に掲げる事項の確認を行う場合（第 3 号に掲げる場合に該当するものを除く。）個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他適切な方法

(2) (略)

(3) (略)

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていることを確認しないで個人関連情報を提供してはならない。

本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。提供先の第三者から申告を受ける場合、個人関連情報取扱事

業者である電気通信事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。

提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。

なお、提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が第 21 条第 1 項第 1 号（法第 31 条第 1 項第 1 号）の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する可能性があるが、第 21 条第 1 項（法第 31 条第 1 項）の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合（第 17 条第 1 項第 1 号（法第 27 条第 1 項第 1 号））に該当する。

また、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において、同意取得を代行する場合、当該同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当する。

【第三者から申告を受ける方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者から口頭で申告を受ける方法

事例 2) 提供先の第三者が本人の同意を得ていることを誓約する書面を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例 1) 提供先の第三者が取得した本人の同意を示す書面等を確認する方法

事例 2) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において同意取得を代行して、当該同意を自ら確認する方法

(参考)

法第 31 条 (第 1 項)

1 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないうで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) (略)

規則第 26 条 (第 1 項)

1 法第 31 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

3-8-3-2 外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること（第21条第1項第2号、第2項第2号、第3項関係）

[新設]

第21条（第1項～第3項）

1 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ次項の規定で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) （略）

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項が当該本人に提供されていること。

イ 当該外国の名称

ロ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

ハ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

(1) （略）

(2) 前項第2号に掲げる事項の確認を行う場合（次号に掲げる場合

に該当するものを除く。) 同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

(3) (略)

3 第 18 条第 7 項の規定は、第 1 項の規定により個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 7 項中「講ずるとともに、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、第 21 条第 1 項第 1 号に基づき本人の同意が得られていることを確認するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の (1) から (3) までの情報が当該本人に提供されていることを確認しなければならない。

情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）「5-1（情報提供の方法）」及び「5-2（提供すべき情報）」を参照のこと。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

ただし、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、本人同意の取得時に上記の(1)から(3)までの情報が提供されていることを確認する必要はない。

①当該第三者が個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合

個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している外国として規則で定める国(※1)は、第21条第1項第2号の「外国」には該当しない。そのため、個人関連情報の提供先が、当該国にある第三者である場合には、第21条第1項第2号は適用されない。

②当該第三者が個人情報取扱事業者である電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合

個人関連情報の提供先である外国にある第三者が、個人情報取扱事業者である電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として第18条第2項に定める基準に適合する体制を整備し

ている場合（※2）には、当該第三者は、第21条第1項第2号における「第三者」に該当しない。そのため、当該体制を整備している外国にある第三者への個人情報提供については、第21条第1項第2号は適用されない。

ただし、第18条第2項で定める基準に適合する体制を整備している外国にある第三者に個人情報提供を行った場合には、個人情報取扱事業者である電気通信事業者は、第21条第3項により読み替えて準用される第18条第7項に基づき、次の（ア）及び（イ）の措置を講じなければならない（※3）（※4）。

講ずべき措置の考え方等については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）「6-1（相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置）」を参照のこと。

（ア）当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること（第18条第7項第1号関係）

（イ）当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人情報提供の当該第三者への提供を停止すること（第18条第7項第2号関係）

（※1）規則で定める国とは、平成31年個人情報保護委員会告示第1号に

定める国を指す。詳細については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）「3（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）」を参照のこと。

(※2) 個人情報取扱事業者である電気通信事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準の詳細については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）「4（個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）」を参照のこと。

(参考)

法第31条（第1項・第2項）

1 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないうで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) (略)

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第 28 条第 3 項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

規則第 17 条（第 1 項・第 2 項）

1 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

規則第 18 条（第 1 項）

1 法第 28 条第 3 項（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

<確認の方法（第 21 条第 2 項第 2 号）>

第 21 条（第 2 項）

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

(1) （略）

(2) 前項第 2 号に掲げる事項の確認を行う場合（次号に掲げる場合に該当するものを除く。） 同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

(3) （略）

本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

【書面の提示を受ける方法に該当する事例】

事例1) 提供先の第三者が本人に対して第21条第1項第2号（法第31条第1項第2号）の規定による情報の提供を行う際に使用している書面の提示を受ける方法

事例2) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で第21条第1項第2号（法第31条第1項第2号）の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの写しの提示を受ける方法

事例3) 提供先の第三者が本人に対して第21条第1項第2号（法第31条第1項第2号）の規定による情報の提供を行っていることを誓約する書面を受け入れる方法

【その他の適切な方法に該当する事例】

事例1) 提供先の第三者が本人に対してホームページ上で第21条第1項第2号（法第31条第1項第2号）の規定による情報の提供を行っている場合において、当該ホームページの記載内容を確認する方法

事例2) 提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者において同意取得を代行している場合において、同意取得に当たって必要な情報が提供されていることを自ら確認する方法

(参考)

規則第 26 条 (第 2 項)

2 法第 31 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3-8-3-3 既に確認を行った第三者に対する確認の方法 (第 21 条第 2 項第 3 号関係)

第 21 条 (第 2 項)

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二号に規定する方法による確認を行っている事項の確認 (当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行う場合 当該事項の内容と当該提供に係る前項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に第 21 条第 2 項に規定する方法により確認を行い、3-8-4 (提供元における記録

[新設]

義務)に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

例えば、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

(参考)

規則第26条(第3項)

3 前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第31条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

令和2年改正法規則附則第4条

法第31条第1項第1号に規定する事項のうち、施行日前に第26条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第27条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合に

おけるものに限る。)を行っているものについては、第 26 条第 3 項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

3-8-4 提供元における記録義務（第 21 条第 5 項関係）

第 21 条（第 5 項）

5 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（第 7 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 21 条第 1 項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない（第 21 条

[新設]

第5項）。なお、「第三者」のうち、次の(1)から(4)までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない(第19条第1項)。

(1) 国の機関(法第16条第2項第1号関係)

(2) 地方公共団体(法第16条第2項第2号関係)

(3) 独立行政法人等(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。別表第2に掲げる法人を除く。)(法第16条第2項第3号関係)

(4) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(法第16条第2項第4号関係)

(参考)

法第31条(第3項)

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

法第30条(第3項)

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会

規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3-8-4-1 記録を作成する媒体

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、記録を、文書、電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。法第2条第1項第1号参照）又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

(参考)

規則第27条（第1項）

1 法第31条第3項において読み替えて準用する法第30条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

3-8-4-2 記録を作成する方法

3-8-4-2-1 原則

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。

なお、個人関連情報を提供する前に記録を作成することもできる。

(参考)

[新設]

[新設]

[新設]

規則第 27 条 (第 2 項)

2 法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録は、個人情報情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。(略)

3-8-4-2-2 一括して記録を作成する方法

一定の期間内に特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人情報情報を提供する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

【一括して記録を作成する方法に該当する事例】

事例 1) 最初の提供の際に一旦記録を作成した上で、継続的に又は反復して個人情報情報を提供する対象期間内に、随時、追加の記録事項を作成する方法

事例 2) 継続的に又は反復して個人情報情報を提供する対象期間内に、月ごとに記録を作成する方法

事例 3) 継続的に又は反復して個人情報情報を提供する対象期間の終了後、速やかに記録を作成する方法

「確実であると見込まれるとき」の例としては、継続的に又は反復して個人情報情報を提供することを内容とする基本契約を締結することで、以後、継続的に又は反復して個人情報情報を提供することが確実であると見込まれる場合などが該当する。この場合は、当該基本契約に係る契約書を

[新設]

もって記録とすることができる。

「一括して記録を作成する方法」は、例外としての記録作成方法であることに鑑みて、その対象期間、対象範囲等を明確にすることが望ましい。

(参考)

規則第 27 条（第 2 項）

2 (略) 当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3-8-4-2-3 契約書等の代替手段による方法

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報を当該個人関連情報取扱事業者から第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、第 21 条第 8 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（3-8-4-4（保存期間）参照）。

(1) 「本人に対する物品又は役務の提供」

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者若しくは提供先

[新設]

の第三者又はその双方が「本人に対する物品又は役務の提供」の主体となる場合も含む。

(2) 「当該提供に関して作成された（契約書その他の書面）」

複数の書面を合わせて一つの記録とすることは妨げられない。

(3) 「契約書その他の書面」

本人と提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者との間で作成した契約書のみならず、提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者と提供先の第三者との間で作成した契約書も含まれる。

「契約書」の他にも、「その他の書面」には、個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者又は提供先の第三者の内部で作成された帳票、記録簿等も含まれる。

また、「契約書その他の書面」は電磁的記録を含むため（第17条第6項参照）、システム上の記録等も「契約書その他の書面」に該当する。

【契約書等の代替手段による方法の例】

事例）提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が提供先の第三者との間で、個人関連情報の提供に関して「契約書その他の書面」を交わしている場合であって、当該書面に第21条第5項各号に掲げる事項が記載されている場合

(参考)

規則第 27 条 (第 3 項)

3 前項の規定にかかわらず、法第 31 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

3-8-4-2-4 代行により記録を作成する方法

提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる。なお、この場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

3-8-4-3 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項・第 6 項関係)

3-8-4-3-1 提供元における記録事項 (第 21 条第 5 項関係)

第 21 条 (第 5 項)

5 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次に掲げる事項に関する記録を作成しな

[新設]

[新設]

[新設]

なければならない。

- (1) 第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（第7項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第21条第1項の規定による確認を行ったときは、次の項目を記録しなければならない。

- (1) 「第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨」

第1項第1号の本人の同意が得られていること及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることについて確認した旨をその方法を含めて記載する。

提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が同意取得を代行している場合には、それぞれの事項を提供元の個人関連情報取扱

事業者が自ら確認した旨を記載する。

(2) 「個人関連情報を提供した年月日（第7項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）」

個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供した場合又は個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれる場合、記録を一括して作成することができるが、この場合、個人関連情報の提供の初日と末日を記載する。

(3) 「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」

(4) 「当該個人関連情報の項目」

事例 1) ウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) 商品購入履歴

事例 3) 年齢、性別

当該記載から、どのような個人関連情報が提供されているか分かる程度に具体的な記載をする必要がある。「当社が有するいずれかの情報」等の記載では、「当該個人関連情報の項目」には該当しないものと解される。

また、記録・保存が求められているのは「個人関連情報の項目」であって、個人関連情報そのものを保存する必要はない。

<提供元の記録事項>

	提供年月日	第三者の氏名等	本人の氏名等	目 （個人関連情報）の項 個人データ	本人の同意等（※）
個人関連情報の第三者提供	○	○		○	○
（参考） 本人の同意による第三者提供		○	○	○	○
（参考） オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	

(※) 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあつては、第 21 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供についても記録する。

(参考)

法第 31 条 (第 3 項)

3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

法第 30 条 (第 3 項)

3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

規則第 28 条 (第 1 項)

1 法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

- (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定により、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目

3-8-4-3-2 記録事項の省略（第 21 条第 6 項関係）

第 21 条（第 6 項）

6 前項各号に定める事項のうち、既に前項、次項及び第 8 項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。

複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に 3-8-4（提供元における記録義務）に規定する方法により作成した記録（現に保存している場合に限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

[新設]

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を第 21 条第 6 項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、3-8-4-4（保存期間）を参照のこと。

(参考)

規則第 28 条（第 2 項）

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

令和 2 年改正法規則附則第 5 条

第 28 条第 1 項に規定する事項のうち、施行日前に第 27 条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第 28 条第 2 項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

3-8-4-4 保存期間（第 21 条第 9 項関係）

[新設]

第 21 条 (第 9 項)

9 個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 5 項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間

(2) 第 7 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前二号以外の場合 3 年

個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者は、作成した記録を第 21 条第 9 項で定める期間保存しなければならない。保存期間は記録の作成方法によって異なる。具体的には、次の表のとおりである。

<保存期間>

<u>記録の作成方法の別</u>	<u>保存期間</u>
<u>「3-8-4-2-3 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合</u>	<u>最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間</u>
<u>「3-8-4-2-2 一括して記録を作成する方法」により記録を作</u>	<u>最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算</u>

成した場合	して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

(参考)

法第31条(第3項)

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

法第30条(第4項)

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第29条

法第31条第3項において準用する法第30条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第27条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第27条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起

算して3年を経過する日までの間

(3) 前二号以外の場合 3年

3-9 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第22条～第29条関係）

3-9-1 保有個人データに関する事項の公表等（第22条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（第22条第1項関係）

第22条（第1項）

1 電気通信事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 当該電気通信事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的（第9条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第28条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

(4) 第12条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

3-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（第19条～第26条関係）

3-6-1 保有個人データに関する事項の公表等（第19条関係）

(1) 保有個人データに関する事項の本人への周知（第19条第1項関係）

第19条（第1項）

1 [同左]

(1) 当該電気通信事業者の氏名又は名称

(2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第21条第1項若しくは第22条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（第25条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

[新設]

(5) [略]

(6) [略]

電気通信事業者は、保有個人データについて、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）（※1）に置かなければならない。

①電気通信事業者の氏名又は名称及び住所（※2）並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②全ての保有個人データの利用目的（※3）（ただし、一定の場合（※4）を除く。）

③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求（※5）に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）（※6）

④保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

電気通信事業者は、第12条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。

ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。

(4) [同左]

(5) [同左]

電気通信事業者は、保有個人データについて、次の①から④までの情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※1）に置かなければならない。

② 電気通信事業者の氏名又は名称

②全ての保有個人データの利用目的（※2）（ただし、一定の場合（※3）を除く。）

③保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求（※4）に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）（※5）

[新設]

当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は電気通信事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても電気通信事業者によって異なる。

なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、本ガイドラインに沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。

【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】（※7）

（基本方針の策定）

事例）個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

（個人データの取扱いに係る規律の整備）

事例）取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定

（組織的安全管理措置）

事例 1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例 2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

(人的安全管理措置)

事例 1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施

事例 2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

(物理的安全管理措置)

事例 1) 個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例 2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

事例 1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例 2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

<p><u>(外的環境の把握)</u></p> <p><u>事例) 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施 (※8)</u></p> <p><u>【本人の知り得る状態に置くことにより支障を及ぼすおそれがあるものの事例】 (※9)</u></p> <p><u>事例 1) 個人データが記録された機器等の廃棄方法、盗難防止のための管理方法</u></p> <p><u>事例 2) 個人データ管理区域の入退室管理方法</u></p> <p><u>事例 3) アクセス制御の範囲、アクセス者の認証手法等</u></p> <p><u>事例 4) 不正アクセス防止措置の内容等</u></p> <p><u>⑤保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先</u></p> <p>[(例) 略]</p> <p>[(※1) 略]</p> <p><u>(※2) 電気通信事業者が外国に所在する場合は、当該外国 (本邦の域外にある国又は地域) の名称を含む。</u></p> <p>[(※3) 略]</p> <p><u>(※4) 「一定の場合」とは、第9条第4項第1号から第3号までに掲げる次の場合をいう (3-3-7 (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照)。</u></p> <p>[ア) ~ウ) 略]</p>	<p><u>④保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先</u></p> <p>[(例) 同左]</p> <p>[(※1) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[(※2) 同左]</p> <p><u>(※3) 「一定の場合」とは、第8条第4項第1号から第3号までに掲げる次の場合をいう (3-2-7 (利用目的の通知等をしなくてよい場合) 参照)。</u></p> <p>[ア) ~ウ) 同左]</p>
---	---

(※5) 「開示等の請求」とは、保有個人データの開示（3-9-2（保有個人データの開示）参照）、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除（3-9-4（保有個人データの訂正等）参照）、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止（3-9-5（保有個人データの利用停止等）参照）、第三者提供記録の開示（3-9-3（第三者提供記録の開示））の請求をいう。

(※6) 手数料の額を定める場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない（3-9-8（手数料）参照）。

(※7) 第22条第1項第4号の規定により本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置であるが、これに代えて、個人データの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられない。なお、本ガイドラインでは、個人データの安全管理のために講じた措置についての事例を記載している。

安全管理措置の事例について、詳細は「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。ただし、上記事例も含め、掲げられている事例の内容の全てを本人の知り得る状態に置かなければならないわけではなく、また、本人の知り得る状態に置かなければならないものは事例の内容に限られない。本人の適切な理解と関与を促す観点から、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて、上記事例以上に詳細な内容の掲載や回答とすることは、より望ましい対応である。

(※4) 「開示等の請求」とは、保有個人データの開示（3-6-2（保有個人データの開示）参照）、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除（3-6-3（保有個人データの訂正等）参照）、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止（3-6-4（保有個人データの利用停止等）参照）の請求をいう。

(※5) 手数料の額を定める場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない（3-6-7（手数料）参照）。

[新設]

<p>(※8) <u>外国（本邦の域外にある国又は地域）の名称については、必ずしも正式名称を求めるものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある。また、本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい。</u></p> <p>(※9) <u>例えば、【安全管理のために講じた措置として本人の知り得る状態に置く内容の事例】にあるような、「盗難又は紛失等を防止するための措置を講じる」、「外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入」といった内容のみでは、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないが、その具体的な方法や内容については、本人の知り得る状態に置くことにより保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。しかしながら、何をもって安全管理に支障を及ぼすおそれがあるかについては、取り扱われる個人情報の内容、個人情報の取扱いの態様等によって様々であり、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況等に応じて判断される。</u></p> <p>(参考)</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(参考)</p>
<p><u>法第 32 条（第 1 項～第 3 項）</u></p> <p>1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する</p>	<p><u>法第 27 条（第 1 項～第 3 項）</u></p> <p>1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する</p>

場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に応じる手続（第 38 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

〔(4) 略〕

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔(1) 略〕

- (2) 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

〔3 略〕

政令第 10 条

法第 32 条第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する

場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 18 条第項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に応じる手続（第 33 条第 2 項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

〔(4) 同左〕

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔(1) 同左〕

- (2) 第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

〔3 同左〕

政令第 8 条

法第 27 条第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔新設〕

場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

[(2) 略]

[(3) 略]

[削る]

[(1) 同左]

[(2) 同左]

法第 47 条

1 個人情報取扱事業者等の個人情報等の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第 3 号口において同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

(1) 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第 52 条の規定による苦情の処理

(2) 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。

3 個人情報保護委員会は、第 1 項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

法第 52 条

	<p>1 <u>認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。</u></p> <p>2 <u>認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。</u></p>
<p>(2) 保有個人データの利用目的の通知 (第 22 条第 2 項、第 3 項関係)</p>	<p>(2) 保有個人データの利用目的の通知 (第 19 条第 2 項、第 3 項関係)</p>
<p><u>第 22 条</u> (第 2 項、第 3 項)</p> <p>2 電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>第 9 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合</u></p> <p>[3 略]</p>	<p><u>第 19 条</u> (第 2 項、第 3 項)</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) <u>第 8 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合</u></p> <p>[3 同左]</p>
<p>電気通信事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、</p>	<p>電気通信事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、</p>

遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。

なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

- ①上記（1）（第 22 条第 1 項）の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
- ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（第 9 条第 4 項第 1 号）（3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該電気通信事業者の権利又は正当な利益が侵害されるおそれがある場合（第 9 条第 4 項第 2 号）（3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第 9 条第 4 項第 3 号）（3-3-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）

（※）「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。

遅滞なく、本人に通知（※）しなければならない。

なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

- ①上記（1）（第 19 条第 1 項）の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
- ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（第 8 条第 4 項第 1 号）（3-2-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該電気通信事業者の権利又は正当な利益が侵害されるおそれがある場合（第 8 条第 4 項第 2 号）（3-2-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）
- ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（第 8 条第 4 項第 3 号）（3-2-7（利用目的の通知等をしなくてよい場合）参照）

（※）「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。

(参考)

法第 32 条 (第 2 項・第 3 項)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔(1) 略〕

(2) 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

[3 略]

3-9-2 保有個人データの開示 (第 23 条関係)

第 23 条

1 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該電気通信事業者の定める方法による開示を請求することができる。

2 電気通信事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(参考)

法第 27 条 (第 2 項・第 3 項)

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔(1) 同左〕

(2) 第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

[3 同左]

3-6-2 保有個人データの開示 (第 20 条関係)

第 20 条

1 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 電気通信事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

〔(1)～(3) 略〕

3 電気通信事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

〔4 略〕

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。第 27 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

〔(1)～(3) 同左〕

3 電気通信事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

〔4 同左〕

〔新設〕

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該電気通信事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（※1）（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法（※2））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※3）。

電磁的記録の提供による方法については、電気通信事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。

なお、電気通信事業者は、本人がオンラインにより保有個人データの開示請求をすることができるよう、開示請求を受け付ける方法を定め、これを第15条のプライバシーポリシーにおいて分かりやすく示すことが望ましい。また、本人が電磁的記録の提供による方法による開示を請求した場合には、電磁的記録の提供による方法で保有個人データを開示することができるよう、準備することが望ましい。

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法（※1））により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない（※2）。

[新設]

<p><u>【電磁的記録の提供による方法の事例】</u></p> <p>事例 1) <u>電磁的記録を CD-ROM 等の媒体に保存して、当該媒体を郵送する方法</u></p> <p>事例 2) <u>電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法</u></p> <p>事例 3) <u>会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法</u></p> <p>事例 4) <u>プライバシーポリシー等におけるリンク先からオンラインにより保有個人データの開示請求を受け付けるとともに、提供準備ができた段階で、本人に通知した上でオンラインにより提供する方法（電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法や、専用サイトを通知して本人に当該サイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法等）</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>【その他当該電気通信事業者の定める方法の事例】</u></p> <p>事例 1) <u>電気通信事業者が指定した場所における音声データの視聴</u></p> <p>事例 2) <u>電気通信事業者が指定した場所における文書の閲覧</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>【当該方法による開示が困難である場合の事例】</u></p> <p>事例 1) <u>本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、電気通信事業者が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合</u></p> <p>事例 2) <u>本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、書面で個人情報や帳簿等の管理を行っている小規模事業者が、電磁的</u></p>	<p>[新設]</p>

記録の提供に対応することが困難な場合

ただし、開示することにより次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※４）しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

[（１） 略]

（２）電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

保有個人データを本人に開示することにより、電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

[事例 1) ～事例 2) 略]

事例 3) 電磁的記録の提供にふさわしい音声・動画ファイル等のデータを、あえて書面で請求することにより、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ただし、開示することにより次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※３）しなければならない。

[（１） 同左]

（２）電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

保有個人データを本人に開示することにより、電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

[事例 1) ～事例 2) 同左]

[新設]

(3) 法令（法、政令及び規則（以下「個人情報保護法令」という。）を除く。第4項及び次条第2項において同じ。）に違反することとなる場合

保有個人データを本人に開示することにより、法令（個人情報保護法令を除く。）に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第4条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

また、法令（個人情報保護法令を除く。）の規定により、第23条第2項に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第23条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該法令の規定が適用されることとなる（第23条第4項）。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求する場合と本条との関係については、3-9-9（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

(※1) 開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、電気通信事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、

(3) 法令（法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び規則を除く。第4項及び第21条第2項において同じ。）に違反することとなる場合

保有個人データを本人に開示することにより、法令（個人情報保護法令を除く。）に違反することとなる場合は、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示罪）や電気通信事業法第4条（通信の秘密の保護）に違反することとなる場合

また、法令（個人情報保護法令を除く。）の規定により、第20条第2項に定める方法に相当する方法（書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法））により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には、第20条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求する場合と本条との関係については、3-6-8（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

(※1) 「開示の請求を行った者が同意した方法があるときはその方法」とは、開示の方法としては、請求を行った者が同意している場合には

当該電気通信事業者が提示した方法で開示することができる。

(※2) 本人が請求する方法による開示が困難な場合に、直ちに書面の交付による開示を行うのではなく、電気通信事業者が対応できる方法への変更を求めることが望ましい。また、開示の請求に際して提出すべき書面の様式において、電気通信事業者が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられる。

(※3) 消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(※4) 「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。

(参考)

法第 33 条（第 1 項～第 4 項）

電子メール、電話等様々な方法が可能であり、書面の交付による方法は同意がなくても可能という意味である。

また、開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、電気通信事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合（電話での開示の請求があり、必要な本人確認等の後、そのまま電話で問合せに回答する場合を含む。）は、当該方法について同意があったものとして取り扱うことができる。開示の請求があった者からの同意の取り方として、電気通信業者が開示方法を提示して、その者が希望する複数の方法の中から当該事業者が選択することも考えられる。

[新設]

(※2) 消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得元又は取得方法（取得源の種類等）を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに一層対応していくことが望ましい。

(※3) 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。

(参考)

法第 28 条（第 1 項～第 4 項）

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

[(1)～(3) 略]

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

[4 略]

[削る]

規則第30条

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

[(1)～(3) 同左]

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

[4 同左]

政令第9条

法第28条第2項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

[新設]

法第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

3-9-3 第三者提供記録の開示（第 23 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係）

[新設]

3-9-3-1 第三者提供記録の定義

[新設]

第 23 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。第 27 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

るもの

第 23 条（第 1 項～第 3 項）

（3-9-2（保有個人データの開示）参照）

第三者提供記録とは、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の記録のうち、次の（1）から（4）までに掲げるものを除いたものをいう。明文又は解釈により第 19 条第 1 項又は第 20 条第 3 項の規定が適用されない場合において、これらの規定に基づくことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれない。

（1）当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

事例）犯罪被害者支援や児童虐待防止を目的とする団体が、加害者を本人とする個人データの提供を受けた場合に作成された記録

（2）当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

事例）暴力団等の反社会的勢力による不当要求の被害等を防止するために、暴力団等の反社会的勢力に該当する人物を本人とする個人データの提供を受けた場合に作成された記録

(3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

事例) 要人の警備のために、要人を本人とする行動記録等に関する個人データの提供を受けた場合に作成された記録

(4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

事例) 警察の犯罪捜査の協力のために、事前に取得していた同意に基づき、犯罪者を本人とする個人データの提供を行った場合に作成された記録

(参考)

法第 33 条 (第 5 項)

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録 (その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。) について準用する。

法第 33 条第 1 項～第 3 項

(略) (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)

政令第 11 条

法第 33 条第 5 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

3-9-3-2 第三者提供記録の開示の方法

第 23 条 (第 5 項)

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の記録 (その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。第 27 条第 2 項において「第三者提供記録」という。) につ

[新設]

いて準用する。(略)

第 23 条 (第 1 項)

1 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該電気通信事業者の定める方法による開示を請求することができる。

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該電気通信事業者の定める方法のうち本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない（3-9-2（保有個人データの開示）参照）。

電気通信事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。

(参考)

法第 33 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

法第 33 条（第 1 項）

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

規則第 30 条

法第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

3-9-3-3 第三者提供記録の不開示事由等

第 23 条（第 5 項）

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 19 条第 1 項及び第 20 条第 3 項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるも

[新設]

のを除く。第 27 条第 2 項において「第三者提供記録」という。）について準用する。（略）

第 23 条（第 2 項・第 3 項）

2 電気通信事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令（法、個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）及び規則を除く。第 4 項及び次条第 2 項において同じ。）に違反することとなる場合

3 電気通信事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第三者提供記録を開示することにより次の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※）しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

第三者提供記録を本人に開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができる。

事例 1) 第三者提供記録に個人データの項目として本人が難病であることを示す内容が記載されている場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、患者本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合

事例 2) 企業の与信判断等に用いられる企業情報の一部として代表者の氏名等が提供され、第三者提供記録が作成された場合において、当該第三者提供記録を開示することにより、提供を受けた第三者

が与信判断、出資の検討、提携先・取引先の選定等を行っていることを含む秘密情報が漏えいするおそれがある場合

(2) 電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

第三者提供記録を本人に開示することにより、電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができる。他の事業者と取引関係にあることが契約上秘密情報とされている場合であっても、記録事項そのものを開示することについては、直ちにこれに該当するものではなく、個別具体的に判断する必要がある。

事例) 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令（個人情報保護法令を除く。）に違反することとなる場合

第三者提供記録を本人に開示することにより、法令（個人情報保護法令を除く。）に違反することとなる場合は、当該第三者提供記録の全部又は一部を開示しないことができる。

事例) 刑法(明治40年法律第45号)第134条(秘密漏示罪)に違反することとなる場合

(※)「本人に通知」については、2-15(本人に通知)を参照のこと。

(参考)

法第33条(第5項)

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第33条(第2項・第3項)

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する

おそれがある場合

(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3-9-4 保有個人データの訂正等（第 24 条関係）

第 24 条

[略]

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（※1）（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として（※2）、訂正等を行わなければならない。

なお、電気通信事業者は、第 24 条第 2 項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知（※3）しなければなら

3-6-3 保有個人データの訂正等（第 21 条関係）

第 21 条

[同左]

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除（※1）（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として（※2）、訂正等を行わなければならない。

なお、電気通信事業者は、第 21 条第 2 項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を本人に通知（※3）しなければなら

い。

また、保有個人データの内容の訂正等に関して法令（個人情報保護法令を除く。）の規定により特別の手続が定められている場合には、第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、3-9-9（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

【訂正を行う必要がない事例】

[事例) 略]

[(※1) ・ (※2) 略]

(※3) 「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。

(参考)

法第 34 条

[略]

3-9-5 保有個人データの利用停止等（第 25 条関係）

第 25 条

1 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条若しくは第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、

い。

また、保有個人データの内容の訂正等に関して法令（個人情報保護法令を除く。）の規定により特別の手続が定められている場合には、法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず、当該法令の規定が適用されることとなる。

なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、3-6-8（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

【訂正を行う必要がない事例】

[事例) 同左]

[(※1) ・ (※2) 同左]

(※3) 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。

(参考)

法第 29 条

[同左]

3-6-4 保有個人データの利用停止等（第 22 条関係）

第 22 条

1 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 7 条の規

又は第 8 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

[2 略]

3 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 17 条第 1 項又は第 18 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

[4 略]

5 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該電気通信事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 16 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 電気通信事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必

定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

[2 同左]

3 本人は、電気通信事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 15 条第 1 項又は第 16 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

[4 同左]

[新設]

[新設]

要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 電気通信事業者は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3-9-5-1 利用停止等の要件

電気通信事業者は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去（※1）（以下「利用停止等」という。）又は第三者提供の停止を行わなければならない。

（1）法違反の場合の利用停止等

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 5 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている若しくは第 6 条の規定に違反して不適正な利用が行われている、又は第 8 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、利用停止等の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※2）、遅滞なく、利用停止等を行わな

5 電気通信事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

[新設]

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 5 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている、又は第 7 条の規定に違反して偽りその他不正の手段により個人情報が取得され若しくは本人の同意なく要配慮個人情報が取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（※1）（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※2）、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。

また、電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 15 条第 1 項又は第 16 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※3）、遅滞なく、第三者提供を停止しなければ

ればならない。

(2) 法違反の場合の第三者提供の停止

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第 17 条第 1 項又は第 18 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として（※3）、遅滞なく、第三者提供の停止を行わなければならない。

(3) 第 25 条第 5 項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

電気通信事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

①利用する必要がなくなった場合

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを当該電気通信事業者が利用する必要がなくなったという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合

ならない。

なお、電気通信事業者は、上記により、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※4）しなければならない。

また、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合と本条との関係については、3-6-8（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

「当該電気通信事業者が利用する必要がなくなった」とは、第11条と同様に、当該保有個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該保有個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等をいう（※4）。

【利用する必要がなくなったとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められる事例】

事例1) ダイレクトメールを送付するために電気通信事業者が保有していた情報について、当該電気通信事業者がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例2) 電話勧誘のために電気通信事業者が保有していた情報について、当該電気通信事業者が電話勧誘を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例3) キャンペーンの懸賞品送付のために電気通信事業者が保有していた当該キャンペーンの応募者の情報について、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

事例4) 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が

利用停止等を請求した場合

②当該本人が識別される保有個人データに係る第 16 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに係る第 16 条第 1 項本文に規定する事態が生じたという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

「当該本人が識別される保有個人データに係る第 16 条第 1 項本文に規定する事態が生じた」とは、第 16 条第 1 項本文に定める漏えい等事案が生じたことをいう。第 16 条第 1 項本文に定める漏えい等事案については、3-6-3-1（報告対象となる事態）参照のこと。

③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

電気通信事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」とは、法目的に照らして保護に値する正当な利益（※5）が存在し、それが侵害されるおそれ（※6）がある場合をいう。

【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められると考えられる事例】

事例 1) ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、電気通信事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 2) 電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、電気通信事業者が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 3) 電気通信事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 4) 電気通信事業者が、第 17 条第 1 項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例 5) 電気通信事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する

場合

【本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがないとして利用停止等又は第三者提供の停止が認められないと考えられる事例】

事例 1) 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合

事例 2) インターネット上で匿名の投稿を行った者が、発信者情報開示請求による発信者の特定やその後の損害賠償請求を免れるため、プロバイダに対してその保有する接続認証ログ等の利用停止等を請求する場合

事例 3) 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する電気通信事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合

事例 4) 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している電気通信事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

(※1) 「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む(3-4-1(データ内容の正確性の確保等)参照)。

(※1) 「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む(3-3-1(データ内容の正確性の確保等)参照)。

<p>[削る]</p>	<p><u>(※2) 例えば、保有個人データの全部消去を求められた場合であっても、利用停止によって手続違反を是正できる場合であれば、そのような措置を講ずることにより、義務を果たしたことになり、必ずしも、求められた措置をそのまま実施する必要はない。</u></p> <p><u>なお、手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(※3) なお、手続違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(※4) 「本人に通知」については、2-11（本人に通知）を参照のこと。</u></p>
<p><u>(※2) 法違反である旨の指摘が正しくない場合は、利用停止等を行う必要はない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(※3) 法違反である旨の指摘が正しくない場合は、第三者提供を停止する必要はない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(※4) 請求の対象となっている保有個人データにつき、複数の利用目的がある場合、全ての利用目的との関係で「利用する必要がなくなった」かどうかを判断する必要がある。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(※5) 「正当」かどうかは、相手方である電気通信事業者との関係で決まるものであり、電気通信事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、電気通信事業者は請求に応じる必要がある。本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。</u></p>	<p>[新設]</p>

<p><u>(ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情</u></p> <p><u>(イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情</u></p> <p><u>(ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情</u></p> <p><u>(エ) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情</u></p> <p><u>(オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情</u></p> <p><u>(※6) 「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断する。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>3-9-5-2 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度</u></p> <p><u>3-9-5-1 (利用停止等の要件) の (3) に該当する場合、電気通信事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。</u></p> <p><u>【本人からの請求に対し、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度での対応として考えられる事例】</u></p> <p><u>事例 1) 本人から保有個人データの全てについて、利用停止等が請求された場合に、一部の保有個人データの利用停止等によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、一部の保有個人データに限定して対応を行う場合</u></p> <p><u>事例 2) 第 17 条第 1 項に違反して第三者提供が行われているとして保有</u></p>	<p>[新設]</p>

個人データの消去を請求された場合に、利用停止又は第三者提供の停止による対応によって、生じている本人の権利利益の侵害のおそれを防止できるものとして、利用停止又は第三者提供の停止による対応を行う場合

3-9-5-3 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

3-9-5-1（利用停止等の要件）の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。

「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、電気通信事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。

代替措置については、事案に応じて様々であるが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要がある。

【本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置として考えられる事例】

事例 1) 既に市販されている名簿の刷り直し及び回収作業に多額の費用を要するとして、名簿の増刷時の訂正を約束する場合や必要に応じて金銭の支払いをする場合

事例 2) 個人情報保護委員会への報告の対象となる重大な漏えい等が発生

[新設]

した場合において、当該本人との契約が存続しているため、利用停止等が困難であるとして、以後漏えい等の事態が生じることがないように、必要かつ適切な再発防止策を講じる場合

事例 3) 他の法令の規定により保存が義務付けられている保有個人データを遅滞なく消去する代わりに、当該法令の規定による保存期間の終了後に消去することを約束する場合

電気通信事業者は、上記により、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は、第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を本人に通知（※）しなければならない。

また、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合と本条との関係については、3-9-9（裁判上の訴えの事前請求）を参照のこと。

なお、消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等又は第三者提供の停止に応じる等、本人からの求めにより一層対応していくことが望ましい。

（※）「本人に通知」については、2-15（本人に通知）を参照のこと。

（参考）

法第 35 条

（参考）

法第 30 条

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 18 条若しくは第 19 条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 20 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

[2 略]

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 27 条第 1 項又は第 28 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

[4 略]

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 26 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であつて、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

[2 同左]

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 23 条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

[4 同左]

[新設]

[新設]

多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 個人情報取扱事業者は、第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3-9-6 理由の説明（第 26 条関係）

第 26 条

電気通信事業者は、第 22 条第 3 項、第 23 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

電気通信事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求、又は第三者提供記録の開示に関する請求（以下「開示等の請求等」と

5 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3-6-5 理由の説明（第 23 条関係）

第 23 条

電気通信事業者は、第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項又は前条第 5 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

電気通信事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、又は保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求（以下「開示等の請求等」という。）に係る措置の全部又は一部に

いう。)に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知(※)する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

(※)「本人に通知」については、2-15(本人に通知)を参照のこと。

(参考)

法第36条

個人情報取扱事業者は、第32条第3項、第33条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第34条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

3-9-7 開示等の請求等に応じる手続(第27条関係)

第27条

1 電気通信事業者は、第22条第2項の規定による求め又は第23条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。次条第1項及び第29条において同じ。)、第24条第1項若しくは第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下この条において「開示等の請求等」という。)に関し、その求め又は請求を受け付ける方法として次の各号に掲げるものを定めることができる。この場合において、本人

について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知(※)する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するように努めなければならない。

(※)「本人に通知」については、2-11(本人に通知)を参照のこと。

(参考)

法第31条

個人情報取扱事業者は、第27条第3項、第28条第3項、第29条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

3-6-6 開示等の請求等に応じる手続(第24条関係)

第24条

1 電気通信事業者は、第19条第2項の規定による求め又は第20条第1項、第21条第1項若しくは第22条第1項若しくは第3項の規定による請求(以下この条において「開示等の請求等」という。)に関し、その求め又は請求を受け付ける方法として次の各号に掲げるものを定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

〔(1)～(4) 略〕

2 電気通信事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、電気通信事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第23条第1項の規定による開示の請求については、本人の通信の秘密を侵害する場合等同条第2項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

〔(1)・(2) 略〕

4 電気通信事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

電気通信事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の（1）から（4）までの事項を定めることができる。

（1）開示等の請求等の申出先

（例）担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付FAX番号、メールアドレス等

〔(1)～(4) 同左〕

2 電気通信事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、電気通信事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第20条第1項の規定による開示の請求については、本人の通信の秘密を侵害する場合等第20条第2項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

〔(1)・(2) 同左〕

4 電気通信事業者は、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

電気通信事業者は、開示等の請求等（※1）において、これを受け付ける方法として次の（1）から（4）までの事項を定めることができる（※2）。

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法

（例）郵送、FAX、電子メールやウェブサイト等のオンラインで受け付ける等

(3) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法（※2）

(4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

ただし、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

また、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない（3-9-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。
「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くこと

開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※3）に置かなければならない（3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならないが、開示等の請求等を行おうとする本人がその手続を把握できるようにしておくことが重要であり、例えば、ホームページへの掲載による場合、本人が簡単な操作によって該当箇所へ到達でき、円滑に請求等を行えるようにしておくことが望ましい。また、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する」ことにより対応する場合には、その前提として、少なくとも本人が簡単な操作によって求めを行うことができるようにすることが望ましい。

なお、電気通信事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならないが、当該方法に従わなかった場合は、電気通信事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※3）。

開示等の請求等に関しては、本人が遠隔地にいる場合や傷病の場合等において、本人の便宜の観点から、代理人による求めを認める必要があるため、第3項各号に掲げる代理人によって開示等の求めをすることができる。なお、代理人に利用明細を開示する等によって本人の通信の秘密を侵害することとなる場合等第23条第2項各号のいずれかに該当する場合には、代理人による求めは認められない。

電気通信事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録の特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。例えば、電気通信事業者が事業部門や営業所ごとに保有個人データを保有している場合や、取得年月日別に保有個人デ

なお、電気通信事業者が、開示等の請求等を受け付ける方法を合理的な範囲で定めたときは、本人は、当該方法に従って開示等の請求等を行わなければならないが、当該方法に従わなかった場合は、電気通信事業者は当該開示等の請求等を拒否することができる（※4）。

開示等の請求等に関しては、本人が遠隔地にいる場合や傷病の場合等において、本人の便宜の観点から、代理人による求めを認める必要があるため、第3項各号に掲げる代理人によって開示等の求めをすることができる。なお、代理人に利用明細を開示する等によって本人の通信の秘密を侵害することとなる場合等第20条第2項各号のいずれかに該当する場合には、代理人による求めは認められない。

また、電気通信事業者は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができる。例えば、電気通信事業者が事業部門や営業所ごとに保有個人データを保有している場合や、取得年月日別に保有個人データを保有し

<p>ータを保有している場合等において、電気通信事業者は、開示等の求めについて、具体的にどの区分の保有個人データを対象とするものなのかについて、特定を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、<u>当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報を提供する</u>など、本人の利便性を考慮しなければならない。</p>	<p>ている場合等において、電気通信事業者は、開示等の求めについて、具体的にどの区分の保有個人データを対象とするものなのかについて、特定を求めることができる。なお、その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、<u>当該保有個人データの特定に資する情報を提供する</u>など、本人の利便性を考慮しなければならない。</p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(1) 開示等の請求等の申出先</u> <u>(例) 担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付FAX番号、メールアドレス等</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の請求等の受付方法</u> <u>(例) 郵送、FAX、電子メールで受け付ける等</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(3) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人（①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人）であることの確認の方法（※5）</u></p>
<p>[削る]</p>	<p><u>(4) 保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法</u></p>
<p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め</p>	<p>(※1) 「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め</p>

(3-9-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、保有個人データの開示 (3-9-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-9-4 (保有個人データの訂正等) 参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止 (3-9-5 (保有個人データの利用停止等) 参照)、又は第三者提供記録の開示に関する請求 (3-9-3 (第三者提供記録の開示) 参照) の請求をいう。

[削る]

[削る]

[削る]

(※2) 確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

(3-6-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照)、又は保有個人データの開示 (3-6-2 (保有個人データの開示) 参照)、訂正等 (3-6-3 (保有個人データの訂正等) 参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止 (3-6-4 (保有個人データの利用停止等) 参照) の請求をいう。

(※2) 開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものになるよう配慮するとともに、必要以上に煩雑な書類を書かせたり、請求等を受け付ける窓口を他の業務を行う拠点とは別にいたずらに不便な場所に限定したりする等、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(※3) 「本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、3-6-1 (保有個人データに関する事項の公表等) 参照。

(※4) 開示等の請求等を受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることとなるので注意が必要である。

(※5) 確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

なお、代理人による来所や送付等の場合にあつては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書）が考えられる。

事例 1) 来所の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) オンラインの場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの ID とパスワード、公的個人認証による電子署名

事例 3) 電話の場合：あらかじめ本人が電気通信事業者に対して登録済みの登録情報（生年月日等）、コールバック

事例 4) 送付（郵送、FAX 等）の場合：運転免許証や健康保険の被保険者証等の公的証明書のコピーの送付を顧客等から受け、当該公的証明書のコピーに記載された顧客等の住所に宛てて文書を書留郵便により送付

(※3) 開示等の請求等を受け付ける方法を定めない場合には、自由な申請を認めることとなるので注意が必要である。

事例 1) 本人の場合：運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印

事例 2) 代理人の場合：本人及び代理人について、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳等。このほか、代理人については、代理を示す旨の委任状（親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し）

[新設]

(参考)

法第 37 条

1 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による求め又は第 33 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 39 条において同じ。）、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求（以下この条及び第 54 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

[3 略]

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

政令第 12 条

(参考)

法第 32 条

1 個人情報取扱事業者は、第 27 条第 2 項の規定による求め又は第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求（以下この条及び第 53 条第 1 項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

[3 同左]

4 個人情報取扱事業者は、前 3 項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

政令第 10 条

法第 37 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

〔(1) 略〕

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 33 条第 1 項及び第 38 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

〔(3) 略〕

(4) 法第 38 条第 1 項の手数料の徴収方法

政令第 13 条

法第 37 条第 3 項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

〔(1)・(2) 略〕

3-9-8 手数料（第 28 条関係）

第 28 条

1 電気通信事業者は、第 22 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 23 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

〔2 略〕

電気通信事業者は、保有個人データの利用目的の通知（第 22 条第 2 項）

法第 32 条第 1 項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

〔(1) 同左〕

(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第 14 条第 1 項及び第 21 条第 3 項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式

〔(3) 同左〕

(4) 法第 33 条第 1 項の手数料の徴収方法

政令第 11 条

法第 32 条第 3 項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

〔(1)・(2) 同左〕

3-6-7 手数料（第 25 条関係）

第 25 条

1 電気通信事業者は、第 19 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 20 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

〔2 同左〕

電気通信事業者は、保有個人データの利用目的の通知（第 19 条第 2 項）

を求められ、又は保有個人データの開示の請求（第 23 条第 1 項）若しくは第三者提供記録の開示の請求（第 23 条第 5 項において準用する同条第 1 項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※）に置かなければならない（第 22 条第 1 項第 3 号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（※）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、3-9-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

（参考）

法第 38 条

1 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

[2 略]

3-9-9 裁判上の訴えの事前請求（第 29 条関係）

第 29 条

を求められ、又は保有個人データの開示の請求（第 20 条第 1 項）を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。

なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※）に置かなければならない（第 19 条第 1 項第 3 号）。

また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（※）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

（参考）

法第 33 条

1 個人情報取扱事業者は、第 27 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 28 条第 1 項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

[2 同左]

3-6-8 裁判上の訴えの事前請求（第 26 条関係）

第 26 条

1 本人は、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

[2 略]

3 前二項の規定は、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

自己が識別される保有個人データの開示（※1）、訂正等（※2）、利用停止等（※3）若しくは第三者提供の停止（※4）又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示（※5）の電気通信事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を電気通信事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該電気通信事業者に到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない（※6）（※7）。

ただし、電気通信事業者が当該裁判外の請求を拒んだとき（※8）は、2 週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

（※1）保有個人データの開示については、3-9-2（保有個人データの開

1 本人は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

[2 同左]

3 前 2 項の規定は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

自己が識別される保有個人データの開示（※1）、訂正等（※2）又は利用停止等（※3）若しくは第三者提供の停止（※4）の電気通信事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を電気通信事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該電気通信事業者に到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない（※5）（※6）。

ただし、電気通信事業者が当該裁判外の請求を拒んだとき（※7）は、2 週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

（※1）保有個人データの開示については、3-6-2（保有個人データの開

示)を参照のこと。

(※2) 保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加又は削除のことをいう(3-9-4(保有個人データの訂正等)参照)。

(※3) 保有個人データの利用停止等とは、保有個人データの利用の停止又は消去のことをいう(3-9-5(保有個人データの利用停止等)参照)。

(※4) 保有個人データの第三者提供の停止については、3-9-5(保有個人データの利用停止等)を参照のこと。

(※5) 第三者提供記録の開示については、3-9-3(第三者提供記録の開示)を参照のこと。

[(※6) 略]

(※7) 自己が識別される保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示について仮処分命令を申し立てるときも、同様に、あらかじめ電気通信事業者に対し、これらの請求を行い、かつ、当該請求が当該電気通信事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該仮処分命令を申し立てることができない。

(※8) 「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、第23条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第24条第3項、及び第25条第7項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

示)を参照のこと。

(※2) 保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加又は削除のことをいう(3-6-3(保有個人データの訂正等)参照)。

(※3) 保有個人データの利用停止等とは、保有個人データの利用の停止又は消去のことをいう(3-6-4(保有個人データの利用停止等)参照)。

(※4) 保有個人データの第三者提供の停止については、3-6-4(保有個人データの利用停止等)を参照のこと。

[新設]

[(※5) 同左]

(※6) 自己が識別される保有個人データの開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者提供の停止について仮処分命令を申し立てるときも、同様に、あらかじめ電気通信事業者に対し、これらの請求を行い、かつ、当該請求が当該電気通信事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該仮処分命令を申し立てることができない。

(※7) 「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、第20条第3項、第21条第3項、及び第22条第5項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

(参考)

法第 39 条

1 本人は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

[2 略]

3 前二項の規定は、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3-10 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第 30 条関係）

第 30 条

[略]

電気通信事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備しなければならない（※1）。「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての電気通信事業者等に

(参考)

法第 34 条

1 本人は、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から 2 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

[2 同左]

3 前 2 項の規定は、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第 27 条関係）

第 27 条

[同左]

電気通信事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備しなければならない（※1）。「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての電気通信事業者等に

ついて一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要があるが、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる。

- ① 苦情に対する対応窓口を設けていない場合
- ② 苦情に対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を一般に明らかにしていない場合
- ③ 苦情に対する対応窓口の連絡先や受付時間等が一般に明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）

一方、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、電気通信事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（電気通信事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※2）に置かなければならない（3-9-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

また、電気通信事業法第27条は、同法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務及び当該役務に係る業務の方法に関する消費者等からの苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨を定めている。

[（※1） 略]

（※2）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合

ついて一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要があるが、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる。

- ① 苦情に対する対応窓口を設けていない場合
- ② 苦情に対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を一般に明らかにしていない場合
- ③ 苦情に対する対応窓口の連絡先や受付時間等が一般に明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合）

一方、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、電気通信事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（電気通信事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※2）に置かなければならない（3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

また、電気通信事業法第27条は、同法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務及び当該役務に係る業務の方法に関する消費者等からの苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨を定めている。

[（※1） 同左]

（※2）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合

を含む。)」については、3-9-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

(参考)

法第 40 条

[略]

を含む。)」については、3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。

(参考)

法第 35 条

[同左]

3-11 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第 31 条・第 32 条関係）

【仮名加工情報の作成等（第 31 条第 1 項関係）】

第 31 条（第 1 項）

1 電気通信事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が

[新設]

生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

【仮名加工情報の安全管理措置等（第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項関係）】

第 31 条（第 2 項）

2 電気通信事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

(1) 削除情報等（前項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この項において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

第 32 条 (第 3 項)

3 第 12 条、第 13 条、第 30 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 12 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【利用目的の制限・公表等 (第 31 条第 3 項・第 4 項関係)】

第 31 条 (第 3 項・第 4 項)

3 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者 (個人情報取扱事業者である電気通信事業者に限る。以下この条において同じ。) は、第 5 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 4 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報 (個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。) を取り扱ってはならない。

4 仮名加工情報についての第 9 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

【利用する必要がなくなった場合の消去（第 31 条第 5 項関係）】

第 31 条（第 5 項）

5 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 10 条及び第 11 条の規定は、適用しない。

【第三者提供の禁止等（第 31 条第 6 項、第 32 条第 1 項・第 2 項関係）】

第 31 条（第 6 項）

6 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 17 条第 10 項中「第 1 項から第 7 項まで及び前項」とあるのは「第 31 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 11 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 19 条第 1 項ただし書中「第 17 条第 1 項各号又は第 10 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 17 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 20 条第 1 項ただし書中「第 17 条第 1 項各号又は第 10 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又

は第 17 条第 10 項各号のいずれか」とする。

第 32 条（第 1 項・第 2 項）

- 1 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第 17 条第 10 項及び第 11 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 10 項中「第 1 項から第 7 項まで及び前項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と、同項第 1 号中「電気通信事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 11 項中「電気通信事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

【識別行為の禁止（第 31 条第 7 項、第 32 条第 3 項関係）】

第 31 条（第 7 項）

- 7 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第 32 条（第 3 項）

3 第 12 条、第 13 条、第 30 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 12 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【本人への連絡等の禁止（第 31 条第 8 項、第 32 条第 3 項）】

第 31 条（第 8 項）

8 仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

第32条（第3項）

3 第12条、第13条、第30条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者である電気通信事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第12条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【適用除外（第31条第9項）】

第31条（第9項）

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第4条第2項、第16条及び第22条から第29条までの規定は、適用しない。

仮名加工情報取扱事業者等の義務については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情

報・匿名加工情報編)」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）を参照のこと。

なお、通信の秘密に係る個人情報を仮名加工情報に加工しても、通信の秘密に該当することは変わらないことに留意する必要がある。

通信の秘密に関する情報が漏えい等した場合には、電気通信事業法第28条に基づく漏えい等報告が必要である。また、通信の秘密に関する情報は、通信当事者の同意又は違法性阻却事由がある場合を除き、取得・利用・提供を行うことができない。通信の秘密に係る個人情報を仮名加工情報に加工した場合であっても、これらの規律を免れるものではない。なお、仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の前に本人から同意を得ていた場合であっても、第三者提供が禁止されている点に留意が必要である。

(参考)

【仮名加工情報の作成等（法第41条第1項関係）】

法第41条（第1項）

- 1 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

規則第31条

法第 41 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

【仮名加工情報の安全管理措置等（法第 41 条第 2 項、第 42 条第 3 項関係）】

法第 41 条（第 2 項）

2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なもの

として個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

法第 42 条（第 3 項）

3 第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 23 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第 32 条

法第 41 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第 41 条第 2 項に規定する削除情報等（同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報

等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

【利用目的の制限・公表等（法第 41 条第 3 項・第 4 項関係）】

法第 41 条（第 3 項・第 4 項）

- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第 18 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第 21 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

【利用する必要がなくなった場合の消去（法第 41 条第 5 項関係）】

法第 41 条（第 5 項）

- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第 22 条の規定は、適用しない。

【第三者提供の禁止等（法第 41 条第 6 項、第 42 条第 1 項・第 2 項関係）】

法第 41 条（第 6 項）

6 仮名加工情報取扱事業者は、第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 27 条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 41 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 6 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第 29 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 27 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 30 条第 1 項ただし書中「第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 27 条第 5 項各号のいずれか」とする。

法第 42 条（第 1 項・第 2 項）

- 1 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第 3 項において同じ。）を第三者に提供してはならない。
- 2 第 27 条第 5 項及び第 6 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 42 条第 1 項」と、同項第 1 号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表し

て」と、同条第 6 項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工
情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る
状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるも
のとする。

【識別行為の禁止（法第 41 条第 7 項、第 42 条第 3 項関係）】

法第 41 条（第 7 項）

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たって
は、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別
するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

法第 42 条（第 3 項）

3 第 23 条から第 25 条まで、第 40 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規
定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて
準用する。この場合において、第 23 条中「漏えい、滅失又は毀損」と
あるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ため
に、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【本人への連絡等の禁止（法第 41 条第 8 項、第 42 条第 3 項）】

法第 41 条（第 8 項）

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たって
は、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する
法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事

業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

法第42条（第3項）

3 第23条から第25条まで、第40条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第23条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

規則第33条

法第41条第8項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59

年法律第 86 号) 第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。) を送信する方法 (他人に委託して行う場合を含む。)

【適用除外 (法第 41 条第 9 項)】

法第 41 条 (第 9 項)

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 17 条第 2 項、第 26 条及び第 32 条から第 39 条までの規定は、適用しない。

3-12 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (第 33 条～第 36 条関係)

【匿名加工情報の作成等 (第 33 条第 1 項関係)】

第 33 条 (第 1 項)

[略]

【匿名加工情報の安全管理措置等 (第 33 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 36 条関係)】

第 33 条 (第 2 項～第 4 項・第 7 項)

[略]

第 36 条

[略]

【匿名加工情報の第三者提供 (第 33 条第 5 項、第 34 条関係)】

3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (第 28 条～第 31 条関係)

【匿名加工情報の作成等 (第 28 条第 1 項関係)】

第 28 条 (第 1 項)

[同左]

【匿名加工情報の安全管理措置等 (第 28 条第 2 項～第 4 項、同条第 7 項、第 31 条関係)】

第 28 条 (第 2 項～第 4 項・第 7 項)

[同左]

第 31 条

[同左]

【匿名加工情報の第三者提供 (第 28 条第 5 項、第 29 条関係)】

第 33 条 (第 5 項)

[略]

第 34 条

[略]

【識別行為の禁止 (第 33 条第 6 項、第 35 条関係)】

第 33 条 (第 6 項)

[略]

第 35 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 33 条第 1 項若しくは法第 114 条第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

匿名加工情報取扱事業者等の義務については、個人情報保護委員会が定

第 28 条 (第 5 項)

[同左]

第 29 条

[同左]

【識別行為の禁止 (第 28 条第 6 項、第 30 条関係)】

第 28 条 (第 6 項)

[同左]

第 30 条

匿名加工情報取扱事業者である電気通信事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 28 条第 1 項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 44 条の 10 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) 若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) 第 44 条の 10 第 1 項 (同条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

匿名加工情報取扱事業者等の義務については、個人情報保護委員会の定

める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）に準ずることとする。

なお、電気通信事業者が取り扱う位置情報については、基地局に係る位置情報、GPS 位置情報、Wi-Fi 位置情報などがあるが、これらは通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほか、プライバシーの観点から保護が必要とされるものであり、更に今後の技術進展によって一層高いプライバシー性を有することが想定される。そのため、位置情報を匿名加工する場合には、適切な加工手法及び管理運用体制が求められる。具体的な加工方法等については、取扱いの実態等に応じて定められることが望ましいことから 5-4（位置情報）に定めるほか、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられる。

（参考）

【匿名加工情報の作成等（法第 43 条第 1 項関係）】

法第 43 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第 6 章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」に準ずることとする。

なお、電気通信事業者が取り扱う位置情報については、基地局に係る位置情報、GPS 位置情報、Wi-Fi 位置情報などがあるが、これらは通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほか、プライバシーの観点から保護が必要とされるものであり、更に今後の技術進展によって一層高いプライバシー性を有することが想定される。そのため、位置情報を匿名加工する場合には、適切な加工手法及び管理運用体制が求められる。具体的な加工方法等については、取扱いの実態等に応じて定められることが望ましいことから 5-4（位置情報）に定めるほか、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられる。

（参考）

【匿名加工情報の作成等（法第 36 条第 1 項関係）】

法第 36 条（第 1 項）

1 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

規則第 34 条

法第 43 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(5) 略]

【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 43 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 46 条関係）】

法第 43 条（第 2 項・第 3 項・第 6 項）

[略]

法第 46 条

[略]

規則第 35 条

法第 43 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第 43 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 略]

規則第 19 条

法第 36 条第 1 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

[(1)～(5) 同左]

【匿名加工情報の安全管理措置等（法第 36 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 6 項、第 39 条関係）】

法第 36 条（第 2 項・第 3 項・第 6 項）

[同左]

法第 39 条

[同左]

規則第 20 条

法第 36 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第 36 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

[(2)・(3) 同左]

規則第 36 条

1 法第 43 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

[2 略]

【匿名加工情報の第三者提供（法第 43 条第 4 項、第 44 条関係）】

法第 43 条（第 4 項）

[略]

法第 44 条

[略]

規則第 37 条

1 法第 43 条第 4 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第 43 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 38 条

1 前条第 1 項の規定は、法第 44 条の規定による公表について準用する。

2 前条第 2 項の規定は、法第 44 条の規定による明示について準用す

規則第 21 条

1 法第 36 条第 3 項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

[2 同左]

【匿名加工情報の第三者提供（法第 36 条第 4 項、第 37 条関係）】

法第 36 条（第 4 項）

[同左]

法第 37 条

[同左]

規則第 22 条

1 法第 36 条第 4 項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 法第 36 条第 4 項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則第 23 条

1 前条第 1 項の規定は、法第 37 条の規定による公表について準用する。

2 前条第 2 項の規定は、法第 37 条の規定による明示について準用す

る。

【識別行為の禁止（法第 43 条第 5 項、第 45 条関係）】

法第 43 条（第 5 項）

[略]

法第 45 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項若しくは第 114 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

[削る]

る。

【識別行為の禁止（法第 36 条第 5 項、第 38 条関係）】

法第 36 条（第 5 項）

[同左]

法第 38 条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 36 条第 1 項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 44 条の 10 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の 10 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ（委託先が取り扱うものを含む。）について漏えい等（※）の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、電気通信事業者が実施することが望まれる対応については、個人情報保護委員会が定めるところによる。なお、電気通信事業法第 28 条において同法第 2 条第 5 号に定める電

<p><u>4</u> 学術研究機関等の責務（第 37 条関係）</p> <p><u>4-1</u> 学術研究機関等の責務（第 37 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 37 条</p> <p>電気通信事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、本ガイドラインの規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> </div> <p>学術研究機関等（※1）が学術研究目的（※2）で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用の制限（第 5 条）、要配慮個人情報の取得（第 8 条第 2 項）及</p>	<p>気通信事業者に対し通信の秘密の漏えいが生じた場合の総務大臣への報告義務を定めていることから、通信の秘密に係る個人情報について漏えいの事案が発生した場合は総務大臣へ報告しなければならない。</p> <p>（※）「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいう。（3-3-4（安全管理措置）参照）。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	---

び第三者提供の制限（第17条）に関しては、学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている（※3）。

一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（第4条）、不適正利用の禁止（第6条）、適正な取得（第8条第1項）、利用目的の通知（第9条）及びデータ内容の正確性の確保（第10条）については、他の個人情報取扱事業者である電気通信事業者と同様の規律が電気通信事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

また、個人データの安全管理措置に係る規律（第12条から第16条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（第23条から第30条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（第31条及び第32条）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（第33条から第36条まで）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者等である電気通信事業者と同様の規律が電気通信事業者である学術研究機関等にも適用されることになる。

（※1）「学術研究機関等」については、2-19（学術研究機関等）を参照のこと。

（※2）「学術研究目的」については、2-20（学術研究目的）を参照のこと。

（※3）各規定に関する例外規定については、3-1-6（利用目的による制限

の例外）、3-3-3（要配慮個人情報の取得）及び3-7-1（第三者提供の制限の原則）を参照のこと。

（参考）

法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

4-2 学術研究機関等による自主規範の策定・公表

大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範にのっとっているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。

ただし、自主規範にのっとった個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

（参考）

[新設]

法第 146 条 (第 1 項)

1 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

5 各種情報の取扱い (第 3 章関係)

5-1 通信履歴の記録 (第 38 条関係)

5-1-1 通信履歴の記録 (第 38 条第 1 項関係)

第 38 条 (第 1 項)

[略]

通信履歴は、通信の構成要素であり、通信の秘密として保護され、これを記録することも通信の秘密の侵害に該当し得る。しかし、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合には、必要最小限度の通信履歴を記録することは、少なくとも正当業務行為として違法性が阻却される。

利用明細 (第 39 条第 1 項参照) の作成に必要な限度で通信履歴を記録・保存することは、利用料金を正しく算定し、加入者に対して料金請求の根拠を示し得るようになるという点で、債権者たる電気通信事業者の当然の権利であるから、電気通信事業者は、加入者の同意がなくとも、正当業務行為として、利用明細作成に必要な限度の通信履歴を記録・保存することができる。

5 各種情報の取扱い (第 3 章関係)

5-1 通信履歴の記録 (第 32 条関係)

5-1-1 通信履歴の記録 (第 32 条第 1 項関係)

第 32 条

[同左]

通信履歴は、通信の構成要素であり、通信の秘密として保護され、これを記録することも通信の秘密の侵害に該当し得る。しかし、課金、料金請求、苦情対応、自己の管理するシステムの安全性の確保その他の業務の遂行上必要な場合には、必要最小限度の通信履歴を記録することは、少なくとも正当業務行為として違法性が阻却される。

利用明細 (第 33 条第 1 項参照) の作成に必要な限度で通信履歴を記録・保存することは、利用料金を正しく算定し、加入者に対して料金請求の根拠を示し得るようになるという点で、債権者たる電気通信事業者の当然の権利であるから、電気通信事業者は、加入者の同意がなくとも、正当業務行為として、利用明細作成に必要な限度の通信履歴を記録・保存することができる。

なお、発信者を探知するための通信履歴の解析は、目的外利用であるばかりでなく通信の秘密の侵害となることから、裁判官の発付した令状に従う場合、正当業務行為に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合でなければ行うことはできない。

【正当業務行為として違法性が阻却される事例】

事例) インターネットのホームページ等の公然性を有する通信において、違法・有害情報が掲載され、その発信者に警告を行わないと自己のサービス提供に支障を生じる場合（自己のサービスドメインからの通信がアクセス制限される場合等）に、発信者を特定して警告等を行う目的で、自己が保有する通信履歴などから発信者を探知すること。

いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去（通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、該当しない部分について個人情報の本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない。また、保存期間を設定していない場合であっても、記録目的を達成後は速やかに消去しなければならない。

保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきである(※)。

なお、発信者を探知するための通信履歴の解析は、目的外利用であるばかりでなく通信の秘密の侵害となることから、裁判官の発付した令状に従う場合、正当業務行為に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合でなければ行うことはできない。

【正当業務行為として違法性が阻却される事例】

事例) インターネットのホームページ等の公然性を有する通信において、違法・有害情報が掲載され、その発信者に警告を行わないと自己のサービス提供に支障を生じる場合（自己のサービスドメインからの通信がアクセス制限される場合等）に、発信者を特定して警告等を行う目的で、自己が保有する通信履歴などから発信者を探知すること。

いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去（通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、該当しない部分について個人情報の本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない。また、保存期間を設定していない場合であっても、記録目的を達成後は速やかに消去しなければならない。

保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により電気通信事業者ごとに、また通信履歴の種類ごとに異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように限定的に設定すべきである(※)。

ただし、刑事訴訟法第 197 条第 3 項及び第 4 項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には、当該理由に基づく保存期間が経過する前の間、保存し続けることが可能である。また、自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その必要性が解消されるまでの間、保存することが可能である。

[(※) 略]

5-1-2 通信履歴の提供 (第 38 条第 2 項関係)

第 38 条 (第 2 項)

[略]

通信履歴は、通信の秘密として保護されることから、電気通信事業者は、通信当事者の同意がある場合のほか裁判官の発付した令状に従う場合等の違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供してはならない。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない (3-7-1 (第三者提供の制限の原則) 参照)。

[【正当業務行為として違法性が阻却される事例】 略]

5-2 利用明細 (第 39 条関係)

ただし、刑事訴訟法第 197 条第 3 項及び第 4 項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場合には、当該理由に基づく保存期間が経過する前の間、保存し続けることが可能である。また、自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その必要性が解消されるまでの間、保存することが可能である。

[(※) 同左]

5-1-2 通信履歴の提供 (第 32 条第 2 項関係)

第 32 条

[同左]

通信履歴は、通信の秘密として保護されることから、電気通信事業者は、通信当事者の同意がある場合のほか裁判官の発付した令状に従う場合等の違法性阻却事由がある場合を除き、外部提供してはならない。法律上の照会権限のある者からの照会に応じて通信履歴を提供することは、必ずしも違法性が阻却されないので、原則として適当ではない (3-5-1 (第三者提供の制限の原則) 参照)。

[【正当業務行為として違法性が阻却される事例】 同左]

5-2 利用明細 (第 33 条関係)

5-2-1 利用明細の記載（第 39 条第 1 項関係）

第 39 条（第 1 項）

[略]

[略]

5-2-2 利用明細の閲覧等（第 39 条第 2 項関係）

第 39 条（第 2 項）

[略]

[略]

5-3 発信者情報（第 40 条関係）

5-3-1 発信者情報の通知（第 40 条第 1 項関係）

第 40 条（第 1 項）

[略]

[略]

5-3-2 発信者情報の提供（第 40 条第 2 項関係）

第 40 条（第 2 項）

[略]

5-2-1 利用明細の記載（第 33 条第 1 項関係）

第 33 条

[同左]

[同左]

5-2-2 利用明細の閲覧等（第 33 条第 2 項関係）

第 33 条

[同左]

[同左]

5-3 発信者情報（第 34 条関係）

5-3-1 発信者情報の通知（第 34 条第 1 項関係）

第 34 条

[同左]

[同左]

5-3-2 発信者情報の提供（第 34 条第 2 項関係）

第 34 条

[同左]

<p>[略]</p> <p>5-3-3 発信者情報の提供の制限 (第 40 条第 3 項関係)</p> <p><u>第 40 条 (第 3 項)</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>5-4 位置情報 (第 41 条関係)</p> <p>5-4-1 位置情報の取得 (第 41 条第 1 項関係)</p> <p><u>第 41 条 (第 1 項)</u></p> <p>[略]</p>	<p>[同左]</p> <p>5-3-3 発信者情報の提供の制限 (第 34 条第 3 項関係)</p> <p><u>第 34 条</u></p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>5-4 位置情報 (第 35 条関係)</p> <p>5-4-1 位置情報の取得 (第 35 条第 1 項関係)</p> <p><u>第 35 条</u></p> <p>[同左]</p>
<p>本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末 (端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 第 2 条第 2 項第 5 号) 及び無線呼出端末 (同規則第 2 条第 2 項第 11 号) のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条にいう「位置情報」とは、移動体端末の所有者の所在を表す場所を示す情報 (基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域 (単位料金区域等) のようなものは含まない。) をいい、端末設備等規則第 22 条にいう位置情報よりも広い概念である (なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。))。</p>	<p>本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末 (端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) 第 2 条第 2 項第 5 号) 及び無線呼出端末 (同規則第 2 条第 2 項第 11 号) のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条にいう「位置情報」とは、移動体端末の所有者の所在を表す場所を示す情報 (基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域 (単位料金区域等) のようなものは含まない。) をいい、端末設備等規則第 22 条にいう位置情報よりも広い概念である (なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。))。</p>

これら位置情報については、個人データ等に該当するものは、その適切な取扱いを確保する観点から、個人情報保護管理者を置くとともに、プライバシーポリシーを定め、公表することが適切である。

電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通信に係る場合は通信の構成要素であるから、通信の秘密として保護され、あらかじめ利用者（移動体端末の所持者）の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合以外に取得することは許されない。なお、「正当業務行為」とは、電気通信役務を提供する観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為をいう。例えば、携帯電話で通信を行うために基地局等において位置登録情報等の位置情報を取得する行為がこれに該当する。

これに対し、個々の通信時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は個々の通信を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。もっとも、通信の秘密に該当しない位置情報の場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、通信の秘密に該当しない位置情報の場合においても、利用者の同意がある場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合に限り取得することが強く求められる。

電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通信に係る場合は通信の構成要素であるから、通信の秘密として保護され、あらかじめ利用者（移動体端末の所持者）の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合以外に取得することは許されない。なお、「正当業務行為」とは、電気通信役務を提供する観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為をいう。例えば、携帯電話で通信を行うために基地局等において位置登録情報等の位置情報を取得する行為がこれに該当する。

これに対し、個々の通信時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は個々の通信を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。もっとも、通信の秘密に該当しない位置情報の場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、通信の秘密に該当しない位置情報の場合においても、利用者の同意がある場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合に限り取得することが強く求められる。

なお、第4項及び第5項は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為に該当する場合以外において、位置情報を取得することができる例を示したものである。

5-4-2 位置情報の利用（第41条第2項関係）

第41条（第2項）

[略]

通信の秘密に該当する情報については、通信当事者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、他人への提供その他の利用をしてはならない。

そのため、通信の秘密に該当する位置情報について、匿名化して他人への提供その他の利用を行う場合には、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐付けることができないよう十分な匿名化を行わなければならない、かつ匿名化して他人への提供その他の利用を行うことについてあらかじめ利用者の同意を得る必要がある。この場合、原則として個別具体的かつ明確な同意がなければ有効な同意があるとはいえないが、契約約款の内容等が利用者に対して十分に周知され、事後的にも利用者が随時に不利益なく同意内容を変更し、以後は位置情報を匿名化して利用しないよう求めることができることから利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるといえる場合であって、①匿名化の対象とされる情報の範囲、②加工の手法・管理運用体制の適切さなどを考慮すると通常の利用者であれば匿名化しての利用等を許諾すると想定できるときは、契約約款等

なお、第4項及び第5項は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為に該当する場合以外において、位置情報を取得することができる例を示したものである。

5-4-2 位置情報の利用（第35条第2項関係）

第35条

[同左]

通信の秘密に該当する情報については、通信当事者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、他人への提供その他の利用をしてはならない。

そのため、通信の秘密に該当する位置情報について、匿名化して他人への提供その他の利用を行う場合には、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐付けることができないよう十分な匿名化を行わなければならない、かつ匿名化して他人への提供その他の利用を行うことについてあらかじめ利用者の同意を得る必要がある。この場合、原則として個別具体的かつ明確な同意がなければ有効な同意があるとはいえないが、契約約款の内容等が利用者に対して十分に周知され、事後的にも利用者が随時に不利益なく同意内容を変更し、以後は位置情報を匿名化して利用しないよう求めることができることから利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるといえる場合であって、①匿名化の対象とされる情報の範囲、②加工の手法・管理運用体制の適切さなどを考慮すると通常の利用者であれば匿名化しての利用等を許諾すると想定できるときは、契約約款等

に基づく事前の包括同意であっても有効な同意があると考えられる。
通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、他人への提供その他の利用においては、利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる。なお、位置情報に係る匿名加工情報を作成する場合は、3-12（匿名加工情報取扱事業者等の義務）を参照のこと。

5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（第 41 条第 3 項関係）

第 41 条（第 3 項）

[略]

[略]

5-4-4 捜査機関の要請による位置情報の取得（第 41 条第 4 項関係）

第 41 条（第 4 項）

[略]

[略]

5-4-5 救助を行う機関の要請による位置情報の取得（第 41 条第 5 項関係）

に基づく事前の包括同意であっても有効な同意があると考えられる。

通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、他人への提供その他の利用においては、利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる。なお、位置情報に係る匿名加工情報を作成する場合は、3-8（匿名加工情報取扱事業者等の義務）を参照のこと。

5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（第 35 条第 3 項関係）

第 35 条

[同左]

[同左]

5-4-4 捜査機関の要請による位置情報の取得（第 35 条第 4 項関係）

第 35 条

[同左]

[同左]

5-4-5 救助を行う機関の要請による位置情報の取得（第 35 条第 5 項）

係)

第 41 条 (第 5 項)

[略]

[略]

5-5 不払い者等情報の交換 (第 42 条関係)

5-5-1 不払い者等情報の交換 (第 42 条第 1 項～第 3 項関係)

第 42 条 (第 1 項～第 3 項)

[略]

「不払い者等情報」は、不払い者等の氏名、住所、生年月日、不払い額の情報などの個人を識別できる情報が含まれることから、個人情報に該当するため、無断で外部提供することは許されていない。

ただし、例えば移動体事業においては、

- ・ 他の事業者において料金を支払わずに契約解除となった者と契約を締結した結果、同様に料金請求に応じてもらえないケースが増加している。
- ・ 他の事業者において契約者確認に応じないなどの理由で利用停止となった者と契約を締結した結果、同様に本人確認ができなくなる等により、料金請求ができず、あるいは著しく困難になっているばかりか、匿名携帯電話の発生などの不正利用にも繋がっている。

といった問題が発生しており、こうした問題に対処するためには、最小限

第 35 条

[同左]

[同左]

5-5 不払い者等情報の交換 (第 36 条関係)

5-5-1 不払い者等情報の交換 (第 36 条第 1 項～第 3 項関係)

第 36 条

[同左]

「不払い者等情報」は、不払い者等の氏名、住所、生年月日、不払い額の情報などの個人を識別できる情報が含まれることから、個人情報に該当するため、無断で外部提供することは許されていない。

ただし、例えば移動体事業においては、

- ・ 他の事業者において料金を支払わずに契約解除となった者と契約を締結した結果、同様に料金請求に応じてもらえないケースが増加している。
- ・ 他の事業者において契約者確認に応じないなどの理由で利用停止となった者と契約を締結した結果、同様に本人確認ができなくなる等により、料金請求ができず、あるいは著しく困難になっているばかりか、匿名携帯電話の発生などの不正利用にも繋がっている。

といった問題が発生しており、こうした問題に対処するためには、最小限

の不払い者等情報を電気通信事業者間で交換し、不払い者等の新たな加入を阻止することで、経営リスクを軽減するという特別の必要性が認められる。そのため、電気通信事業者は、契約約款にその旨明記することにより不払い者等情報を事業者間で交換することについて加入者の同意を得た上で（したがって、第 17 条第 1 項の本人の同意を得て第三者に個人情報を提供する場合に該当する。）、本人（不払い者等）の保護に値する正当な権利も守られる場合において、不払い者等情報の交換も可能である。

この際、「本人の権利利益を不当に侵害する」ことのないようにするため、交換の対象を契約解除となり現に不払いがある者及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成 17 年法律第 31 号）第 11 条各号に該当する場合の契約名義人に限定する、第 2 項及び第 3 項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うなどの対応を行うことが適切である。

また、交換したデータの活用に当たっては、電気通信事業法上の提供義務に反しないよう、交換した不払い者等情報を利用して加入を承諾しない場合を一定額以上の滞納者に限定し、一定額未満の者については預託金等を活用する、事後に交換元の事業者において「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成 17 年法律第 31 号）第 11 条各号に該当しなくなった場合には加入審査を受け付けるなどの慎重な取扱いが求められる。

なお、不払い者等情報の交換も、第 19 条及び第 20 条の適用対象となる。

の不払い者等情報を電気通信事業者間で交換し、不払い者等の新たな加入を阻止することで、経営リスクを軽減するという特別の必要性が認められる。そのため、電気通信事業者は、契約約款にその旨明記することにより不払い者等情報を事業者間で交換することについて加入者の同意を得た上で（したがって、第 15 条第 1 項の本人の同意を得て第三者に個人情報を提供する場合に該当する。）、本人（不払い者等）の保護に値する正当な権利も守られる場合において、不払い者等情報の交換も可能である。

この際、「本人の権利利益を不当に侵害する」ことのないようにするため、交換の対象を契約解除となり現に不払いがある者及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成 17 年法律第 31 号）第 11 条各号に該当する場合の契約名義人に限定する、第 2 項及び第 3 項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うなどの対応を行うことが適切である。

また、交換したデータの活用に当たっては、電気通信事業法上の提供義務に反しないよう、交換した不払い者等情報を利用して加入を承諾しない場合を一定額以上の滞納者に限定し、一定額未満の者については預託金等を活用する、事後に交換元の事業者において「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成 17 年法律第 31 号）第 11 条各号に該当しなくなった場合には加入審査を受け付けるなどの慎重な取扱いが求められる。

なお、不払い者等情報の交換も、第 17 条及び第 18 条の適用対象となる。

<p>5-5-2 不払い者等情報の利用目的の制限 (第 42 条第 4 項関係)</p> <p><u>第 42 条 (第 4 項)</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>5-5-3 不払い者等情報の適正な管理 (第 42 条第 5 項関係)</p> <p><u>第 42 条 (第 5 項)</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報 (第 43 条関係)</p> <p>5-6-1 迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換 (第 43 条第 1 項～第 3 項関係)</p> <p><u>第 43 条 (第 1 項～第 3 項)</u></p> <p>[略]</p> <p>送信者情報 (発信元の電子メールアドレス等) を偽って広告・宣伝等の目的で大量に送信される電子メールや、自己又は他人の営業のために架空電子メールアドレスを宛先として大量に送信される電子メール等 (以下「迷惑メール」という。) の送信は、特定電子メール法に違反するほか、送信が大量である場合には、電気通信事業者のサーバ等のシステムに負荷</p>	<p>5-5-2 不払い者等情報の利用目的の制限 (第 36 条第 4 項関係)</p> <p><u>第 36 条</u></p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>5-5-3 不払い者等情報の適正な管理 (第 36 条第 5 項関係)</p> <p><u>第 36 条</u></p> <p>[同左]</p> <p>[同左]</p> <p>5-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報 (第 37 条関係)</p> <p>5-6-1 迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換 (第 37 条第 1 項～第 3 項関係)</p> <p><u>第 37 条</u></p> <p>[同左]</p> <p>送信者情報 (発信元の電子メールアドレス等) を偽って広告・宣伝等の目的で大量に送信される電子メールや、自己又は他人の営業のために架空電子メールアドレスを宛先として大量に送信される電子メール等 (以下「迷惑メール」という。) の送信は、特定電子メール法に違反するほか、送信が大量である場合には、電気通信事業者のサーバ等のシステムに負荷</p>
--	---

をかけ、他の利用者のメール送受信の遅延等の支障を引き起こすなど情報通信ネットワークに多大な被害を与えるものである。

電気通信事業者による迷惑メール等の大量送信行為への対策としては、一時に多数の者に対する特定電子メール法違反のメール送信その他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信をした加入者に対して、その支障を防止するために必要な範囲において役務の利用停止措置（契約の解除を含む。以下同じ。）が講ぜられ、迷惑メール等の大量送信行為に対して一定の効果を上げていたが、ある電気通信事業者から利用停止措置を受けた者が、その後、別の電気通信事業者と契約を締結して迷惑メール等の大量送信を継続するケース（いわゆる「渡り」）が発生していた。

上記のとおり、迷惑メール等の大量送信行為が、情報通信ネットワークへ多大な被害を与えることに鑑みると、電気通信事業者による迷惑メール等の大量送信行為への対策の実効性を高め、情報通信ネットワークを保護するため、「渡り」により迷惑メール等の大量送信行為を継続する者に対し、適切な措置を講ずる特別の必要性が認められた。

したがって、本人（利用停止措置を受けた加入者）の保護に値する正当な権利が守られるならば、電気通信事業者間で、一時に多数の者に対する特定電子メール法違反のメール送信その他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信をした加入者の情報を交換し（※）、加入時の審査に用いることは可能であると考えられたものである。

（※）交換される情報には、「電子メールの送受信上の支障を生じさせ

をかけ、他の利用者のメール送受信の遅延等の支障を引き起こすなど情報通信ネットワークに多大な被害を与えるものである。

電気通信事業者による迷惑メール等の大量送信行為への対策としては、一時に多数の者に対する特定電子メール法違反のメール送信その他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信をした加入者に対して、その支障を防止するために必要な範囲において役務の利用停止措置（契約の解除を含む。以下同じ。）が講ぜられ、迷惑メール等の大量送信行為に対して一定の効果を上げていたが、ある電気通信事業者から利用停止措置を受けた者が、その後、別の電気通信事業者と契約を締結して迷惑メール等の大量送信を継続するケース（いわゆる「渡り」）が発生していた。

上記のとおり、迷惑メール等の大量送信行為が、情報通信ネットワークへ多大な被害を与えることに鑑みると、電気通信事業者による迷惑メール等の大量送信行為への対策の実効性を高め、情報通信ネットワークを保護するため、「渡り」により迷惑メール等の大量送信行為を継続する者に対し、適切な措置を講ずる特別の必要性が認められた。

したがって、本人（利用停止措置を受けた加入者）の保護に値する正当な権利が守られるならば、電気通信事業者間で、一時に多数の者に対する特定電子メール法違反のメール送信その他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信をした加入者の情報を交換し（※）、加入時の審査に用いることは可能であると考えられたものである。

（※）交換される情報には、「電子メールの送受信上の支障を生じさせ

るおそれのある大量送信を行ったことを理由として利用停止措置を受けた加入者の氏名、住所、生年月日等の当該加入者に関する情報（以下「迷惑メール等送信に係る加入者情報」という。）」が含まれるものと考えられる。このような迷惑メール等送信に係る加入者情報は、メール内容、送信相手、送信日時、送受信場所、送信回数等の事実に関わるものではなく、個別のメール送信に係る情報ではないため、通信の秘密に属する情報には当たらないと解される（なお、特定された個別のメール送信に係る送信者情報は、個別の通信の構成要素であり通信の秘密に当たるため、その知得や第三者への提供については、通信当事者の同意がある場合のほか、緊急避難等の違法性阻却事由がある場合に限定される）。

しかしながら、迷惑メール等送信に係る加入者情報は、「電気通信事業者により、電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信を行ったと判断されて利用停止措置を受けた者」を識別するに足りる情報という意味で、プライバシーとして保護されるべき情報であり、かつ、個人情報として慎重かつ厳格な取扱いが必要である。

よって、「本人の権利利益を不当に侵害」することのないようにするためには、交換の対象となる情報を電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信を行ったことを理由として利用停止措置を受けた加入者に関する情報に限定すること、交換の対象となる加入者情報の正確性を十分に確保すること、迷惑メール等送信行為を行ったという事実認定を適切に行うこと、交換することにつき契約約款に明記する等により加入者

るおそれのある大量送信を行ったことを理由として利用停止措置を受けた加入者の氏名、住所、生年月日等の当該加入者に関する情報（以下「迷惑メール等送信に係る加入者情報」という。）」が含まれるものと考えられる。このような迷惑メール等送信に係る加入者情報は、メール内容、送信相手、送信日時、送受信場所、送信回数等の事実に関わるものではなく、個別のメール送信に係る情報ではないため、通信の秘密に属する情報には当たらないと解される（なお、特定された個別のメール送信に係る送信者情報は、個別の通信の構成要素であり通信の秘密に当たるため、その知得や第三者への提供については、通信当事者の同意がある場合のほか、緊急避難等の違法性阻却事由がある場合に限定される）。

しかしながら、迷惑メール等送信に係る加入者情報は、「電気通信事業者により、電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信を行ったと判断されて利用停止措置を受けた者」を識別するに足りる情報という意味で、プライバシーとして保護されるべき情報であり、かつ、個人情報として慎重かつ厳格な取扱いが必要である。

よって、「本人の権利利益を不当に侵害」することのないようにするためには、交換の対象となる情報を電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある大量送信を行ったことを理由として利用停止措置を受けた加入者に関する情報に限定すること、交換の対象となる加入者情報の正確性を十分に確保すること、迷惑メール等送信行為を行ったという事実認定を適切に行うこと、交換することにつき契約約款に明記する等により加入者

の同意を得ること（したがって、第17条の適用上は同条第1項の「あらかじめ本人の同意」を得て第三者に個人情報を提供する場合に該当する。）、第2項及び第3項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うこと、交換した情報については十分な安全保護措置をとること等が求められる。

交換した情報の活用に当たっては、電気通信事業法上の不当な差別的取扱いの禁止（電気通信事業法第6条）及び役務提供義務（同法第121条第1項）に反しないよう、交換した情報を利用して加入を承諾しない場合は、利用停止措置を講じてから合理的な一定期間内に限定するとともに、利用停止措置を講じた事業者において当該措置を解除した場合には交換した情報から削除する等の適切な運用が求められる。

なお、迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換も、第19条及び第20条の適用対象となる。

5-6-2 迷惑メール等送信に係る加入者情報の利用目的の制限等（第43条第4項・第5項関係）

第43条（第4項・第5項）

[略]

第4項及び第5項の考え方については、第42条第4項及び第5項の考え方と同様である。

5-7 電話番号情報（第44条関係）

の同意を得ること（したがって、第15条の適用上は同条第1項の「あらかじめ本人の同意」を得て第三者に個人情報を提供する場合に該当する。）、第2項及び第3項の規定に従い加入者に対し交換の仕組みの周知を行うこと、交換した情報については十分な安全保護措置をとること等が求められる。

交換した情報の活用に当たっては、電気通信事業法上の不当な差別的取扱いの禁止（電気通信事業法第6条）及び役務提供義務（同法第121条第1項）に反しないよう、交換した情報を利用して加入を承諾しない場合は、利用停止措置を講じてから合理的な一定期間内に限定するとともに、利用停止措置を講じた事業者において当該措置を解除した場合には交換した情報から削除する等の適切な運用が求められる。

なお、迷惑メール等送信に係る加入者情報の交換も、第17条及び第18条の適用対象となる。

5-6-2 迷惑メール等送信に係る加入者情報の利用目的の制限等（第37条第4項～第5項関係）

第37条

[同左]

第4項及び第5項の考え方については、第36条第4項及び第5項の考え方と同様である。

5-7 電話番号情報（第38条関係）

<p>5-7-1 電話番号情報の電話帳への掲載等 (第44条第1項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第44条 (第1項)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(※) 電話サービス以外の通信サービスにおけるID (メールアドレス等) については、電話番号ほどの公開の要請はないのが現状であるため、本条の対象ではなく、これらのうち個人情報に該当するものの取扱いについては、第2章 (第4条から第36条まで) の規定によることとなる。</p> <p>5-7-2 電話番号情報の提供の制限 (第44条第2項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第44条 (第2項)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>5-7-3 電話番号情報の提供形態 (第44条第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第44条 (第3項)</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p>	<p>5-7-1 電話番号情報の電話帳への掲載等 (第38条第1項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第38条</p> <p>[同左]</p> </div> <p>[同左]</p> <p>(※) 電話サービス以外の通信サービスにおけるID (メールアドレス等) については、電話番号ほどの公開の要請はないのが現状であるため、本条の対象ではなく、これらのうち個人情報に該当するものの取扱いについては、第2章 (第4条から第31条まで) の規定によることとなる。</p> <p>5-7-2 電話番号情報の提供の制限 (第38条第2項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第38条</p> <p>[同左]</p> </div> <p>[同左]</p> <p>5-7-3 電話番号情報の提供形態 (第38条第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第38条</p> <p>[同左]</p> </div> <p>[同左]</p>
--	--

5-7-4 電話番号情報の外部提供（第44条第4項関係）

第44条（第4項）

[略]

電話番号情報の外部提供については、3-7-1（第三者提供の制限の原則）による（※）。

[（※） 略]

5-7-5 電話番号情報の電話帳発行又は電話番号案内業務を行う者への提供（第44条第5項関係）

第44条（第5項）

[略]

[略]

6 ガイドラインの見直し及びモニタリングの実施（第45条関係）

第45条

1 本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

2 本ガイドラインの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いについては、前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、定

5-7-4 電話番号情報の外部提供（第38条第4項関係）

第38条

[同左]

電話番号情報の外部提供については、3-5-1（第三者提供の制限の原則）による（※）。

[（※） 同左]

5-7-5 電話番号情報の電話帳発行又は電話番号案内業務を行う者への提供（第38条第5項関係）

第38条

[同左]

[同左]

6 ガイドラインの見直し（第39条関係）

第39条

本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

[新設]

<p><u>期的にモニタリングを行い現状を把握することとする。</u></p>	
<p><u>個人データ等の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする（第45条第1項関係）。</u></p>	<p><u>個人情報の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。</u></p>
<p><u>前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、本ガイドラインの遵守状況等に関して定期的にモニタリング（※）を行い、現状を把握するとともにその結果を踏まえ必要な見直しを検討することとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>（※）モニタリングの項目は必要に応じて検討されることとなるが、第14条、第15条等に関する実施状況（プライバシーポリシーへの第15条第2項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリケーションに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリケーション提供サイトにおけるアプリケーション提供者への情報の取扱いに関する要請の状況等）についてモニタリングを行うことが想定される。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>7 （別添）講ずべき安全管理措置の内容</p> <p><u>第12条に定める安全管理措置として、電気通信事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。</u></p> <p>安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データ等が</p>	<p>7 （別添）講ずべき安全管理措置の内容</p> <p><u>第11条に定める安全管理措置として、電気通信事業者が具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等を次に示す。</u></p> <p>安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データ等が</p>

<p>漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。</p> <p>7-1 基本方針の策定</p> <p>[略]</p> <p>7-2 個人データ等の取扱いに係る規律等の整備</p> <p>[略]</p> <p>7-3 組織的安全管理措置</p> <p>電気通信事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[(1) ~ (3) 略]</p> <p>(4) <u>漏えい等事案</u>に対応する体制の整備</p> <p><u>漏えい等事案</u>の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応する</p>	<p>漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。</p> <p>7-1 基本方針の策定</p> <p>[同左]</p> <p>7-2 個人データ等の取扱いに係る規律等の整備</p> <p>[同左]</p> <p>7-3 組織的安全管理措置</p> <p>電気通信事業者は、組織的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[(1) ~ (3) 同左]</p> <p>(4) <u>漏えい等の事案</u>に対応する体制の整備</p> <p><u>漏えい等の事案</u>の発生又は兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応す</p>
--	--

ための体制を整備しなければならない。

なお、漏えい等事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である（※）。

（※）電気通信事業者において、漏えい等の事案が発生した場合等の対応の詳細については、3-6（個人データの漏えい等の報告等）を参照のこと。

[（5） 略]

講じなければ ならない措置	手法の例示
(1) 組織体制の整備	<p>(組織体制として整備する項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データ等の取扱いに関する責任者（個人情報保護管理者）の設置及び責任の明確化・個人データ等を取り扱う従業員及びその役割の明確化 ・ 上記の従業員が取り扱う個人データ等の範囲の明確化 ・ 法や電気通信事業者において整備されている個人データ等の取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 個人データ等の<u>漏えい等事案</u>の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 個人データ等を複数の部署で取り扱う場合の各部署

ための体制を整備しなければならない。

なお、漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要である（※）。

（※）電気通信事業者において、漏えい等の事案が発生した場合等の対応の詳細については、別に定める（4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）参照）。

[（5） 同左]

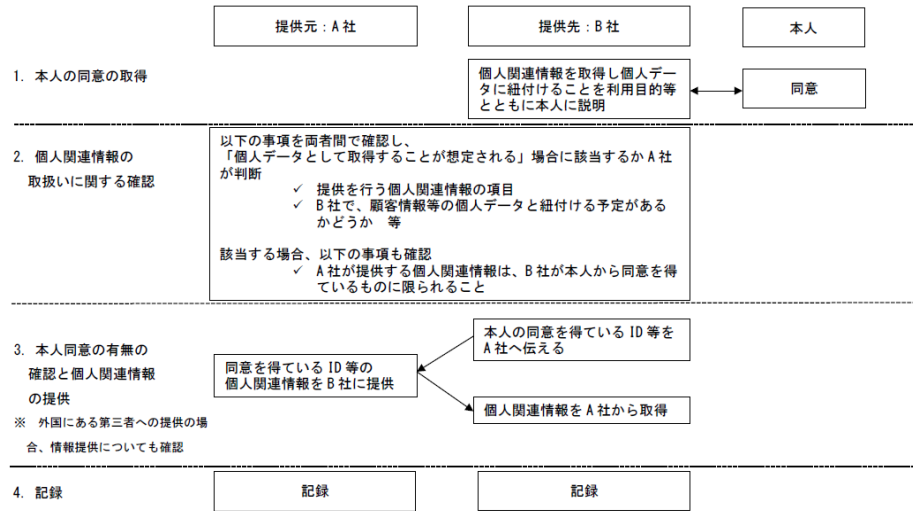
講じなければ ならない措置	手法の例示
(1) 組織体制の整備	<p>(組織体制として整備する項目の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データ等の取扱いに関する責任者（個人情報保護管理者）の設置及び責任の明確化・個人データ等を取り扱う従業員及びその役割の明確化 ・ 上記の従業員が取り扱う個人データ等の範囲の明確化 ・ 法や電気通信事業者において整備されている個人データ等の取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 個人データ等の<u>漏えい等の事案</u>の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制 ・ 個人データ等を複数の部署で取り扱う場合の各部署

	の役割分担及び責任の明確化		の役割分担及び責任の明確化
(2) 個人データ等の取扱いに係る規律に従った運用	[略]	(2) 個人データ等の取扱いに係る規律に従った運用	[同左]
(3) 個人データ等の取扱状況を確認する手段の整備	[略]	(3) 個人データ等の取扱状況を確認する手段の整備	[同左]
(4) <u>漏えい等事案</u> に対応する体制の整備	<p>漏えい等事案の発生時に例えば次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 影響を受ける可能性のある本人への通知 ・ 個人情報保護委員会等への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 等 	(4) <u>漏えい等事案</u> に対応する体制の整備	<p>漏えい等事案の発生時に例えば次のような対応を行うための、体制を整備することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 個人情報保護委員会等への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 等
(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	[略]	(5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	[同左]
7-4 人的安全管理措置		7-4 人的安全管理措置	

<p>電気通信事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、電気通信事業者は、従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、<u>第13条第1項</u>に基づき従業者に対する監督をしなければならない（<u>3-4-5</u>（従業者の監督）参照）。また、個人データ等の取扱いを委託する場合には、電気通信事業者は、<u>第13条第3項</u>に基づき委託先に対する監督を行わなければならない（<u>3-4-6</u>（委託先の監督）参照）。</p> <p>[略]</p> <p>7-5 物理的安全管理措置</p> <p>[略]</p> <p>7-6 技術的安全管理措置</p> <p>[略]</p> <p><u>7-7 外的環境の把握</u></p> <p><u>電気通信事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>電気通信事業者は、人的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。また、電気通信事業者は、従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、<u>第12条第1項</u>に基づき従業者に対する監督をしなければならない（<u>3-3-5</u>（従業者の監督）参照）。また、個人データ等の取扱いを委託する場合には、電気通信事業者は、<u>第12条第3項</u>に基づき委託先に対する監督を行わなければならない（<u>3-3-6</u>（委託先の監督）参照）。</p> <p>[同左]</p> <p>7-5 物理的安全管理措置</p> <p>[同左]</p> <p>7-6 技術的安全管理措置</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p>
--	--

【付録】

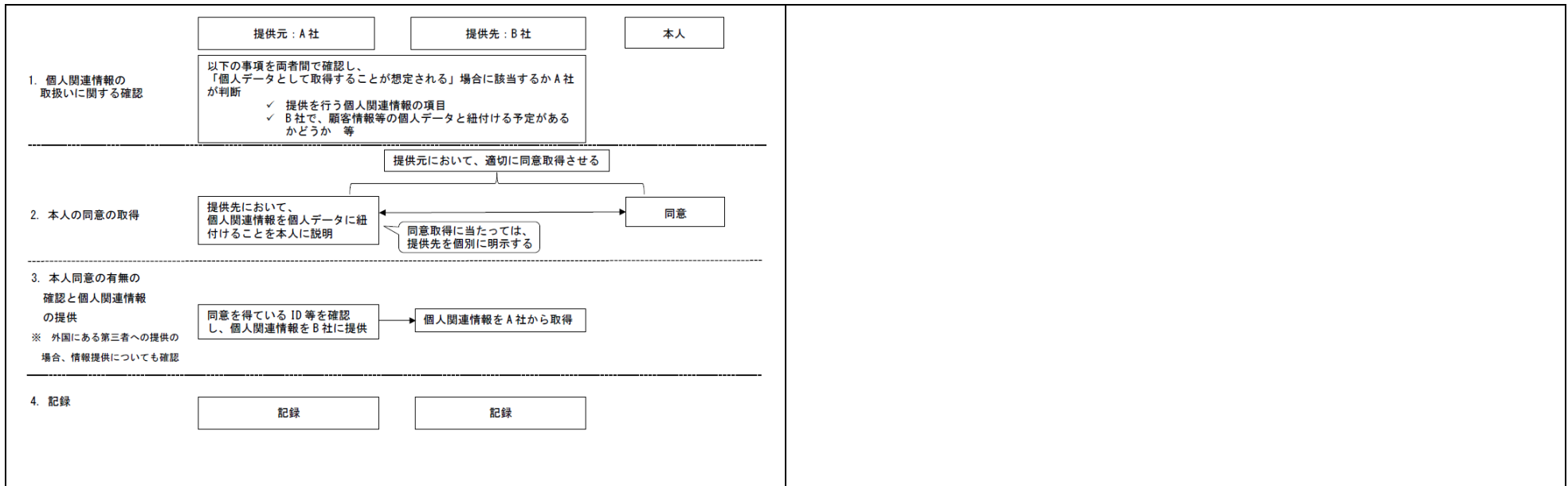
個人関連情報の第三者提供につき、提供先で同意取得する場合の一般的なフロー



※ 上記フロー図は一例であり、1.と2.が前後する場合等もある。

個人関連情報の第三者提供につき、提供元で同意取得を代行する場合の一般的なフロー

[新設]



備考 表中の[]の記載は注記である。